

# 第2次 屋久島町男女共同参画基本計画

～男女が互いを尊重し多様な人が協働するまちづくり～

令和8年度～令和17年度



令和8年2月  
屋久島町



# はじめに

男女がともに地域や仕事、家庭に参画し、責任と利益を分かちあう「男女共同参画社会」の実現は、国際的に重要な課題であるとされています。

我が国では、平成11年6月に、男女共同参画社会の形成に関する基本的な法律である「男女共同参画社会基本法」が策定され、以降、男女間の暴力の防止や女性の職業生活における活躍推進など、諸分野の法整備と施策推進が図られてきました。



本町においては、平成27年3月に「屋久島町男女共同参画基本計画・配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、計画に基づき、町の男女共同参画の推進に取り組んできました。

しかし、近年、働き方の一層の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により支援を必要とする女性が顕在化するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組はより重要性を増してきています。特に地方においては、若い女性を中心とした都市部への人口流出が進んでおり、女性にも選ばれる地方づくり、女性も含め誰もが安心して生活できる地域づくりが急務とされています。

これらの状況を踏まえ、この度、「屋久島町男女共同参画基本計画」の計画期間が令和6年度で終了したことから、新たに市町村男女共同参画基本計画及び関連する諸計画を包含した「第2次屋久島町男女共同参画基本計画」を策定しました。

本計画では、「男女が互いを尊重し多様な人が協働するまちづくり」を基本理念として掲げています。活力ある屋久島町を築いていくためには、多様な人が地域で協力して活動することが大切であり、男女がお互いの意見・考え・権利を尊重し合う男女共同参画意識の浸透はそのための欠かせない基盤となります。今後は、本計画に基づき、本町の男女共同参画に関する取組を一層推進してまいりますので、町民の皆様により一層のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたって、アンケート調査を通して貴重なご意見をいただきました町民の皆様及び中学生・高校生の皆様、熱心にご審議いただきました男女共同参画推進懇話会の皆様に心より感謝申し上げます。

令和8年2月

屋久島町長 荒木耕治



# 目次

第1章 計画策定の趣旨と計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 男女共同参画社会の形成をめぐる動向 .....	3
3 計画の位置づけ .....	8
4 計画の期間 .....	10
5 計画策定の体制 .....	11
第2章 屋久島町の状況 .....	12
1 人口等の状況 .....	12
2 男女共同参画の状況 .....	20
3 アンケート調査結果 .....	22
4 事業評価結果 .....	36
5 屋久島町の課題 .....	40
第3章 計画の基本理念 .....	44
1 基本理念 .....	44
2 施策の方向性 .....	45
3 SDGsの視点からの計画の推進 .....	46
4 計画の体系 .....	47
第4章 施策の方向性 .....	48
方向性1 男女共同参画社会の形成に向けた意識の改革、教育・学習の推進 .....	48
方向性2 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進 .....	53
方向性3 誰もが希望する働き方と生活が選択できる環境の整備 .....	57
方向性4 生涯を通じた男女の健康への支援 .....	61
方向性5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しないまちづくりと被害者支援の充実...	65
方向性6 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備...	73
第5章 計画の推進体制 .....	77
1 計画の推進体制 .....	77
2 計画の数値目標・指標 .....	78
資料編 .....	79
1 用語集 .....	79
2 男女共同参画社会基本法 .....	83
3 屋久島町男女共同参画推進懇話会設置要綱 .....	89
4 屋久島町男女共同参画推進会議設置要綱 .....	91



# 第1章 計画策定の趣旨と計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。

我が国においては、平成11年(1999年)6月に男女平等の実現に向けた取組をより進めるとともに、少子高齢化や経済情勢の変化に対応するため、男女が性別に関係なく個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的とし、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

同法では、「少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくために、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが重要である」とし、市町村に対しては、当該市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である「市町村男女共同参画計画」の策定を努力義務として定めています。

その後も、国は男女平等の実現に向けて法整備を行い、平成13年(2001年)10月には配偶者からの暴力の防止と被害者の保護と自立支援等について定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)を、平成28年(2016年)4月には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」をそれぞれ施行しました。

また、令和2年(2020年)12月には、人口減少社会の本格化やジェンダー(※1)平等に向けた世界的な潮流などを背景に、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、地域活動における女性の活躍・男女共同参画など11の個別分野を設けた「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。直近の動きとしては、令和8年度(2026年度)開始予定の「第6次男女共同参画基本計画」の策定に向けて取り組んでいます。

屋久島町では、平成27年(2015年)3月に「屋久島町男女共同参画基本計画」(平成27年度(2015年度)～令和6年度(2024年度))を策定し、屋久島町の男女共同参画の推進に取り組んできました。

この間も、国は、女性の活躍推進や暴力の防止、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な法の施行や改正等に取り組んできました。

この度、「屋久島町男女共同参画基本計画」の計画期間が令和6年度(2024年度)で終了したことから、これらの社会情勢の変化や法制度の拡充等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策の一層の推進を図ることを目的として「第2次屋久島町男女共同参画基本計画」を策定しました。

※1 ジェンダー…社会通念や慣習により形成された社会的・文化的な性別。(詳細は計画書P80用語集に記載。)

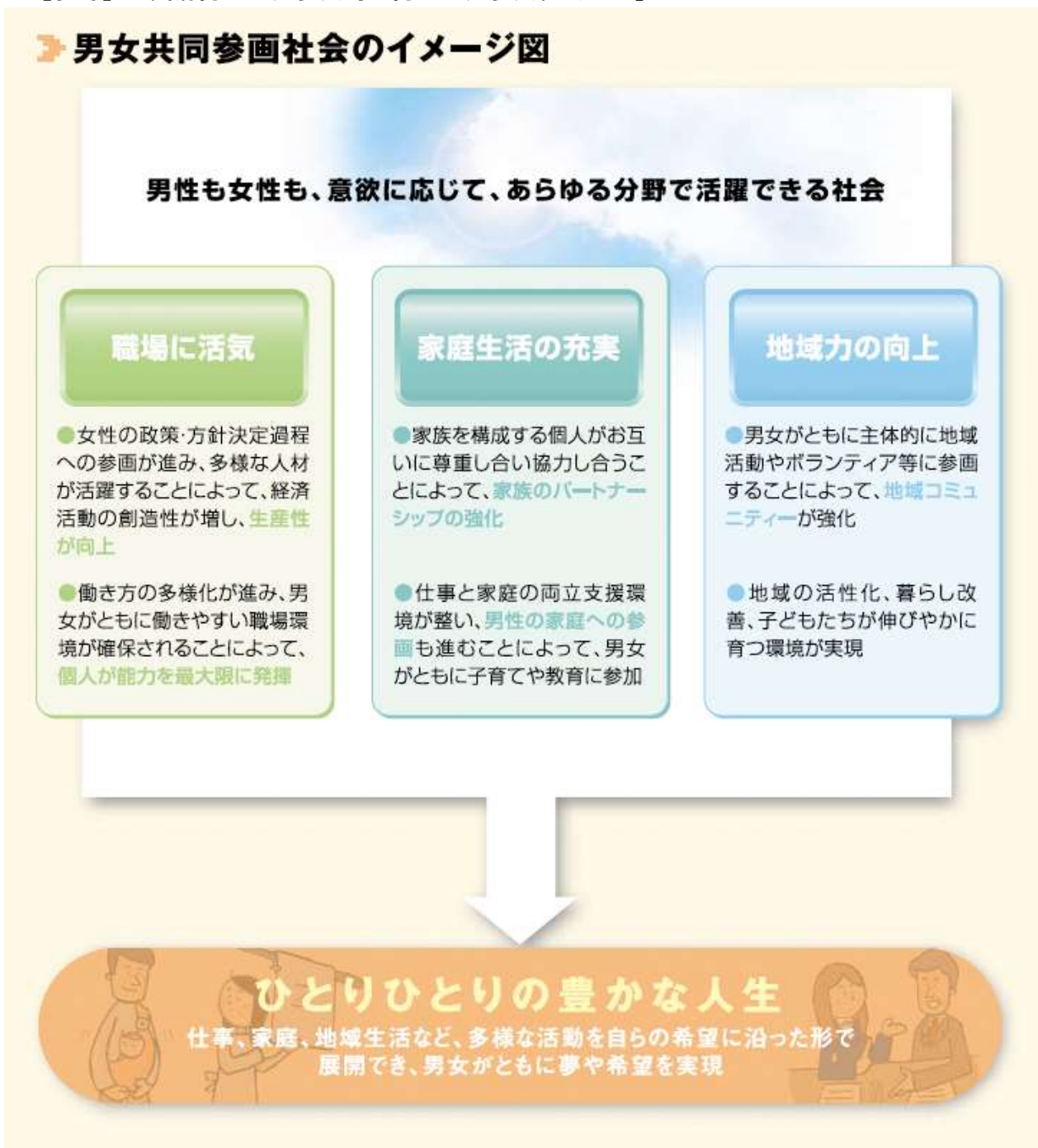
## (2) 男女共同参画とは

「男女共同参画」とは、単に男女が共に活動に参加するだけでなく、活動の中心として意思決定に参加するなど、より主体的・積極的に関わっていくことを表します。

そして、社会のあらゆる分野で男女が共に参画し、均等に利益を享受できる「男女共同参画社会」の形成は、世界的に重要な課題とされており、日本でも男女共同参画社会の形成に向けた取組が行われています。

【参考】内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会とは」

### 男女共同参画社会のイメージ図



## 2 男女共同参画社会の形成をめぐる動向

### (1) 世界の動向

#### ①世界の主な動向

昭和 50 年 (1975 年)、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を促すため、国連はこの年を「国際婦人年」と決めました。同年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」が採択され、昭和 51 (1976) 年から昭和 60 (1985) 年までを「国連婦人の 10 年」と宣言し、各種施策が推進されました。

平成 7 年 (1995 年) 9 月には、北京にてアジアで初めての開催となる、第 4 回世界女性会議が開催され、「平等、開発及び平和のための行動」をスローガンに、女性の人権に関する最も包括的で高い水準の国際文書である「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。その後、「北京宣言及び行動綱領」は、5 年ごとに取組状況について世界全体でフォローアップ (状況の確認・追跡) が行われています。

平成 27 年 (2015 年) には、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連で採択され、持続可能な開発目標 (SDGs (※1)) の 17 のゴールのうち、ゴール 5 として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント (※2)」が掲げられました。

令和 7 年 (2025 年) には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から 30 年にあたることから、「北京+30」として、第 69 回国連女性の地位委員会 (※3) が開催され、30 年間の進展と課題が議論されました。

委員会では、どの国も未だジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを完全に達成していないこと、行動綱領の進展が遅いことなどを指摘し、北京宣言及び行動綱領及びこれまでの国連女性の地位委員会による宣言等を再確認するとともに、これらを完全・効果的かつ加速的に実施することについて改めて合意しています。

#### 【SDGs の 17 のゴール

#### 「5 ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」】



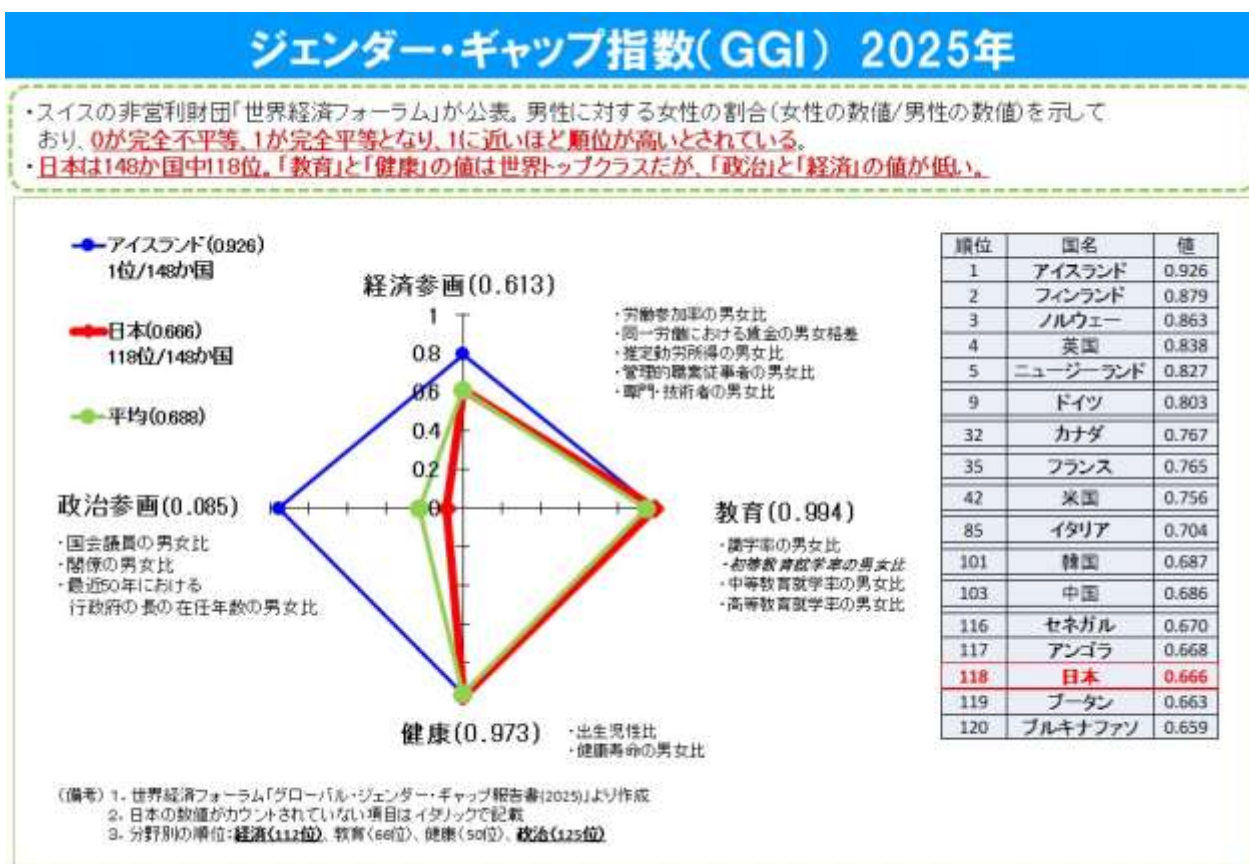
- ※1 SDGs…持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。(詳細は計画書 P79 用語集に記載。)
- ※2 エンパワーメント…自分の意見を述べたり、社会に働きかけたり、動かしたりする力を付けること。(同 P79)
- ※3 国連女性の地位委員会…政治・市民・社会・教育分野等での女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行う国連の機関。(同 P80)

## ②ジェンダーギャップ指数（※1）

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」は、例年、各国の統計をもとに男女格差を測る「Global Gender Gap Report（グローバル・ジェンダーギャップ・レポート）」を公表しています。

令和7年（2025年）6月12日に、最新のデータである2025年版が公表されました。この指数は、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。日本の総合スコアは0.666（前年0.663）とやや上昇し過去最高となったものの、順位は前年と同じ118位となっており、G7の中では最下位となっています。

分野別でみると、女性管理職比率や女性議員・閣僚の比率が低いことが影響し、経済参画が0.613（112位）、政治参画が0.085（125位）となっています。



出典：内閣府男女共同参画室WEBサイト

※1 ジェンダーギャップ指数…世界経済フォーラムが毎年発表する男女格差を図る指数。（詳細は計画書 P80 用語集に記載。）

## (2) 国の動向

前期の屋久島町男女共同参画基本計画策定後の国の動向として、おおまかに法律の施行・改正による女性の活躍推進と権利擁護推進、働き方改革の推進による男女がともに働きやすい社会の構築に取り組んでいます。

平成 28 年(2016 年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」)の全面施行
平成 30 年(2018 年)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行
令和元年(2019 年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」 別称「DV防止法」)の改正
令和元年(2019 年)	「女性活躍推進法」などの改正
令和 3 年(2021 年)	「育児・介護休業法」改正
令和 6 年(2024 年)	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行

### ①令和 7 年版「女性版骨太の方針(女性活躍・男女共同参画の重点方針)」

国は、毎年 6 月をめどに、女性活躍・男女共同参画の取組を加速するために「女性版骨太の方針(女性活躍・男女共同参画の重点方針)」を政府決定しています。

最新の令和 7 年(2025 年)版では、「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」を方針の一つに掲げています。

この方針では、女性の地方から都市部への移動が見られることを踏まえ、地方での男女共同参画の推進と性別に関する偏見等を解消し女性が住みやすい地方を構築することが重要であるとして、全国各地での女性の起業支援、魅力的な職場や学びの場づくりなどに取り組むとしています。

**女性版骨太の方針 2025 (女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025) 説明資料** (令和 7 年 6 月 10 日までの女性活躍・社会づくり本部 男女共同参画基本計画(2025))

いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現を目指す。多様な地域で多様な幸せを実現させ、活力ある日本を目指す。

**I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり**  
女性が地方での生活を選択しない傾向が強まる中、固定的な性別役割分担意識の解消等を図り、女性を含めた誰もが安心して住み続けられる地方を構築することは待ったなしの課題。  
→全国各地における女性の起業支援、地域における魅力的な職場・学びの場づくり、地域における人材確保・育成及び体制づくり、地域における安心・安全の確保に取り組む。

**II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり**  
各地の女性が、いかなるライフステージにあっても仕事を育て、自分らしく生きていくための基盤として、女性への家事・育児・介護の負担の軽減を促し、所得向上・経済的自立を図ることが必要。  
→女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化、仕事と育児・介護の両立の支援、仕事と健康課題の両立の支援、職場等におけるハラスメントの防止に取り組む。

**III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大**  
女性の活躍は、多様性(ダイバーシティ)が尊重される社会を実現するとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらす持続的な発展を確保する上でも不可欠な要素であり、あらゆる分野において一層の推進が必要。→企業における女性活躍、政治・行政分野における男女共同参画、科学技術・学術分野や国際的な分野における女性活躍の推進に取り組む。

**IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現**  
どこに住んでいても、個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保されることは、男女を問わず、人々が各地域で暮らしていくための基盤。  
→配偶者等への暴力や性犯罪・性暴力への対策の強化、困難な問題を抱える女性への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進、生涯にわたる健康への支援等に取り組む。

**V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化**  
一方の性の視点のみに立脚するのではなく、男女別の影響やニーズを考慮することは、真に男女がともに利益を享受できる施策、製品・サービスを生むことにつながる。社会における生きづらさをなくしていくことにつながる。→男女共同参画の視点に立った政府計画の策定等の推進、ジェンダー統計の充実、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画に取り組む。

## ②第6次男女共同参画基本計画の策定

現在、政府は、男女共同参画社会の形成促進に向けた国の施策をまとめた「第6次男女共同参画基本計画」の策定に取り組んでいます。

直近の動きとして、7月に公開された骨子案では、国際社会と比較して政治・経済分野等の男女共同参画の進捗が遅れていることや、若者・女性の地方からの流出などを課題として挙げしており、取り組むべき事項を12分野の政策領域に分類し、それぞれ方向性と具体的な取組を記載しています。



### 分野

- 1 ライフステージ（※1）に応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 3 女性の所得向上と経済的自立の実現
- 4 生涯を通じた男女の健康への支援
- 5 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- 6 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- 7 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 8 防災・復興における男女共同参画の推進
- 9 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- 10 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 11 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 12 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

※1 ライフステージ…人の生涯を、乳幼児期、青年期、成人期、老年期のように、その特徴や節目ごとに分けた区切り。（詳細は計画書 P82 用語集に記載。）

### (3) 県の動向

鹿児島県は現在、「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」（令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度））に基づき、男女共同参画を推進しています。

計画では、男女共同参画・ジェンダー平等の理解促進や、男女共同参画の視点に立った地域づくりなどをポイントとして挙げ、教育・学習の推進などに取り組んでいます。

また、令和5年度（2023年度）には、女性支援新法に基づく新たな計画として「鹿児島県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」（令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度））を策定しました。

#### 第4次鹿児島県男女共同参画基本計画

目指す姿

一人ひとりの人権が尊重され

○多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会

○誰もが安心して暮らすことができる地域社会

##### 重点目標

- 1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識（※1）や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス（※2））の解消、教育・学習の推進
- 2 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備
- 3 生涯を通じた健康支援
- 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 5 男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 6 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

##### 戦略的取組

- ①あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組
- ②男女共同参画の視点に立った地域づくりに向けた取組
- ③子どもの頃から男女共同参画の理解促進や、多様な選択を可能にするための教育現場における取組

#### 鹿児島県困難な問題を抱える女性への支援基本計画

課題

○支援対象者として発見されていない女性の早期把握

○相談窓口の充実

○支援施策等の認知度の向上

○相談者のニーズに合わせた支援体制の充実

○一時保護及び施設入所の適切な実施

○民間団体等との協働の促進

##### 支援内容

- 1 アウトリーチ等による早期把握
  - 2 居場所の提供
  - 3 相談支援
  - 4 一時保護
  - 5 被害回復支援
- など9項目

##### 支援体制

- 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の役割と連携の体制
- 県、市町村、警察、児童相談所、男女共同参画センターなどの関係機関の連携の体制 など

※1 固定的な性別役割分担意識…男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。（詳細は計画書 P80 用語集に記載。）

※2 アンコンシャス・バイアス…人が無意識のうちに持っている思い込みのこと。（同 P79）

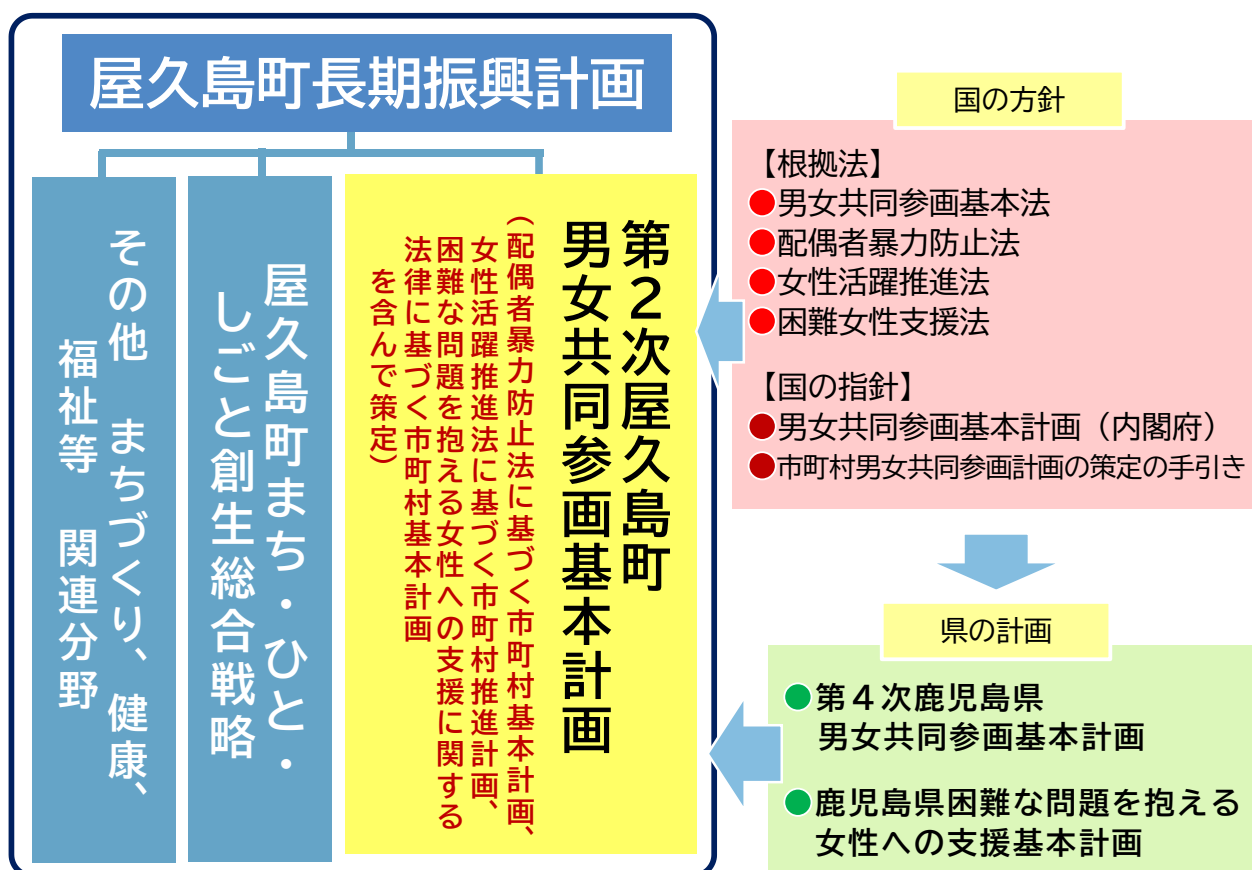
### 3 計画の位置づけ

#### (1) 計画の位置づけ

第2次屋久島町男女共同参画基本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定します。

また、前期計画に引き続き「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を一体的に策定するとともに、新たに「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定します。

町内においては、本町の最上位計画である「屋久島町第二次長期振興計画」の方針に基づくとともに、「屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第三期）」等の関連計画とも整合性を保ち策定を行います。



#### ■第2次屋久島町男女共同参画基本計画の根拠法

##### 【男女共同参画社会基本法】

第十四条 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

## (2) 包含して策定する諸計画の概要

国は、「市町村男女共同参画計画」以外にも男女問題や女性の活躍支援に関する法律等で、市町村等に対して計画の策定を求めています。

これらの計画は「市町村男女共同参画計画」に包含して策定しても良いとされていることから、屋久島町では前述のとおり、第2次屋久島町男女共同参画基本計画に包含して策定することとします。包含して策定する各計画の概要と根拠法は以下のとおりです。

### ■それぞれの計画の性質

	計画名及び根拠法、策定指針	性質・主な内容
一体的に策定する計画	配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画	◇配偶者からの暴力の防止と被害者の保護について、法・制度、国の示す基本方針に基づき定める ◇暴力の防止、通報や相談への対応、保護、自立支援等について被害者に身近な行政主体として取り組む
	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画	◇働く場面での女性の活躍を推進するために、地域の特性を踏まえた施策をまとめた計画 ◇仕事と育児の両立や女性が活躍しやすい職場づくり等、企業や女性にアプローチすることが求められる
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画	◇女性であることによつて暴力や搾取の被害にあいやすいことや女性特有の健康問題、経済的困窮などのリスクがあることから、それらの困難な状況にある女性を対象とし、支援の内容や支援体制を定める

#### 【配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）】

第二条の三 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

#### 【女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）】

第六条 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

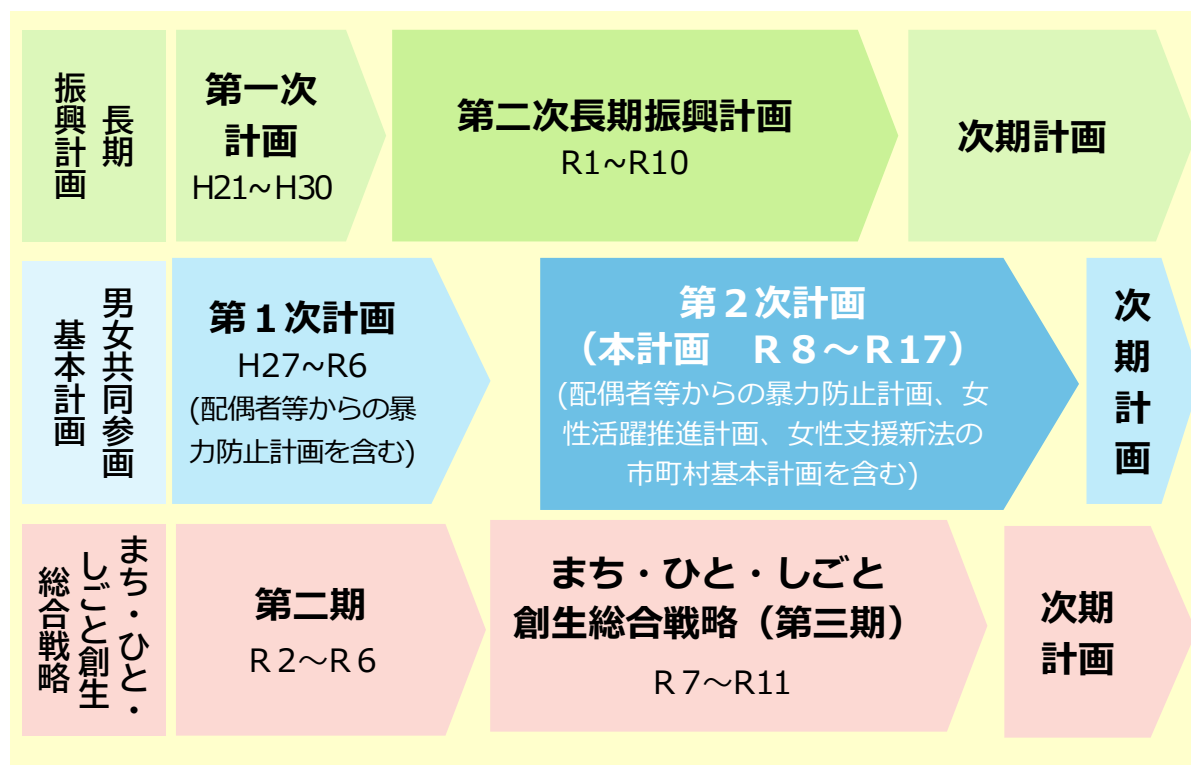
#### 【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律】

第八条 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

## 4 計画の期間

第2次屋久島町男女共同参画基本計画は、その計画期間を令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）の10年間とします。

また、計画期間中であっても、状況の変化等により見直しの必要が生じた場合は適宜見直しを行います。



## 5 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、町民参画により地域の課題と実情を反映することが重要であるため、住民向けのアンケート調査を実施し住民の男女共同参画に関する意見を把握するとともに、男女共同参画推進懇話会を開催し、計画の検討、審議を行いました。

### (1) 屋久島町男女共同参画推進懇話会での計画の検討、審議

本計画の策定にあたっては、町の男女共同参画社会形成に係る施策を総合的に推進するための団体である屋久島町男女共同参画推進懇話会において、計画の検討、審議を行いました。

	日時	内容
第1回	令和7年(2025年) 9月11日	○計画策定の趣旨 ○中学生・高校生意識調査の結果について
第2回	令和7年(2025年) 10月23日	○住民意識調査の結果について ○事業評価の結果について ○骨子案
第3回	令和7年(2025年) 12月4日	○計画素案の審議
第4回	令和8年(2026年) 2月9日	○パブリックコメント結果の報告 ○計画の承認

### (2) アンケート調査の実施について

「第2次屋久島町男女共同参画基本計画」の策定にあたり、地域の男女共同参画をめぐる実態を把握し計画策定の基礎資料として活用することを目的として、屋久島町の住民及び中学生・高校生を対象に男女共同参画に関する考え等をうかがうアンケート調査を実施しました。

#### ①住民意識調査

調査種別	調査対象者	調査手法	回答件数
住民意識調査	屋久島町住民基本台帳から 18歳以上の町民3,000人を 無作為に抽出	郵送での配付・回収 及び WEBページでの調査	全体 28.8% (865件 /3,000件)

#### ②中学生・高校生意識調査

調査種別	調査対象者	調査手法	回答件数
中学生・高校生 意識調査	屋久島町内の中学校、高等学校に 在籍する全生徒 合計 485名 内訳：中学生 310名 高校生 175名	学校を通じた回答依頼 WEBページでの調査	全体 73.2% (355件/485件) 中学生 87.1% 高校生 48.6%

## 第2章 屋久島町の状況

### 1 人口等の状況

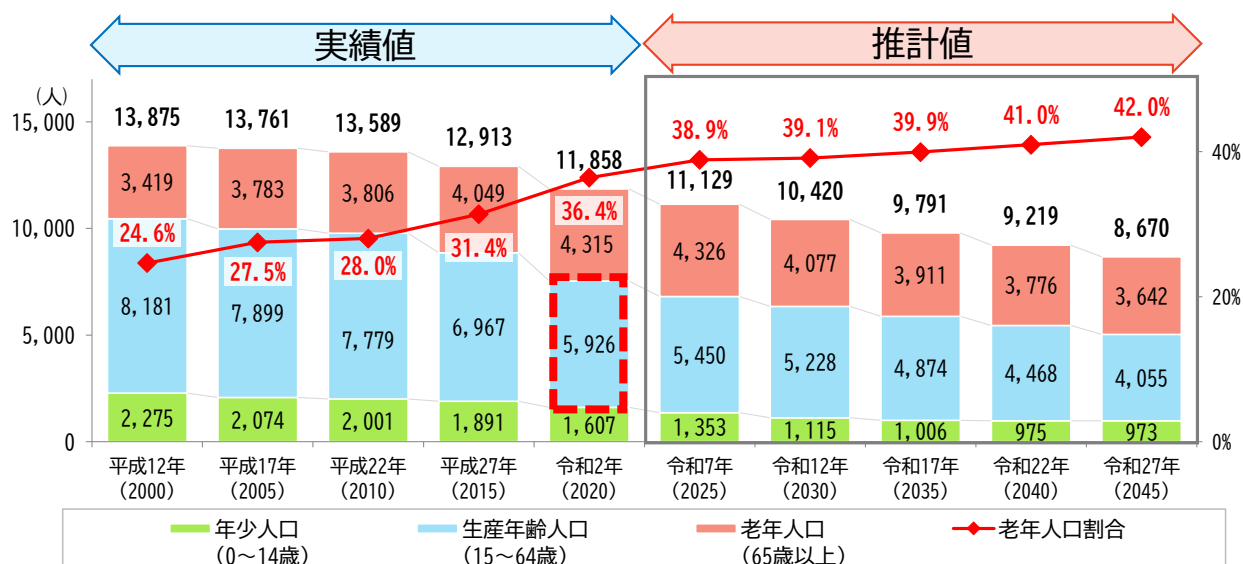
#### (1) 人口等の状況

##### ①年齢三区分別人口の推移

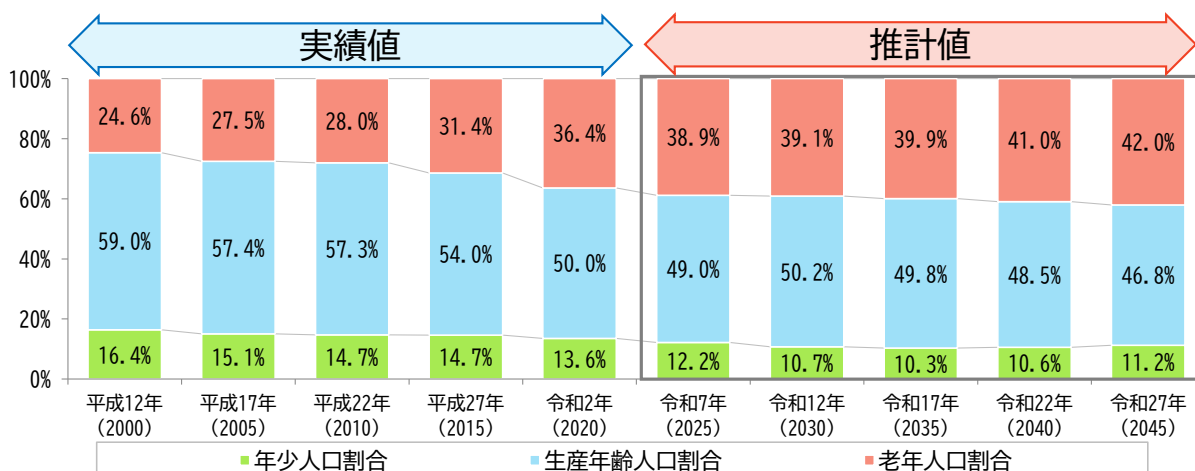
屋久島町の総人口は減少傾向にあり、令和2年（2020年）は11,858人となっています。

令和2年（2020年）の人口を平成27年と比較すると8.2%減（1,055人減）と大きく減少しており、特に生産年齢人口が5,926人と14.9%減（1,041人減）と主な働き手の年代が急減しています。

##### ■年齢三区分別人口の推移



##### ■年齢三区分別人口の構成比



出典：平成12年（2000年）～令和2年（2020年）は「国勢調査」総務省

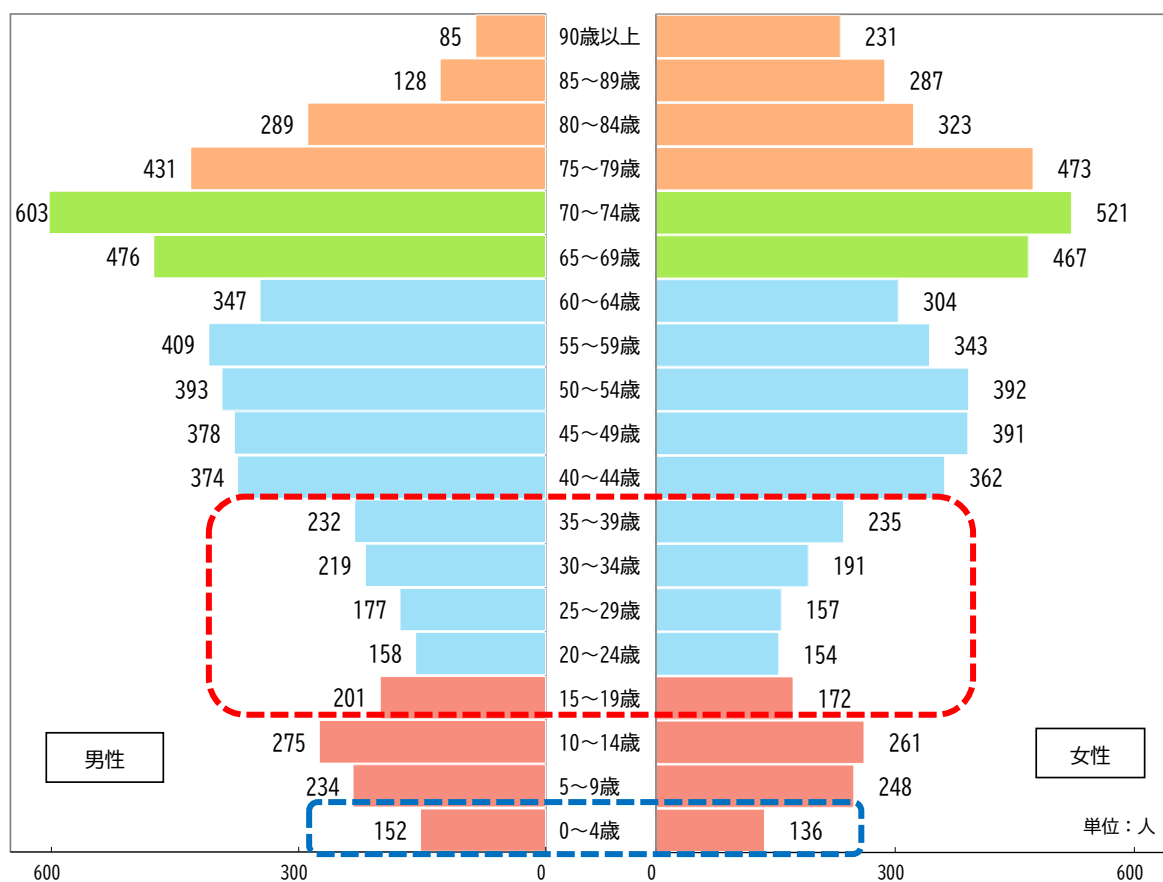
令和7年（2025年）以降は「地域別将来推計人口（令和5年）」国立社会保障・人口問題研究所

## ②年齢5歳階級別人口

令和7年（2025年）の住民基本台帳の年齢5歳階級別人口の構成をみると、20～24歳の層を中心として、15～39歳の層が他の年齢層と比較して少なくなっており、進学・就職を機に島から転出する人が多いことがうかがえます。

また、0～4歳の層が男性では152人、女性では136人と、男女ともに74歳以下の層では最も少なくなっており、少子化が加速していることがうかがえます。

### ■年齢5歳階級別人口構成



出典：「住民基本台帳（令和7年（2025年）8月1日時点）」屋久島町

## (2) 世帯等の状況

一般世帯の構成比は国・県と比較して親族のみ世帯の割合が低く、単独世帯、高齢独居世帯の割合が高くなっています。

また母子世帯の割合が2.02%（118世帯）と、国・県と比較してやや高くなっています。

### ■一般世帯の構成比

	屋久島町の 世帯数	構成比		
		屋久島町	鹿児島県	全国
総世帯数	5,847世帯			
一般世帯	5,836世帯	100.00%	100.00%	100.00%
うち18歳未満の いる世帯	1,021世帯	17.49%	18.41%	19.27%
親族のみ世帯	3,297世帯	56.49%	59.91%	60.84%
うち18歳未満の いる世帯	1,014世帯	17.37%	18.33%	19.17%
核家族世帯	3,026世帯	51.85%	55.99%	54.05%
うち18歳未満の いる世帯	915世帯	15.68%	16.94%	16.71%
三世代世帯	107世帯	1.83%	1.93%	4.20%
うち18歳未満の いる世帯	82世帯	1.41%	1.26%	2.36%
単独世帯	2,469世帯	42.31%	38.94%	37.97%
母子世帯	118世帯	2.02%	1.76%	1.16%
父子世帯	11世帯	0.19%	0.20%	0.13%
高齢夫婦世帯	926世帯	15.87%	14.94%	11.73%
高齢独居世帯	1,168世帯	20.01%	16.40%	12.06%

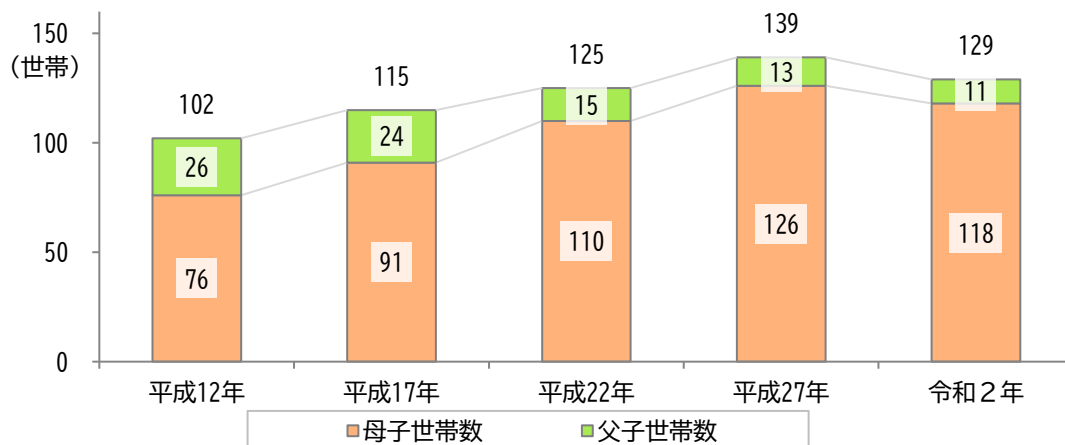
出典：「令和2年国勢調査」総務省

母子・父子世帯数は、令和2年（2020年）は平成27年（2015年）からやや減少し129世帯となっています。

婚姻数は減少傾向にあり、令和3年（2021年）以降は30件台で推移しています。

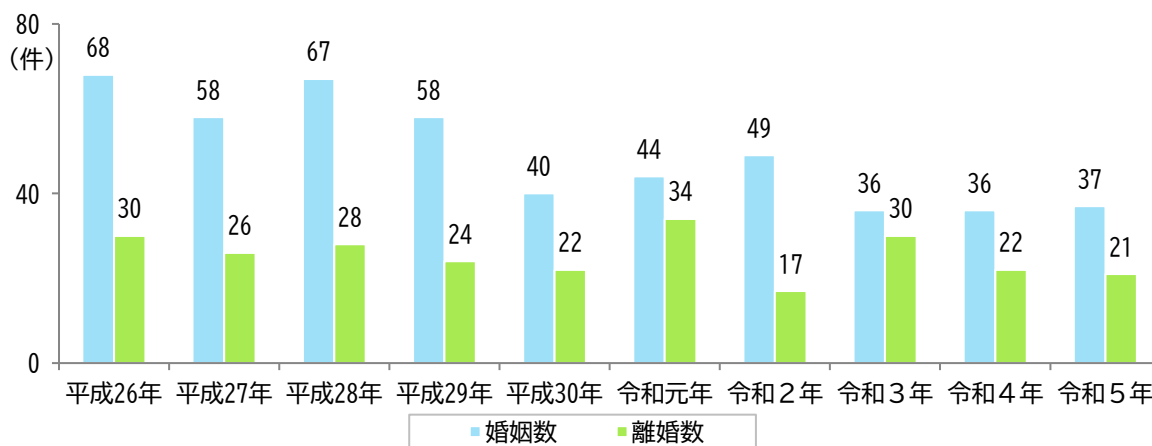
一方で、離婚件数はおおむね20件台で推移しています。

### ■母子・父子世帯数の推移



出典：「国勢調査」総務省

### ■婚姻件数・離婚件数の推移



出典：「人口動態統計」厚生労働省

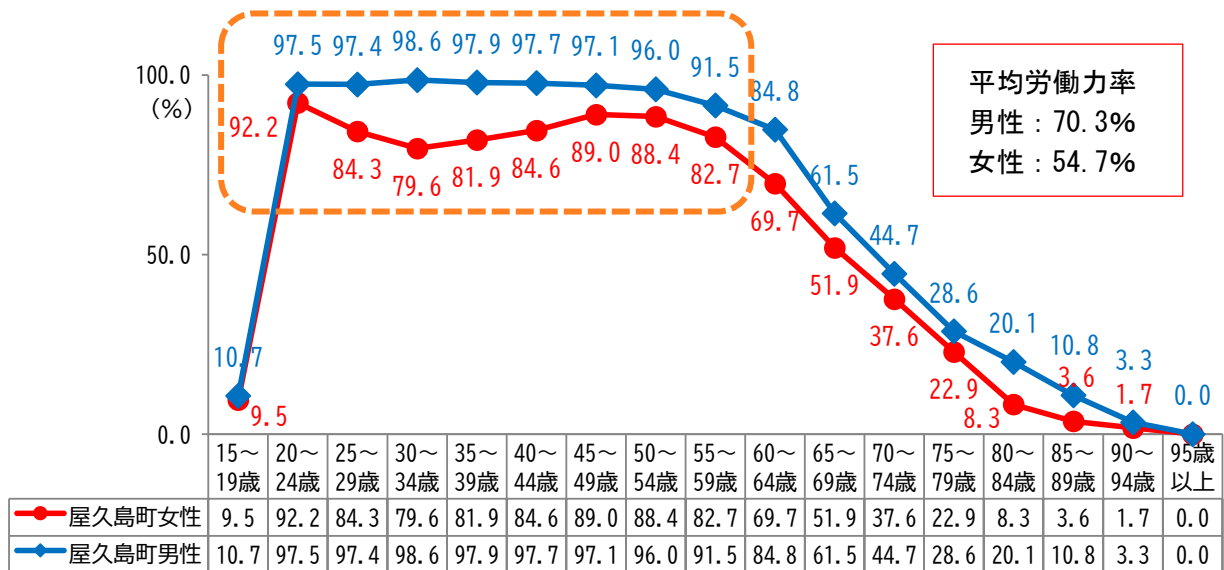
### (3) 雇用等の状況

#### ①労働力率の状況

屋久島町の労働力率は、男性は主な働き手の年代である20～59歳のすべての層で90%以上となっているのに対し、女性は、30～34歳を中心に一度低下しその後再度上昇するいわゆる「M字カーブ（※1）」が見られます。

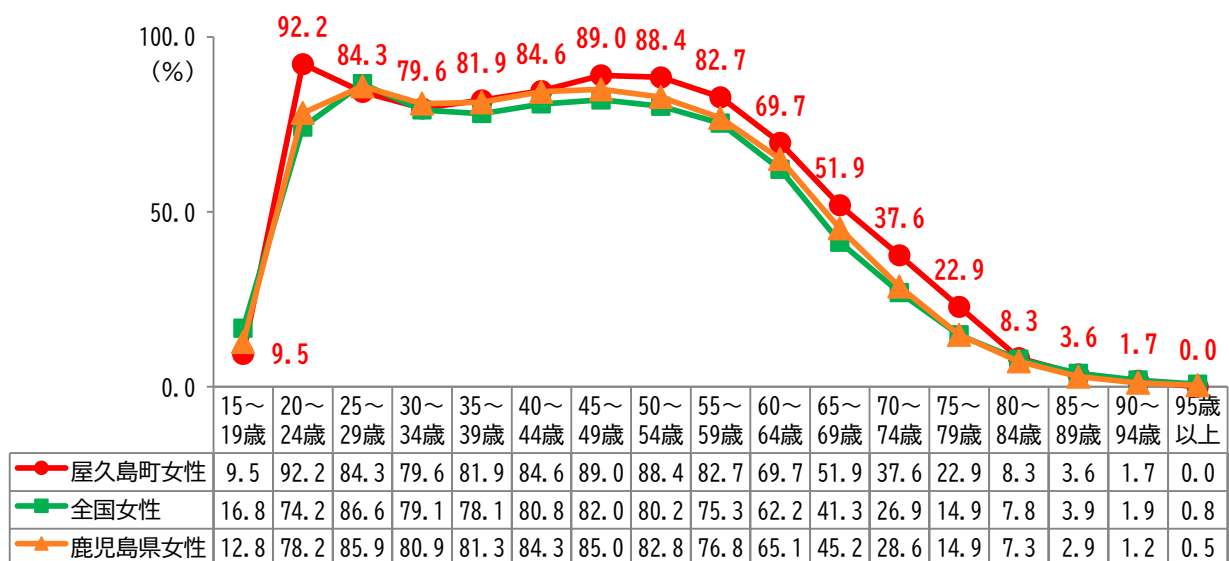
女性の労働力率を国、県と比較すると、おおむね国・県と同じかそれを上回って推移しています。

■男女別労働力率（労働力率＝労働力人口（就業者＋完全失業者）÷15歳以上人口）



出典：「令和2年国勢調査」総務省

■女性労働力率の国・県との比較



出典：「令和2年国勢調査」総務省

※1 M字カーブ…日本の女性の労働力率が出産・育児期である30代前半を谷底とする形になること。（詳細は計画書P79用語集に記載。）

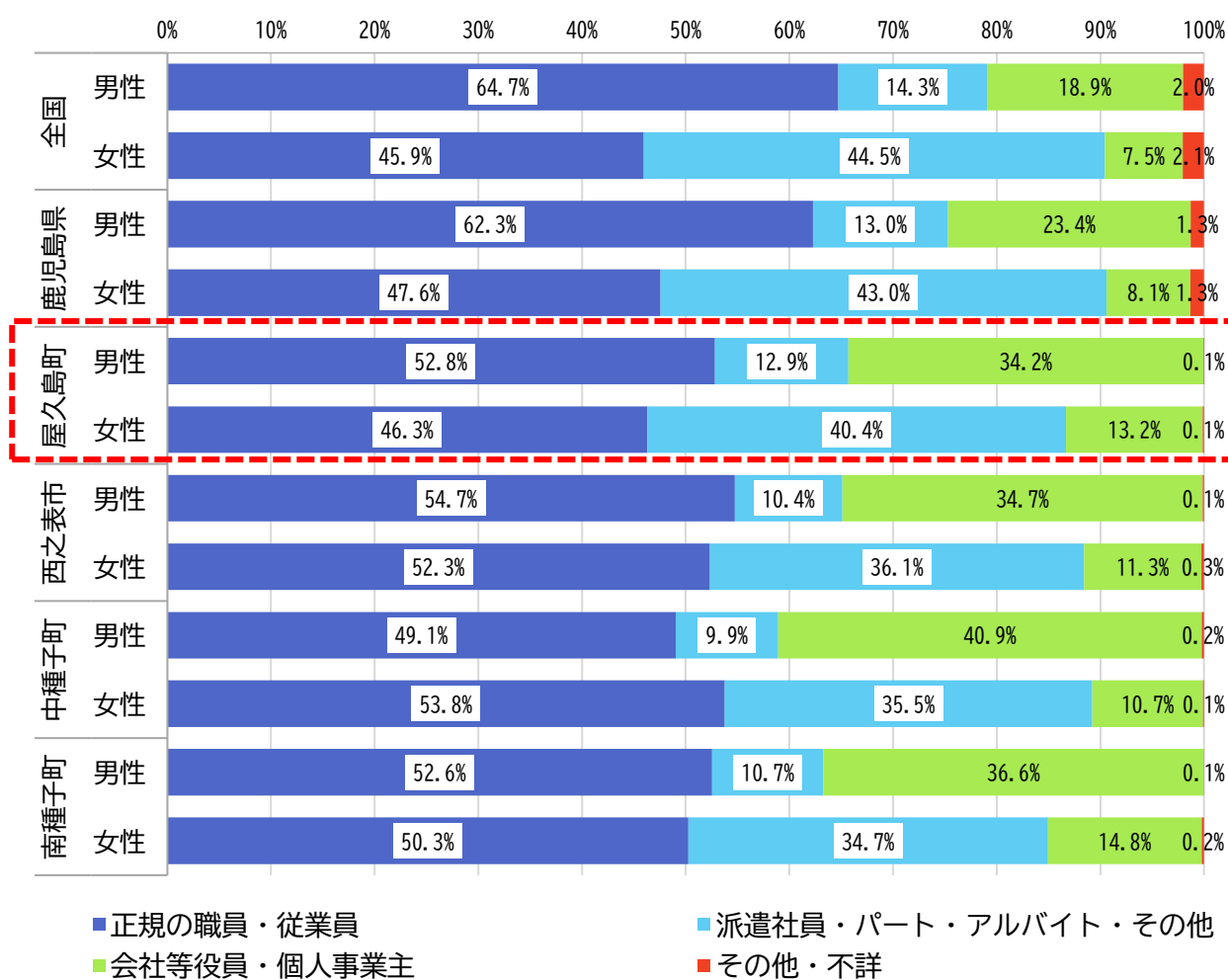
## ②男女別就業上の地位

屋久島町の男女別就業上の地位は、国・県と比較して男性は「正規の職員・従業員」が10ポイント程度低く「会社等役員・個人事業主」が10～15ポイント程度高く、女性は「派遣社員・パート・アルバイト・その他」がやや低く「会社等役員・個人事業主」が5ポイント程度高くなっています。

男女間で比較すると、女性は男性よりも「正規の職員・従業員」と「会社等役員・個人事業主」の割合が低く、「派遣社員・パート・アルバイト・その他」の割合が40.4%と男性を27.5ポイント上回っています。

熊毛郡の他市町村と比較すると、女性の「正規の職員・従業員」の割合が5ポイント程度低く、「派遣社員・パート・アルバイト・その他」の割合が高くなっています。

### ■就業上の地位（男女別）

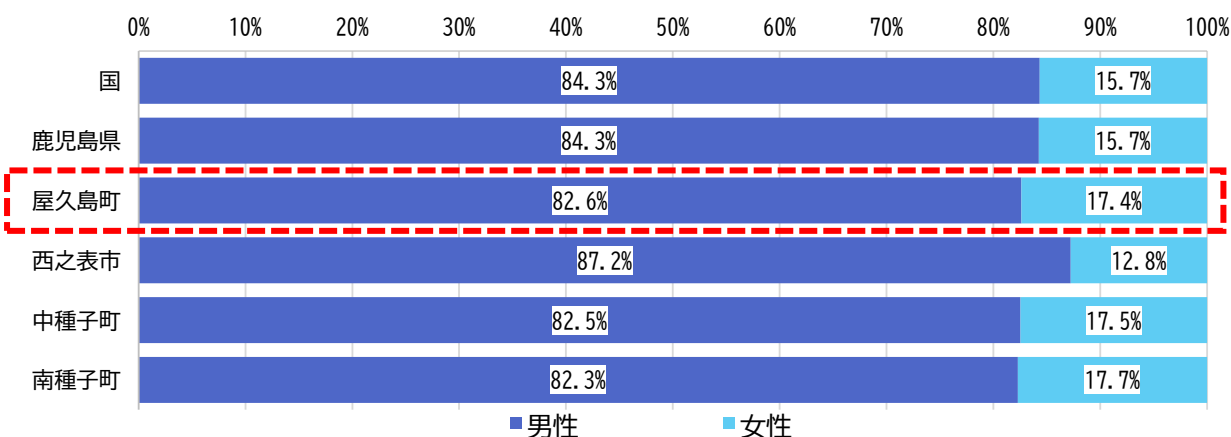


出典：「令和2年国勢調査」総務省

### ③管理職等の性別構成比

管理職等の性別の構成比をみると、男性が 82.6%、女性が 17.4%と、国・県よりも女性の割合がやや高くなっています。

■管理職等の性別構成比（男女別）



出典：「令和2年国勢調査」総務省

※管理職等には役員、雇人のある業主を含む。

### ④産業別の就業者数と構成比

産業別の就業者数は、男性は「農業、林業」、「建設業」、「宿泊業、飲食サービス業」に従事している人が、女性は「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」が、それぞれ多くなっています。構成比を県と比較すると、男女共に「卸売業、小売業」、「医療、福祉」の割合が県より低く、「宿泊業、飲食サービス業」の割合が高くなっています。

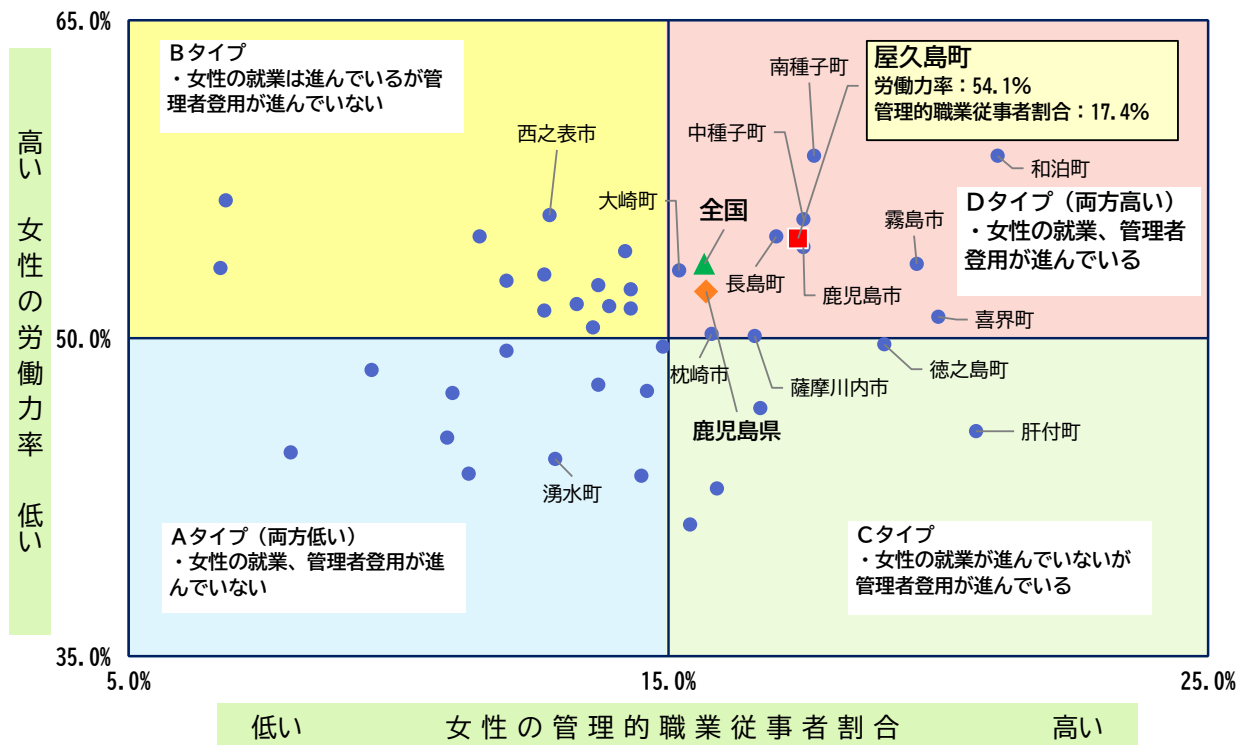
■産業別の就業者数と構成比（男女別 上位3項目を薄い黄色で塗りつぶしている）

	屋久島町の就業者数			男性の構成比		女性の構成比	
	総数	男性	女性	屋久島町	鹿児島県	屋久島町	鹿児島県
総数	6,125	3,329	2,796	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
農業、林業	610	393	217	11.8%	9.3%	7.8%	6.0%
漁業	105	99	6	3.0%	0.9%	0.2%	0.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	-	2	-	0.1%	0.1%	0.0%
建設業	483	402	81	12.1%	13.0%	2.9%	2.8%
製造業	480	314	166	9.4%	11.9%	5.9%	9.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	48	38	10	1.1%	0.9%	0.4%	0.2%
情報通信業	24	20	4	0.6%	1.3%	0.1%	0.7%
運輸業、郵便業	251	199	52	6.0%	6.8%	1.9%	1.5%
卸売業、小売業	673	298	375	9.0%	13.3%	13.4%	17.2%
金融業、保険業	54	14	40	0.4%	1.5%	1.4%	2.1%
不動産業、物品賃貸業	76	46	30	1.4%	1.5%	1.1%	1.1%
学術研究、専門・技術サービス業	73	42	31	1.3%	2.8%	1.1%	1.8%
宿泊業、飲食サービス業	969	378	591	11.4%	3.9%	21.1%	7.6%
生活関連サービス業、娯楽業	349	209	140	6.3%	2.8%	5.0%	4.2%
教育、学習支援業	408	164	244	4.9%	4.3%	8.7%	6.5%
医療、福祉	745	169	576	5.1%	9.1%	20.6%	28.7%
複合サービス事業	114	74	40	2.2%	1.6%	1.4%	1.1%
サービス業（その他）	294	201	93	6.0%	6.6%	3.3%	4.3%
公務（他に分類されるものを除く）	361	268	93	8.1%	6.6%	3.3%	2.9%
分類不能の産業	6	1	5	0.0%	1.7%	0.2%	1.8%

出典：「令和2年国勢調査」総務省

## ⑤女性活躍の状況のタイプ分類

内閣府男女共同参画局が示した女性活躍推進計画の策定マニュアルに基づき、女性の労働力率及び管理的職業従業者割合（管理職の男女比）について分類すると、屋久島町はDタイプ（女性の労働力率・管理的職業従業者割合がそれぞれの目安より高い）に分類されます。



出典：「令和2年国勢調査」（総務省）

※屋久島町、鹿児島市、国、県、熊本郡の他、Dタイプの市町村、総務省による産業構造分類で屋久島町と類似する市町村（湧水町、肝付町、徳之島町）を掲載

### 女性活躍推進計画策定にむけた女性活躍の状況のタイプ分類

一般的に、職場での女性活躍を推進するための取組は、「就業、職業生活と家庭生活の両立」や「管理職登用」への支援が中心となります。

そのため、国は、地域の女性活躍の状況を把握するための尺度として、女性の労働力率と管理的職業従業者割合からのタイプ分類方法を示しています。暫定的な目安として、労働力率は50%、管理的職業従業者割合は15%を基準として、それより高いか低いかによって、地域がどういった状況にあるか、何に取り組むべきかを示しています。

タイプ	労働力率	管理的職業従業者割合	一般的な状況と支援の方向性
Aタイプ	低い	低い	女性の就業や仕事と家庭の両立、管理者登用が進んでいない ➡女性の就労支援、管理者登用支援、女性が働ける環境づくり
Bタイプ	高い	低い	女性の就業や仕事と家庭の両立が進んでいるが管理者登用が進んでいない ➡管理者登用支援
Cタイプ	低い	高い	女性の就業や仕事と家庭の両立が進んでいないが管理者登用が進んでいる ➡女性の就労支援、女性が働ける職場環境づくり
Dタイプ (含屋久島町)	高い	高い	女性の就業や仕事と家庭の両立、管理者登用が進んでいる ➡女性の管理者登用支援のさらなる推進（割合、地位の向上）

## 2 男女共同参画の状況

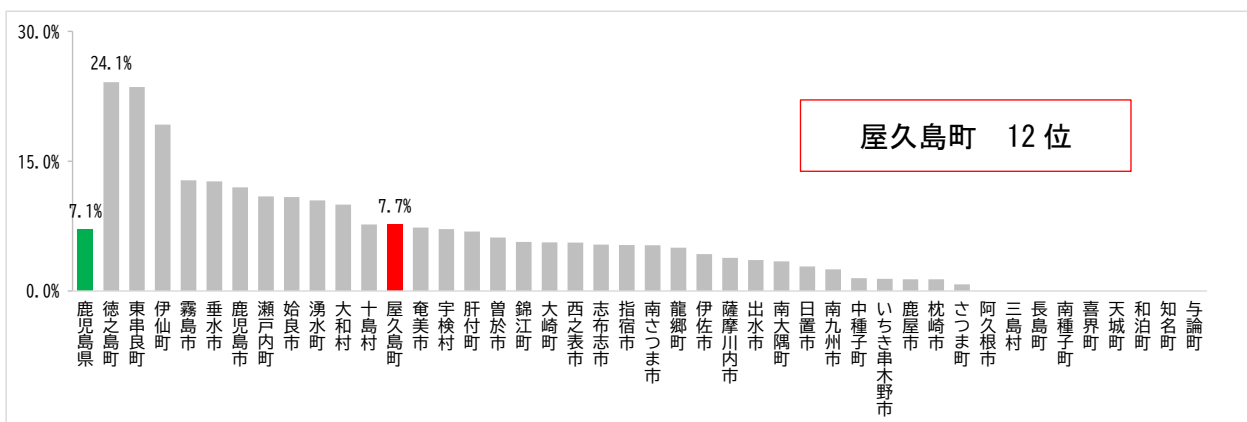
### (1) 女性の登用等の状況

屋久島町の女性の登用状況をみると、課長補佐相当職登用状況が26.3%（県内9位）と高く、課長相当以上登用状況が5.0%（県内34位）と低くなっています。

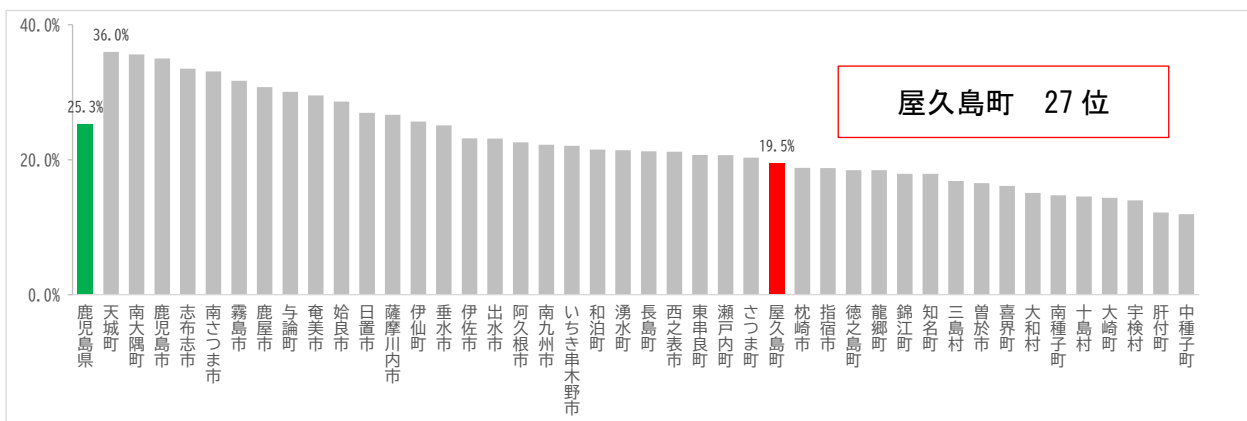
	県平均	屋久島町	屋久島町の順位
自治会長における女性割合	7.1%	7.7%	12位
審議会等における女性登用状況	25.3%	19.5%	27位
委員会等における女性登用状況	19.8%	17.2%	29位
女性公務員登用状況（課長相当以上）	13.9%	5.0%	34位
女性公務員登用状況（課長補佐相当職）	18.1%	26.3%	9位
女性公務員登用状況（係長相当職）	25.2%	27.1%	19位

出典：「令和6年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」内閣府男女共同参画室

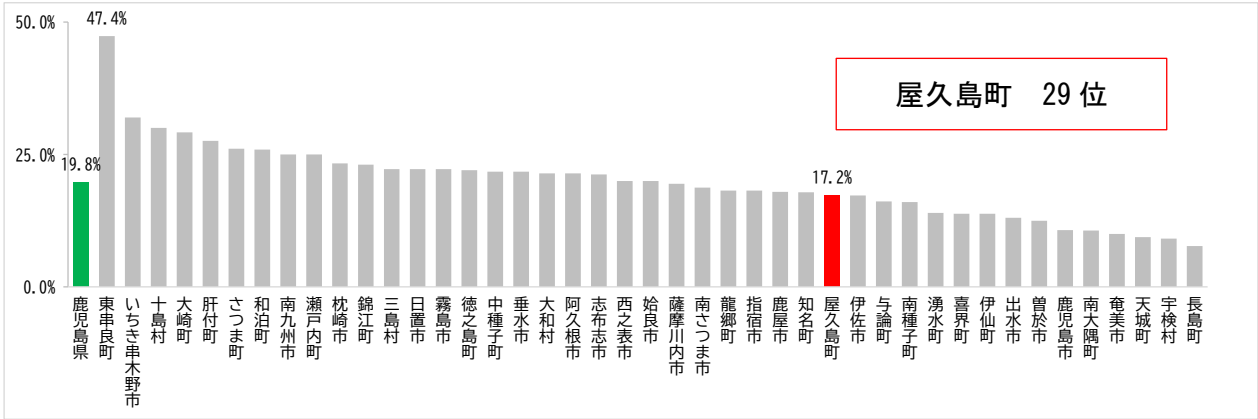
#### ■自治会長における女性割合



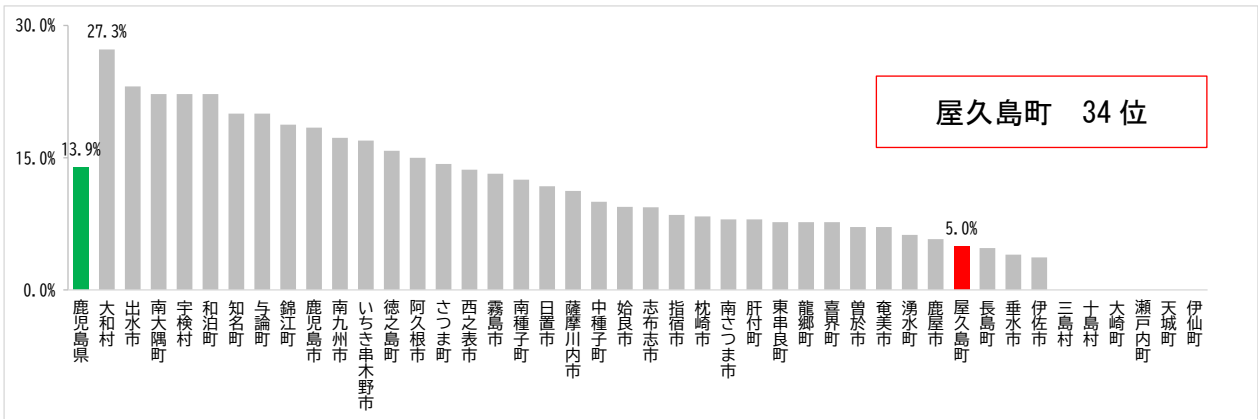
#### ■審議会等における女性登用状況



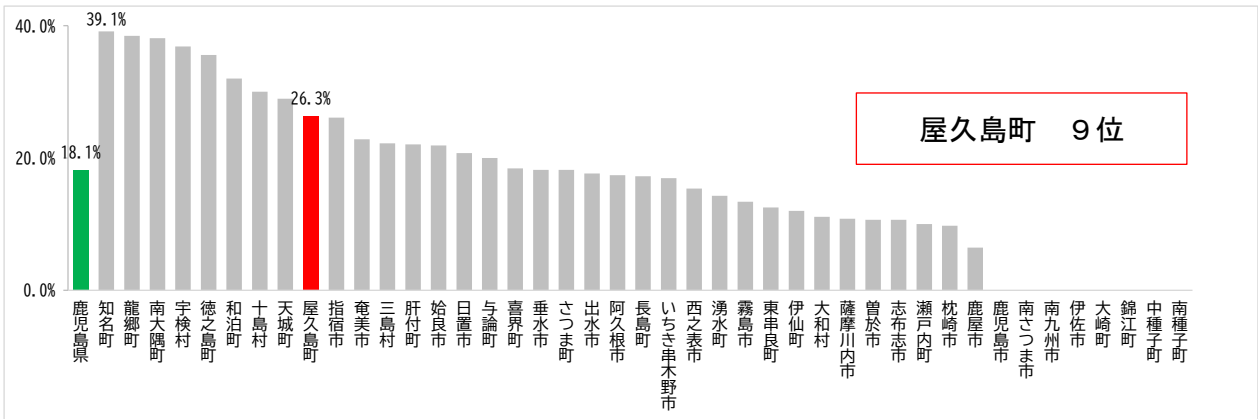
■委員会等における女性登用状況



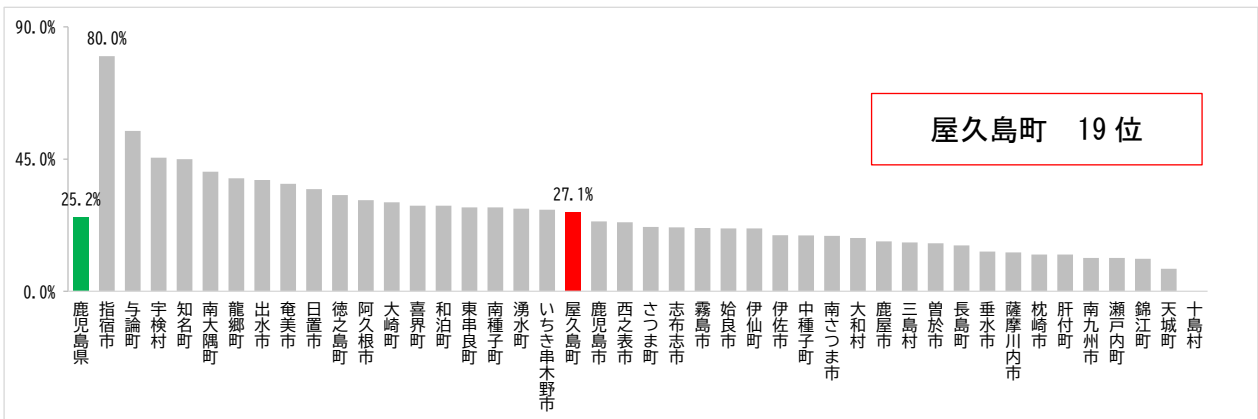
■女性公務員登用状況（課長相当以上）



■女性公務員登用状況（課長補佐相当）



■女性公務員登用状況（係長相当）



### 3 アンケート調査結果

#### (1) 様々な分野での男女の地位について

##### ①各分野の男女の地位

○地域や社会に関する③、④、⑥、⑦の4項目で「男性優遇」の割合が、家庭、学校、制度に関する①、②、⑤の3項目で「平等」の割合が、それぞれ最も高くなっています。

○特に、『⑥社会通念、慣習・しきたりなどでは』で「男性優遇」が64.5%、『④地域社会の中では』で50.1%と、この2分野は過半数の人が男性が優遇されていると考えています。

○前回調査（前期計画策定時の住民意識調査（平成26年度（2014年）実施））と比較すると、①、③、④、⑥の4項目で「男性優遇」が3～6割台と依然として高いものの、前回調査より「男性優遇」は減少、「平等」は増加し、改善傾向にあります。

○鹿児島県調査（令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査 以下同）と比較すると、数ポイント程度「男性優遇」が低く「平等」が高い傾向にあり、全体としてやや良好な状況となっています。

##### ■様々な分野での男女の平等感（前回調査、鹿児島県調査との比較）

	調査		男性優遇	平等	女性優遇	前回比
①家庭の中では	屋久島町	今回調査	37.8%	46.2%	7.2%	「平等」の割合 前回より
		前回調査	52.9%	37.6%	4.8%	
	鹿児島県調査		44.7%	42.8%	4.8%	8.6pt 増
②学校教育の中では	屋久島町	今回調査	10.0%	57.5%	3.0%	「平等」の割合 前回より
		前回調査	12.9%	68.1%	4.9%	
	鹿児島県調査		13.1%	57.9%	2.6%	10.6pt 減
③職場の中では	屋久島町	今回調査	38.5%	33.8%	7.6%	「平等」の割合 前回より
		前回調査	55.5%	26.3%	9.7%	
	鹿児島県調査		49.3%	27.6%	6.3%	7.5pt 増
④地域社会の中では	屋久島町	今回調査	50.1%	30.2%	6.0%	「平等」の割合 前回より
		前回調査	60.1%	22.2%	7.5%	
	鹿児島県調査		53.2%	27.2%	4.5%	8.0pt 増
⑤法律や制度では	屋久島町	今回調査	35.0%	40.0%	6.1%	「平等」の割合 前回より
		前回調査	32.0%	41.7%	12.6%	
	鹿児島県調査		38.8%	34.9%	5.8%	1.7pt 減
⑥社会通念、慣習・しきたりなどでは	屋久島町	今回調査	64.5%	18.4%	3.8%	「平等」の割合 前回より
		前回調査	74.9%	11.3%	3.7%	
	鹿児島県調査		68.9%	15.1%	2.1%	7.1pt 増
⑦自治会やPTAなど地域活動の場では	屋久島町	今回調査	64.5%	18.4%	3.8%	

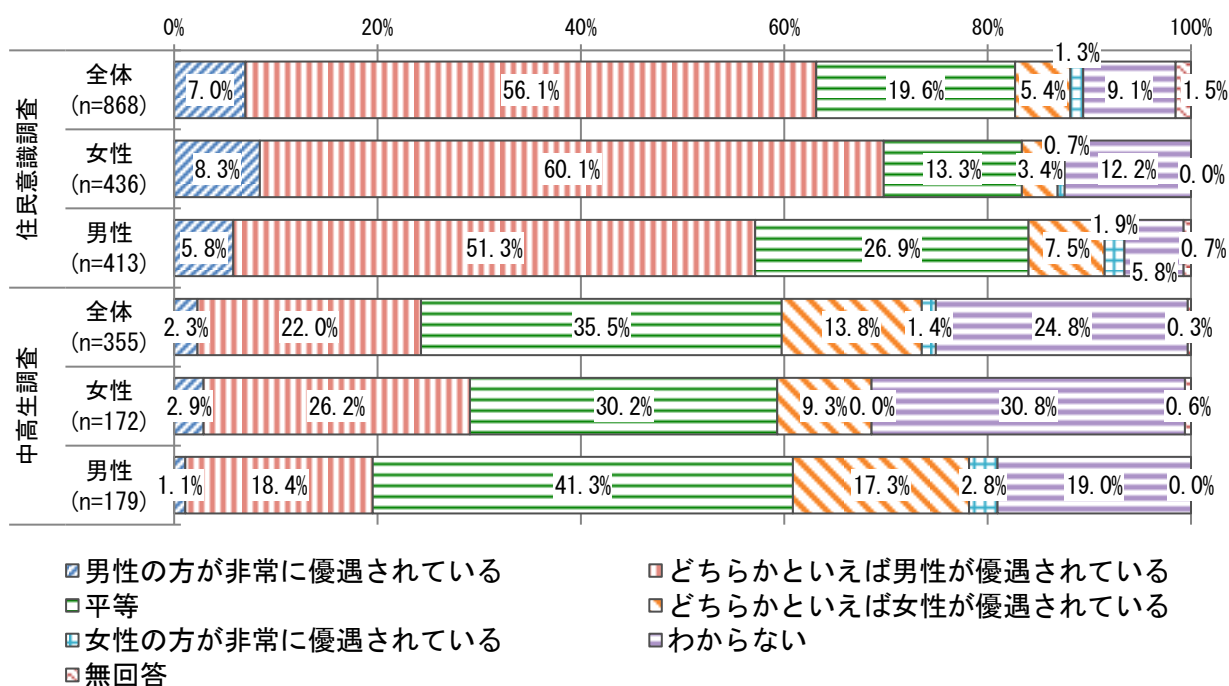
※「⑦自治会やPTAなど地域活動の場では」は、前回調査及び鹿児島県調査では調査していない。

## ②社会全体での男女の地位

○社会全体での男女の平等感については、住民意識調査全体で「男性優遇」が63.1%、「平等」が19.6%、「女性優遇」が6.7%、中学生・高校生調査（以下「中高生調査」）全体で「男性優遇」が24.3%、「平等」が35.5%、「女性優遇」が15.2%となっており、住民は男性が優遇されていると感じている人が多く、中高生は比較的「平等」と感じている人が多い傾向がうかがえます。

○住民意識調査、中高生調査ともに、男性より女性の方が「男性優遇」の割合が高く「平等」と「女性優遇」の割合が低くなっています。

### ■社会全体での男女の地位



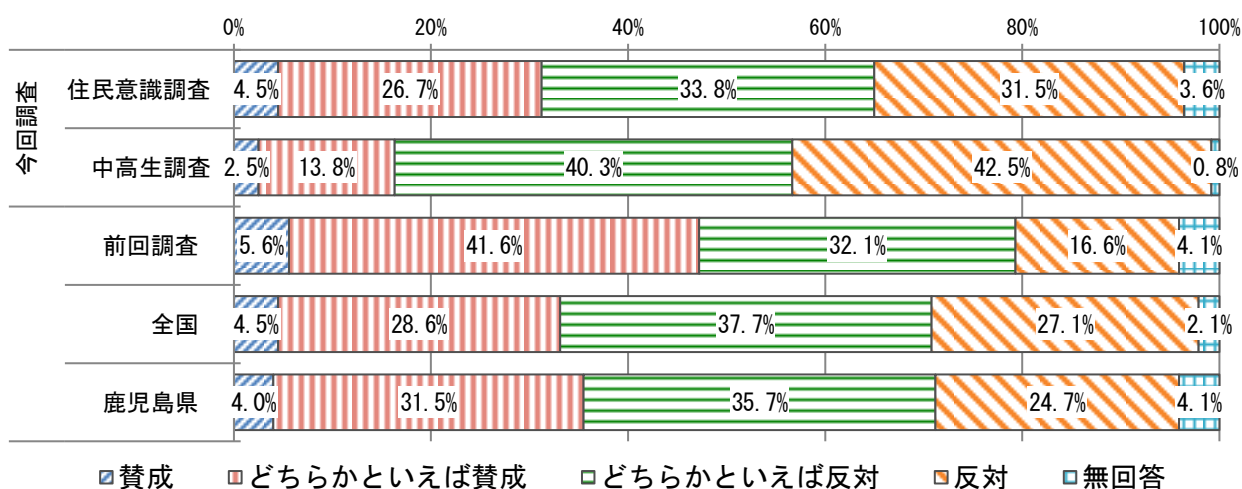
※「男性優遇」：「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計

「女性優遇」：「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」の合計

## (2) 固定的性別役割分担意識について

- 固定的性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など性別によって役割を決める考え方）について、住民意識調査では「賛成」が4.5%、「どちらかといえば賛成」が26.7%、「どちらかといえば反対」が33.8%、「反対」が31.5%となっています。
- 中高生調査では、「賛成」が2.5%、「どちらかといえば賛成」が13.8%、「どちらかといえば反対」が40.3%、「反対」が42.5%となっており、住民意識調査と比較して「賛成意見」が14.9ポイント下回り、「反対意見」が17.5ポイント上回っています。
- 前回調査、全国調査（男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年（2024年）9月調査））、県と比較すると、「どちらかといえば賛成」が前回調査より14.9ポイント減、「反対」が14.9ポイント増となっており、前回調査、国のいずれよりも「賛成意見」の割合が低く、「反対意見」の割合が高くなっています。
- 年齢×性別でみると、18～59歳女性、18～59歳男性、60歳以上女性の層では「賛成意見」が2割台、「反対意見」が7割前後となっているのに対し、60歳以上男性の層では「賛成意見」が41.0%、「反対意見」が56.2%と、他の層と比較して賛成する人の割合が高くなっています。

### ■ 固定的性別役割分担意識に関する考え（前回調査、全国調査、県調査との比較）



### ■ 賛成意見、反対意見の割合（年齢×性別）

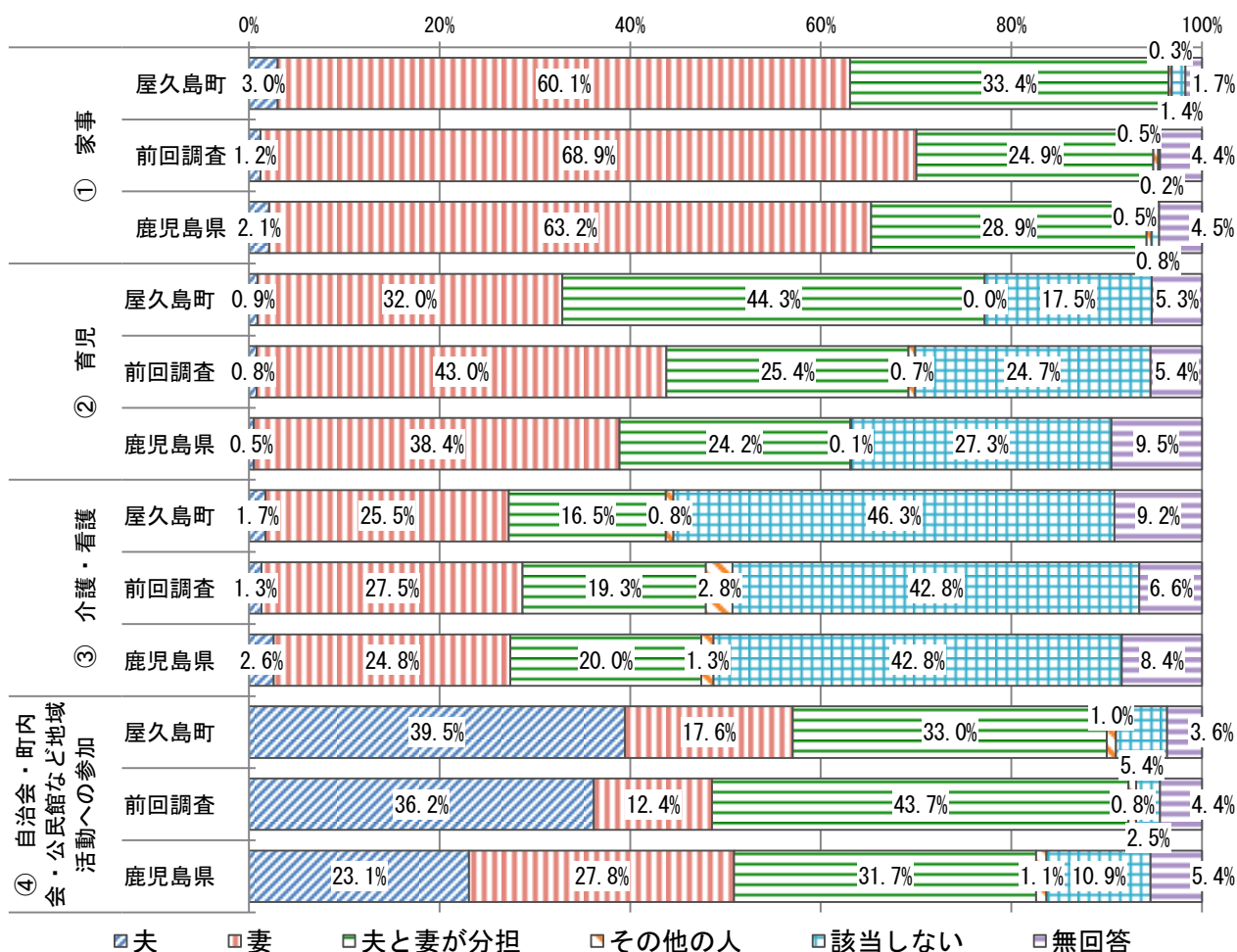
	屋久島町全体	18～59歳女性	18～59歳男性	60歳以上女性	60歳以上男性
賛成意見	31.2%	25.9%	29.0%	25.7%	41.0%
反対意見	65.3%	71.5%	69.7%	67.7%	56.2%

※「賛成意見」：「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計  
「反対意見」：「反対」と「どちらかといえば反対」の合計

### (3) 家事などの分担状況について（既婚者のみ）

- 「該当しない」を除くと、『①家事』と『③介護・看護』は「妻」が、『②育児』は「夫と妻が分担」が、『④自治会・町内会・公民館など地域活動への参加』は「夫」の割合が高くなっています。
- 前回調査と比較すると、「夫と妻が分担」の割合が『①家事』で 8.5 ポイント増、『②育児』で 18.9 ポイント増となっており、前回調査時と比較して家事、育児での分担が進んでいる状況がうかがえます。
- 鹿児島県調査と比較すると、①、②、④の3項目で「夫と妻が分担」の割合が県を上回っています。

■家事などの分担状況について（前回調査、県調査との比較）

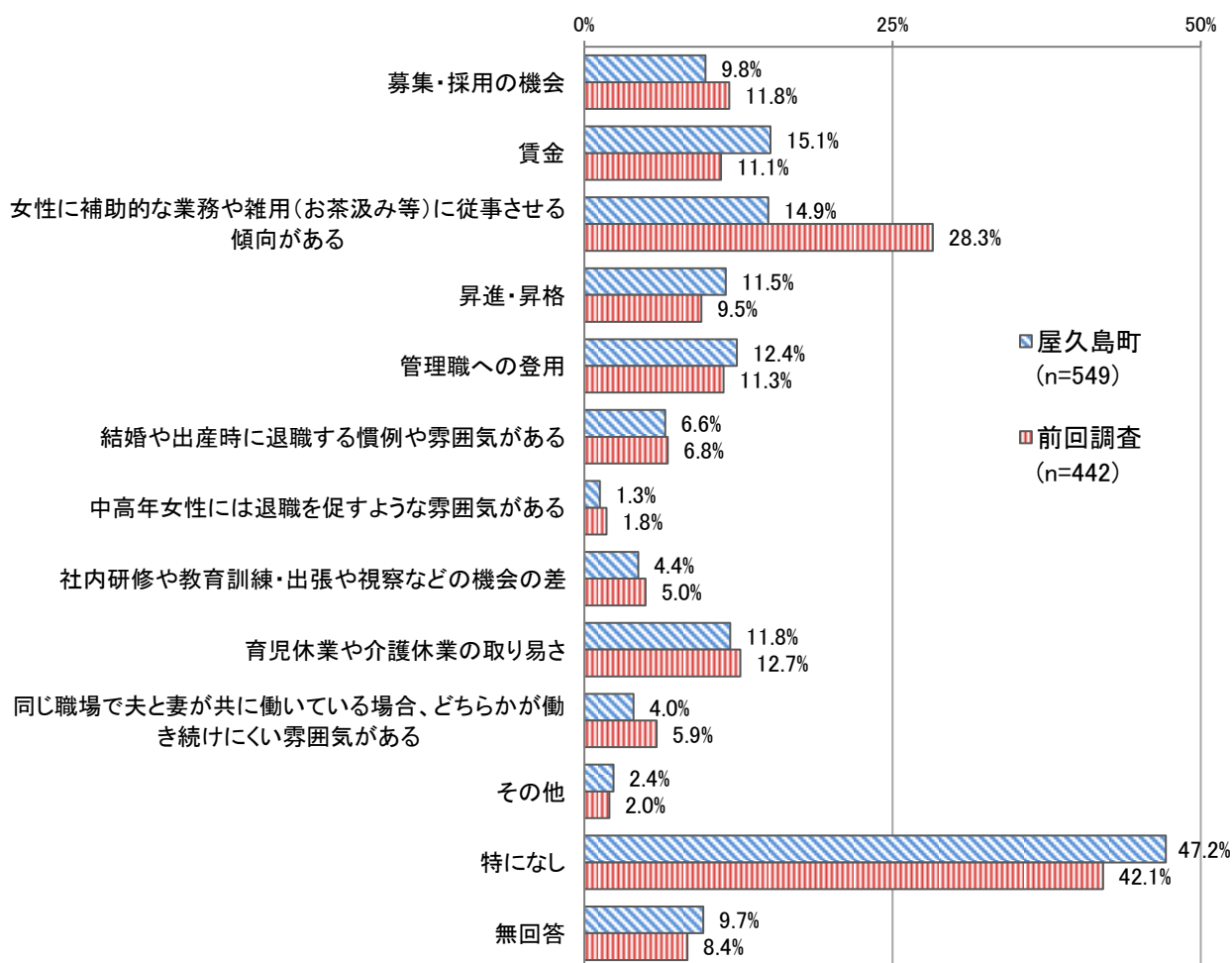


#### (4) 職場での処遇について

○性別による職場での処遇の違いは、「特になし」が47.2%と最も高く、前回調査より5.1ポイント増となっています。

○処遇の違いがある項目としては「賃金」が15.1%（前回比4.0ポイント増）、「女性に補助的な業務や雑用（お茶汲み等）に従事させる傾向がある」が14.9%（前回比13.4ポイント減）、「管理職への登用」が12.4%（前回比1.1ポイント増）となっています。

#### ■性別による職場での処遇の違い（前回調査との比較）

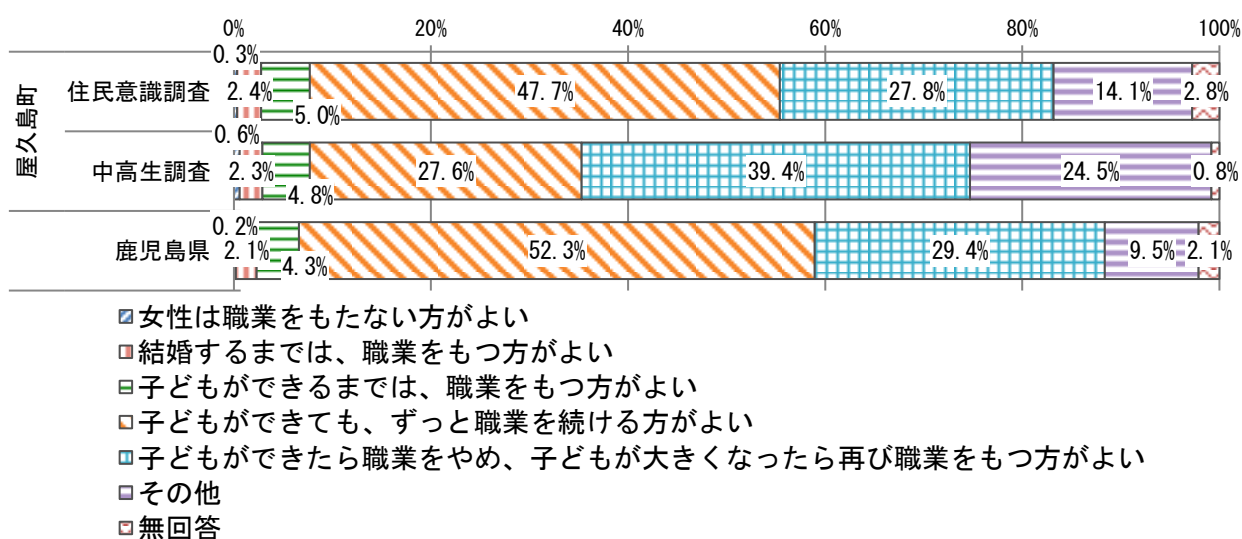


## (5) 女性の就労について

### ①女性が仕事をもつことについての考え

- 女性が職業をもつことについての考えは、住民意識調査では「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が、中高生調査では「子どもができたなら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が、それぞれ最も高くなっています。
- 「その他」が住民意識調査、中高生調査ともに3位となっており、その内容としては、両調査ともに「個人の自由」、「状況に合わせるのがよい」、「家族で話し合うことが大事」という意見が多く見られます。

#### ■女性が仕事をもつことについての考え（県調査との比較）



### ②出産後も離職せずに働き続けるための支援

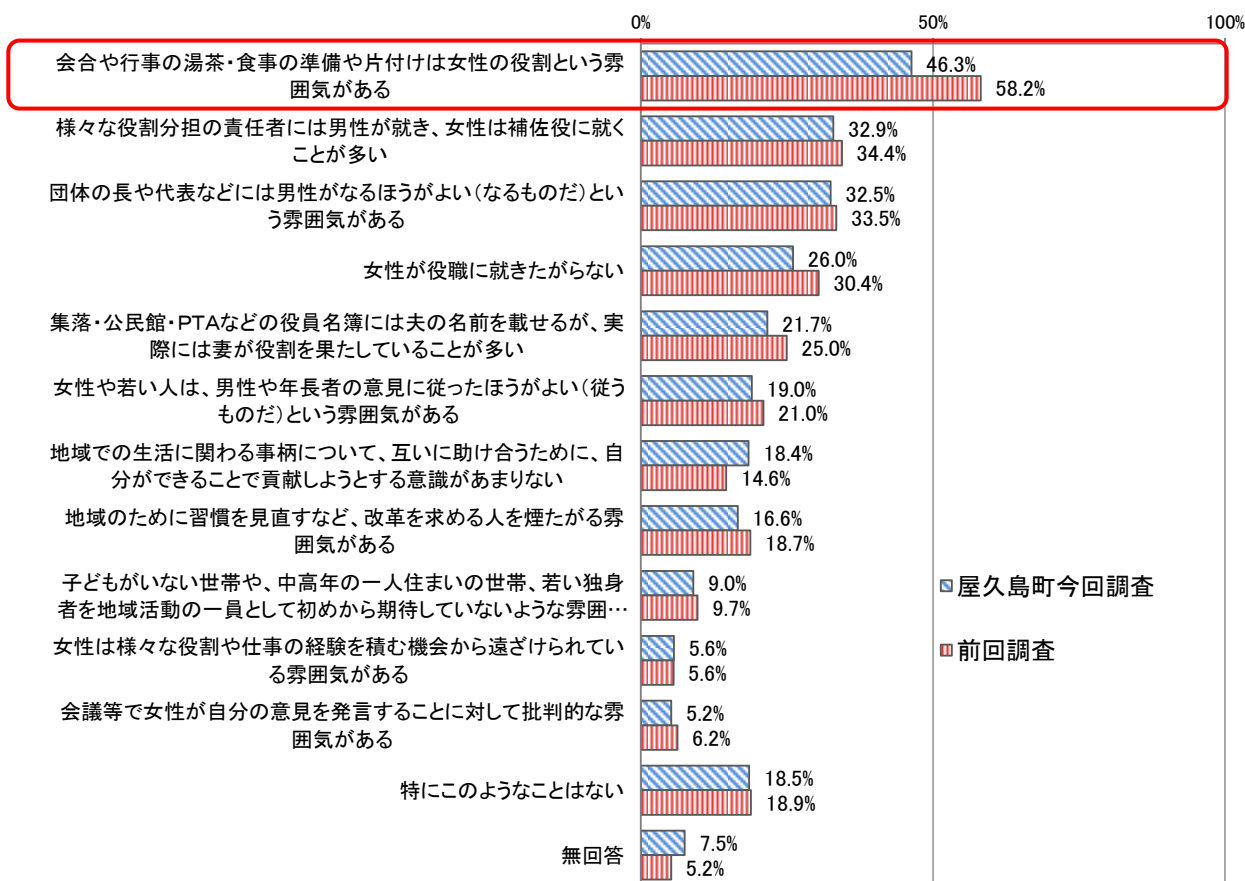
- 女性が、出産後も離職せず同じ職場で働き続けるための支援としては、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が74.2%と最も高く、次いで「男性の家事・育児参画への理解・意識改革」が60.3%、「育児休業後に職場復帰しやすくするための支援制度の充実」が52.9%となっています。（図表省略）

## (6) 地域の雰囲気や女性が役職につくことについて

### ①地域の雰囲気や慣習について

- 地域の雰囲気や慣習については、「会合や行事の湯茶・食事の準備や片付けは女性の役割という雰囲気がある」が46.3%と最も高く、次いで「様々な役割分担の責任者には男性が就き、女性は補佐役に就くことが多い」が32.9%、「団体の長や代表などには男性になるほうがよい(なるものだ)という雰囲気がある」が32.5%となっています。
- 「特にこのようなことはない」の割合についてみると、18～59歳女性の層で13.7%と他の層と比較して低く、18～59歳男性の層で28.4%と高く、同世代であっても男女間で意識の差が見られます。(図表省略)
- 前回調査と比較すると、1位の「会合や行事の湯茶・食事の準備や片付けは女性の役割という雰囲気がある」が11.9ポイント減少しています。

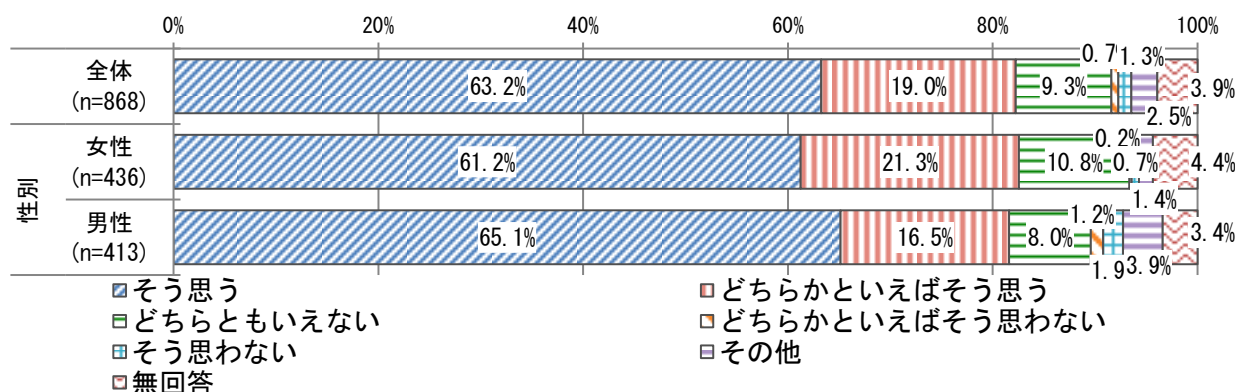
### ■地域の雰囲気や慣習（前回調査との比較）



### ②女性が政策企画立案や方針決定の場に参画することについて

- 女性が、議会議員や地域活動の役員などになって、政策企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればいいと思うかについては、男女ともに「そう思う」が6割台、「どちらかといえばそう思う」が1割台後半から2割程度と、およそ8割の人が女性が議員・役員等になり女性の意見が反映されるようになればいいと考えています。

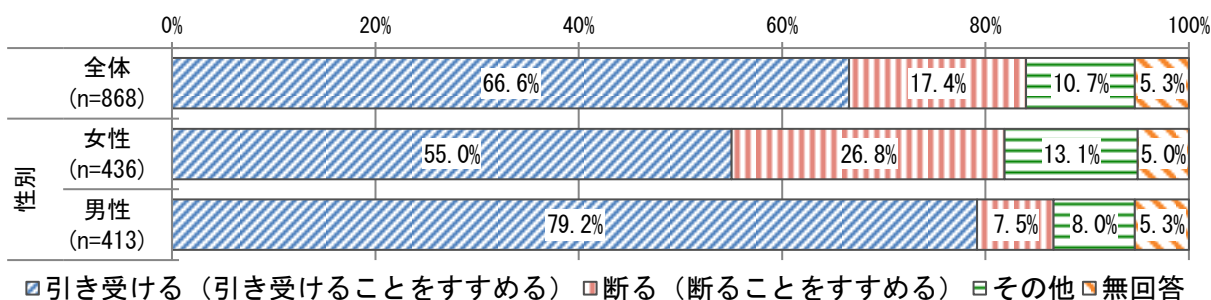
■女性が、議会議員や地域活動の役員などになって、政策企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればいいと思うか



③役職に推薦されたときの対応

- 女性が役職に推薦されたときの対応については、「引き受ける（引き受けることをすすめる）」が66.6%と三分の二となっていますが、性別でみると、「引き受ける（引き受けることをすすめる）」が女性で55.0%、男性で79.2%（24.2ポイント差）、「断る（断ることをすすめる）」が女性で26.8%、男性で7.5%（19.3ポイント差）と、男女間で大きな開きがあります。
- その他の意見としては、男女ともに「本人次第」、「状況による」といった回答が多かったほか、女性からは、「年齢や仕事、家事等のため難しい」、「やるには覚悟が必要である」、「実際にやったことがある」といった意見が見られました。
- 「断る（断ることをすすめる）」と回答した人のその理由としては、男女ともに「役職につく知識や経験がないから」が最も高く（女性61.5% 男性35.5%）、次いで女性では「家事・育児や介護に支障が出るから」が33.3%、男性では「家族の協力が得られないから」が32.3%となっています。（図表省略）
- 「女性が役職につくことを快く思わない社会通念があるから」（13.2%）、「女性には向いていないから」（6.6%）、「世間体が悪いから」（2.0%）といった慣習や偏見が関連する項目は低いものの、家事・育児・介護の負担が女性に偏っていることが役職への参加を妨げており、それによる役職につく機会不足、男性の後押し不足が、更なる知識や経験不足につながるという連鎖が生じていると見られます。

■女性がPTA会長、自治会長・自治会の役員、町の審議会や委員会のメンバーといった役職に推薦されたときにどうすべきか（女性は自分自身の、男性は助言する立場としての考え）



## (7) 男女間の暴力について

### ①DV行為(※)の認知度

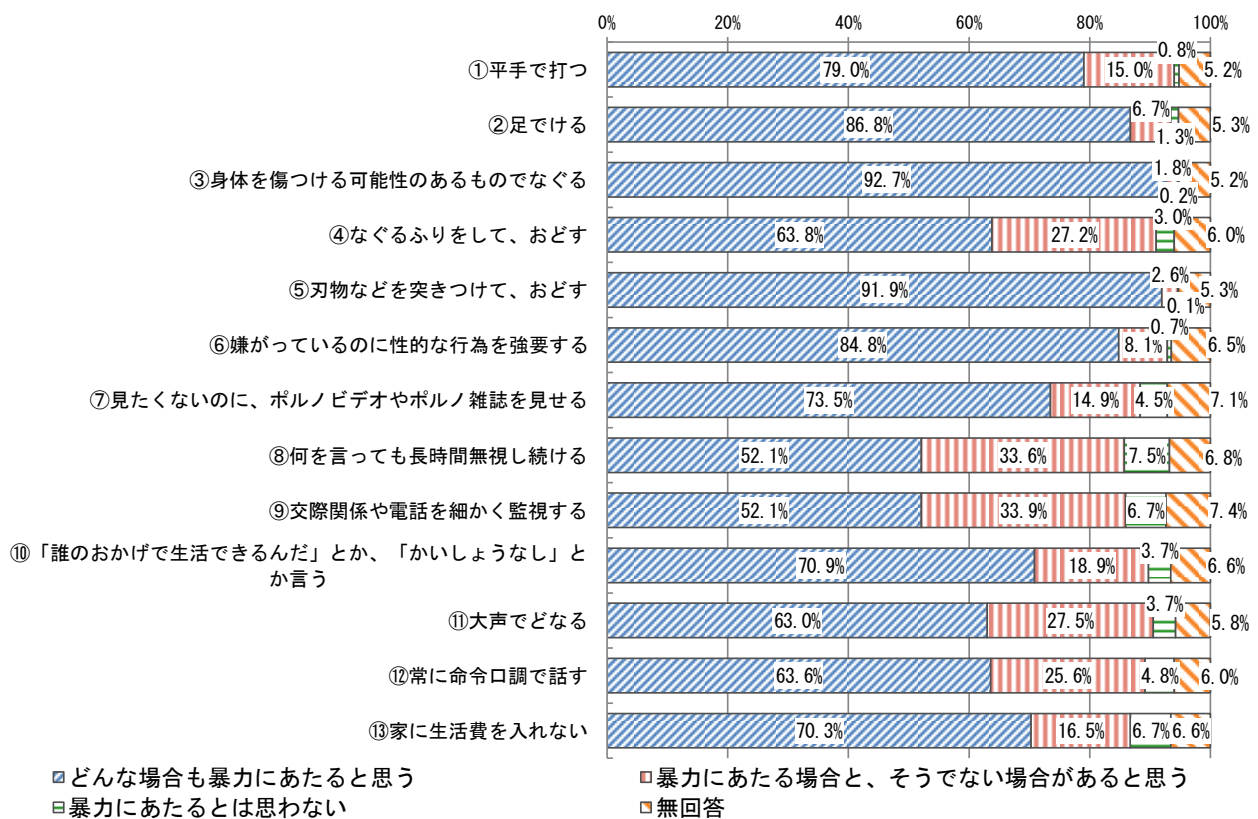
○DV行為に関する認知度については、すべての項目で「どんな場合も暴力にあたると思う」の割合が半数以上となっています。

○①～③などの身体的な暴力や「⑤刃物などを突き付けて、おどす」といった直接的に危害を加えられる可能性のある行為についての認知度は高い一方で、④、⑧、⑨、⑪、⑫といった精神的攻撃と呼ばれる行為が5～6割前後とそれ以外の項目と比較して低くなっています。

○④、⑩～⑫は、60歳以上で特に認知度が低いことから、おどす、どなるといった「昔はよくあった」とされるコミュニケーションが現在ではDVにあたるという認識が広まっていないと見られます。⑧、⑨は暴力や言葉によらない行為であることから、DVにあたるという認識が薄い傾向にあると考えられます。

○「どんな場合も暴力にあたると思う」の割合を全国調査(令和5年度男女間における暴力に関する調査)と比較すると、比較可能な11項目中5項目で屋久島町が国を10ポイント以上下回っています。

### ■DV行為の認知度



### ■「どんな場合も暴力にあたると思う」の割合の国との比較

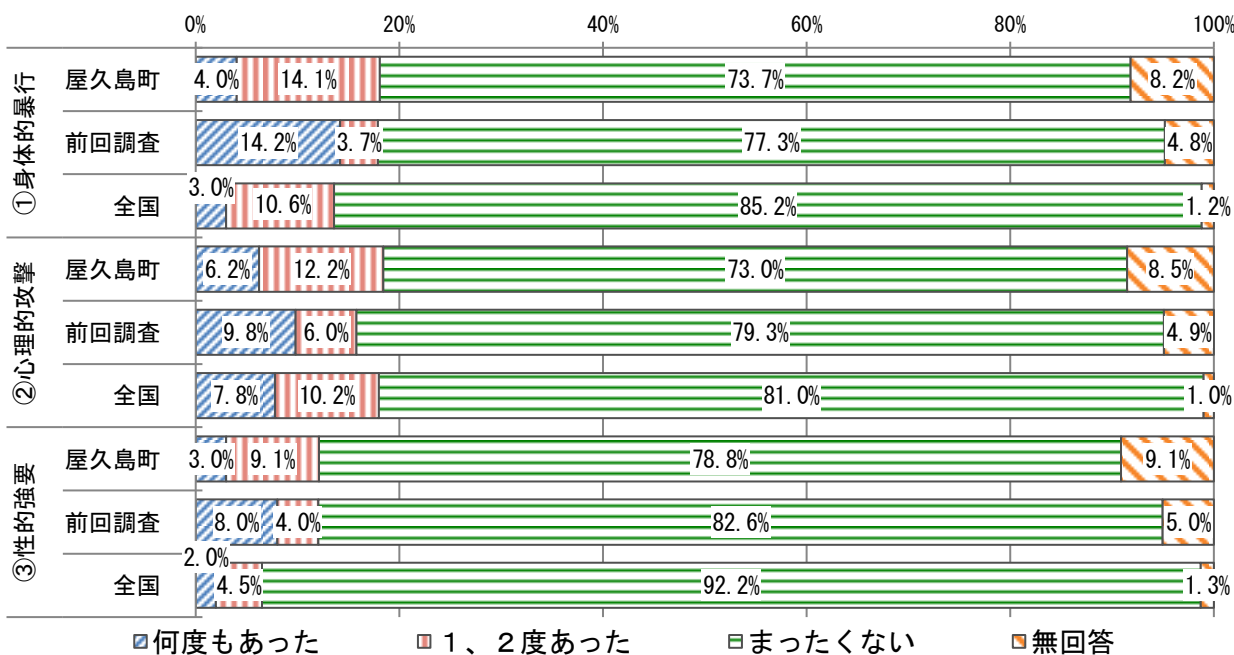
項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
屋久島町	79.0	86.8	92.7	63.8	91.9	84.8	73.5	52.1	52.1	70.9	63.0	63.6	70.3
全国調査	86.9	91.2	96.7	79.6	96.6	91.8	調査無し	74.6	69.9	81.1	58.8	調査無し	81.1

※1 DV(ドメスティック・バイオレンス)…女性、子どもなどの家庭内弱者への継続的な暴力や虐待。(詳細は計画書P81用語集に記載。)

## ②配偶者等から暴力を受けた経験

- 「何度もあった」と「1、2度あった」の合計を見ると、『①身体的暴行』が18.1%、『②心理的攻撃』が18.4%、『③性的強要』が12.1%となっています。
- 「何度もあった」と「1、2度あった」の合計について性別でみると、すべての項目で女性が男性を上回っており、特に、『③性的強要』は男性の約4倍となっています。
- 前回調査と比較すると、「何度もあった」と「1、2度あった」の合計はほぼ同じであるものの、「何度もあった」の割合は減少しており、頻度は減っている状況がうかがえます。
- 「何度もあった」と「1、2度あった」の合計を全国調査と比較すると、すべての項目で上回っています。
- ①～③のうち1つでも「何度もあった」または「1、2度あった」と回答した人の割合は、全体の28.2%、女性の33.3%、男性の23.5%となっています。

### ■配偶者等から暴力を受けた経験（前回調査、国との比較）



### ■「何度もあった」と「1、2度あった」の合計（性別、前回調査、国との比較）

項目	屋久島町 今回調査			前回調査	全国調査
	全体	女性	男性		
①身体的暴行	18.1%	22.1%	14.1%	17.9%	13.6% (4.5pt 差)
②心理的攻撃	18.4%	19.7%	17.7%	15.8%	18.0% (0.4pt 差)
③性的強要	12.1%	19.7%	4.6%	12.0%	6.5% (5.6pt 差)

※身体的暴行：なぐる、ける、物を投げつける、突き飛ばしたりする等の身体的な暴行

心理的攻撃：人格を否定するような暴言、交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、本人やその家庭に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫 等

性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しない 等

### ③配偶者等から暴力を受けた時の対応

- 配偶者等から暴力を受けた時の対応については、「どこにも、だれにも相談しなかった（できなかった）」が64.1%と最も高く、次いで「家族や親戚・友人・知人」が28.2%、その他の項目は3%未満となっています。（図表省略）
- 誰にも相談しなかった割合を性別、年齢別で見ると、年齢が高い層ほど誰にも相談しなかった割合が高く、60歳以上の層では75.2%となっています。
- その他の相談先についてみると、サンプル数が限られますが、18～39歳の層で「警察」が4件（16.0%）、40～59歳の層で「民間の専門家や専門機関」が5件（5.3%）と、60歳未満の層では家族・知人以外の相談窓口を利用するケースが見られます。

#### ■家族・知人に相談した割合と誰にも相談しなかった割合（性別、年齢別）

	屋久島町全体	女性	男性	18～39歳	40～59歳	60歳以上
家族・知人に相談	28.2%	34.5%	18.6%	52.0%	32.6%	19.0%
誰にも相談しなかった	64.1%	60.7%	69.1%	44.0%	55.8%	<b>75.2%</b>

### ④誰にも相談しなかった理由

- 誰にも相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思ったから」が46.5%と最も高く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」が28.0%、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」と「自分にも悪いところがあると思ったから」が23.6%、その他の項目が15%未満と、「相談するほどのことではないと思ったから」に回答が集中しています。（図表省略）
- 婚姻状況別で見ると、未婚者の層では「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」が28.1%、「相談しても無駄だと思ったから」が40.6%と、未婚者が既婚者と比較して高くなっています。（図表省略）
- DV被害を問題として認識していなかったり軽視している可能性や、DV被害者が自分の状況をあきらめたり自己責任として受け止めていることで、誰にも相談しないことにつながっている可能性が考えられます。

## (8) 男女共同参画の推進について

### ①男女共同参画に関する用語の認知度

- 男女共同参画の用語について「言葉も内容も知っている」の割合をみると、『⑦ジェンダー』が52.4%と最も高く、『⑧アンコンシャス・バイアス』が8.1%と最も低くなっています。
- 年齢別でみると、18歳～39歳の層では9項目中4項目が50%以上、40～59歳の層では3項目が50%以上であるのに対し、60歳以上ではすべての項目が50%未満となっています。
- 前回調査と比較すると、すべての項目で認知度が増加しており、特に『⑤仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（※1）』に関する認知が進んでいる状況がうかがえます。
- 中高生調査は、高校生で働き方や性別に関する分野の用語の認知度が高く、これらの分野に関する教育が進んでいる状況がうかがえます。

#### ■住民意識調査「言葉も内容も知っている」の割合（年齢別）

項目	住民意識調査				前回調査	
	全体	18～39歳	40～59歳	60歳以上	割合	前回比
①男女共同参画	37.3%	51.0%	37.6%	35.1%	28.8%	8.5pt 増
②男女共同参画社会基本法	17.9%	32.7%	19.2%	14.5%	10.0%	7.9pt 増
③女子差別撤廃条約（※2）	18.1%	23.5%	21.1%	15.5%	6.0%	12.1pt 増
④配偶者暴力防止法（DV防止法）	43.3%	36.7%	50.0%	41.2%		
⑤仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	30.4%	57.1%	37.6%	21.4%	9.2%	21.2pt 増
⑥LGBT（LGBTQ+、LGBTsなど）（※3）	40.2%	73.5%	58.3%	24.3%		
⑦ジェンダー	52.4%	76.5%	68.8%	39.6%		
⑧アンコンシャス・バイアス	8.1%	16.3%	13.2%	3.9%		
⑨固定的な性別役割分担意識	14.4%	25.5%	16.9%	11.0%		

#### ■中高生調査「言葉も内容も知っている」の割合

項目	中高生調査			住民意識調査 （同項目のみ）
	全体	中学生	高校生	
①男女共同参画社会基本法	17.2%	7.4%	48.2%	17.9%
②男女雇用機会均等法	19.4%	8.9%	52.9%	
③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	33.5%	18.5%	81.2%	30.4%
④LGBT（LGBTQ+、LGBTsなど）	62.3%	54.4%	87.1%	40.2%
⑤デートDV（※4）	50.1%	37.8%	89.4%	
⑥ジェンダー	69.6%	64.4%	85.9%	52.4%
⑦アンコンシャス・バイアス	7.6%	7.8%	7.1%	8.1%
⑧固定的な性別役割分担意識	24.8%	20.4%	38.8%	14.4%

（※50%以上をオレンジ色で、25%以上を黄色でマーカー）

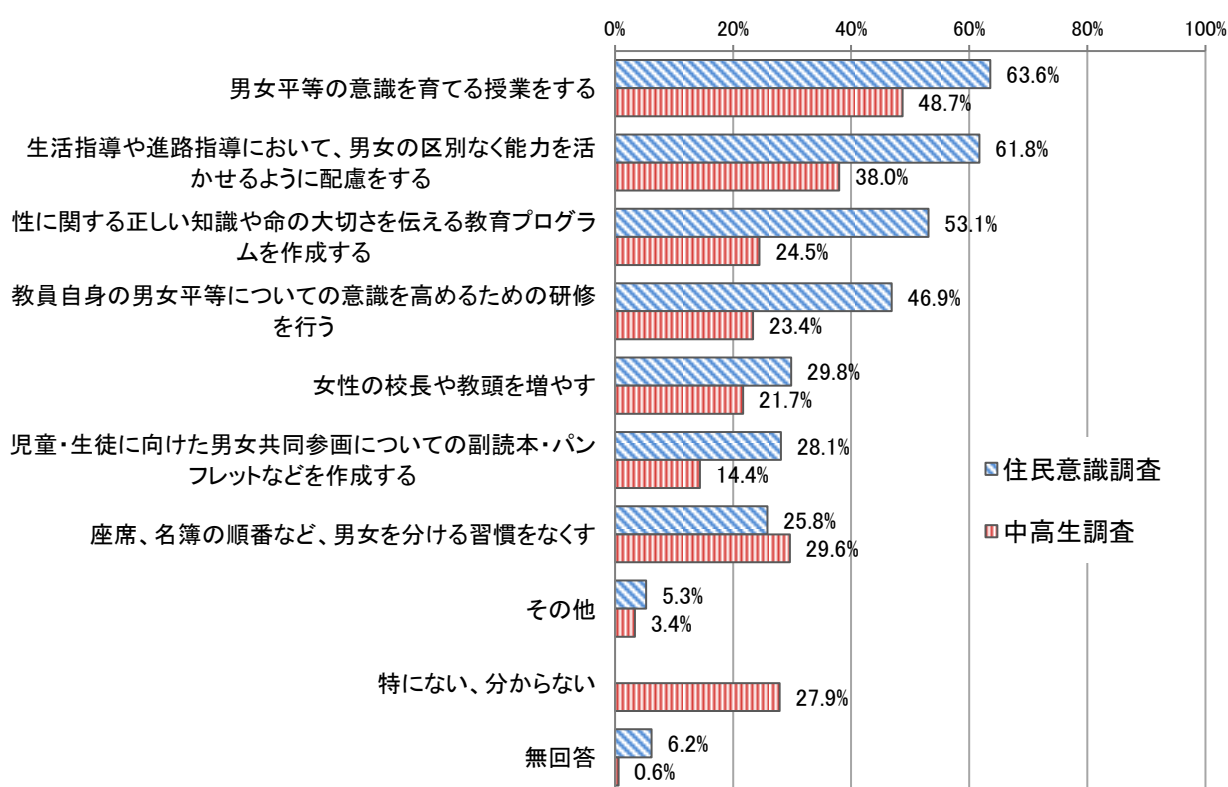
- ※1 ワーク・ライフ・バランス…一人ひとりが仕事と家庭や地域生活を両立し、多様な生き方を選択すること（詳細は計画書 P82 用語集に記載。）
- ※2 女子差別撤廃条約…女性に対するあらゆる差別の撤廃をめざす国際条約。（同 P80）
- ※3 LGBT…性的少数者（性的指向や性自認が多数派と異なる人）の総称の一つ。（同 P79）
- ※4 デートDV…恋人同士の間で起こる暴力。（同 P81）

## ②学校教育における男女共同参画の取組

○学校教育における男女共同参画の取組として必要なことは、住民意識調査、中高生調査ともに「男女平等の意識を育てる授業をする」が最も高く、次いで「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるように配慮をする」、3位が住民意識調査で「性に関する正しい知識や命の大切さを伝える教育プログラムを作成する」、中高生調査で「座席、名簿の順番など、男女を分ける習慣をなくす」となっています。

○中高生からは、授業などの知識面の取組だけでなく、生徒指導や座席・名簿など学校生活全体での男女共同参画推進を求められています。

### ■学校教育における男女共同参画の取組として必要なこと



※「特にない、分からない」は中高生調査のみ。

## ③防災対策で男女共同参画の視点から必要な取組

○防災対策で男女共同参画の視点から必要な取組については、「避難所の運営マニュアルに、男女双方の視点を反映させる」が69.5%と最も高く、「その他」を除く7項目すべてが4～6割台と、どの取組も重視されています。(図表省略)

○性別で差のある項目についてみると、「防災や復興の計画策定の場に、男女がともに参画して施策方針等を決める」、「自治会や地域の自主防災組織の運営に携わる女性を増やす」、「避難所の運営に、男女がともに責任者となって携わる」といった組織運営等に関する事項について、男性が女性よりおおむね5～10ポイント程度高く、方針決定への参画を求めています。(図表省略)

#### ④町全体の男女共同参画の取組

○町の男女共同参画として取り組むべきことは、「子どもの頃から、男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる」が40.7%と最も高く、次いで「職場における労働時間短縮や育児・介護休業制度の普及促進など、仕事と家庭が両立できる就労環境づくりを進める」が37.1%、「保育の施設・サービス、高齢者や病人の施設・介護サービスを充実させる」が31.3%と、この3項目に意見が集中しています。

○中高生調査では、「男女平等について学校で学習する」が47.6%と最も高く、次いで「働いている人が子どもを預けられるように保育所、学童保育などを充実させる」が30.1%、「セクハラや家庭内暴力などの防止や被害者支援に取り組む」が23.9%となっており、中高生に身近な学校、保育・教育、家庭・性といった問題への取組が求められています。（図表省略）

○男女共同参画に関する教育、男女がともに働きやすい職場・保育環境整備という、男女共同参画に関する意識づけと実際に取り組めるような環境づくりの両面が求められています。

#### ■町の男女共同参画として取り組むべきこと（3つまで）

選択肢	回答数	割合	〈複数回答〉
サンプル数	868	100.0%	0% 20% 40% 60% 80% 100%
子どもの頃から、男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる	353	40.7%	40.7%
職場における労働時間短縮や育児・介護休業制度の普及促進など、仕事と家庭が両立できる就労環境づくりを進める	322	37.1%	37.1%
保育の施設・サービス、高齢者や病人の施設・介護サービスを充実させる	272	31.3%	31.3%
生涯学習の場における男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる	162	18.7%	18.7%
女性に対する暴力（セクハラやDVなど）の防止や被害者支援に取り組む	149	17.2%	17.2%
政策方針決定の場への女性の参画を進める	149	17.2%	17.2%
学校や家庭で、男女の人権に関わる啓発を進める	112	12.9%	12.9%
職場における男女の均等な取り扱いについて周知徹底を行う	90	10.4%	10.4%
行政の取組に係る計画等の見直しを行う	88	10.1%	10.1%
男女共同参画に関する情報提供や交流、相談、学習・研修などを行う施設を充実させる	88	10.1%	10.1%
地域、企業等における男女共同参画の推進役となる人材を育成する	60	6.9%	6.9%
広報誌やパンフレットなどで、男女の平等や相互の理解・協力についてPRする	46	5.3%	5.3%
女性の就業支援のため、就業情報の提供や職業訓練を充実させる	42	4.8%	4.8%
男女共同参画の視点を踏まえた地域活動について、表彰などを行う	17	2.0%	2.0%
NPO等民間団体の連携を支援する	13	1.5%	1.5%
その他	24	2.8%	2.8%
特にない	12	1.4%	1.4%
わからない	52	6.0%	6.0%
無回答	58	6.7%	6.7%

## 4 事業評価結果

### (1) 施策の方向性ごとの評価

前期計画では、男女共同参画に関する事業を9つの「施策の方向性」に分類し、それぞれ事業を推進していました。第2次計画を策定するにあたり、前期計画のすべての事業に対し事業に関連する課で、取組の進捗状況や現在の状況・課題等に関する評価を実施しました。

#### 【施策の方向性の点数評価】

施策の方向	評価平均	実施事業数
1 男女共同参画社会についてのさまざまな環境における教育・学習の推進	3.2	19件/21件
2 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	3.3	6件/6件
3 多様性とんだ魅力あるくらしづくりを支える地域環境づくりの推進	2.8	6件/8件
4 政策や方針の決定過程への女性参画の拡大	3.1	7件/10件
5 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備	3.2	18件/20件
6 男女共同参画社会実現の視点に立った制度・慣行の見直し	3.1	13件/15件
7 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止と救済に向けた環境の整備	3.1	55件/74件
8 男女共同参画社会実現の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	3.3	18件/22件
9 男女共同参画の視点に立った多様な生活形態の支援	3.5	19件/21件

### (2) 施策の方向性ごとの事業の実施状況の評価

1 男女共同参画社会についてのさまざまな環境における教育・学習の推進
<p>○男女共同参画に関する講座等が開催できていないものの、町人権教育研修会を毎年開催し人権全般に関する啓発を行っています。また、子育て中の方が参加する一部行事や子育て講座等では一時保育・託児を実施しています。</p> <p>主な関連事業：「公民館等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催」 「人権教育・学習の推進」「町が開催する講座等での一時保育の実施」 他</p> <p>○学校での教育については、各学校・園で実施している家庭教育学級にてジェンダー等に関する講座の実施、教員・学校長等や教育行政に携わる職員の研修への参加等を行っています。また、町PTA連絡協議会などを通して子育て当事者に対する啓発を実施しています。</p> <p>主な関連事業：「教職員、幼稚園教諭、教育に携わる人への研修」「保護者・PTA等への情報提供等支援」 他</p> <p>○地域に対する周知・啓発として、男女共同参画地域推進員との連携や県研修等に関する情報提供等を行っていますが、その他の相談員や女性団体等に対する周知が課題となります。</p> <p>主な関連事業：「各種相談員への研修」「女性団体等への情報提供等支援」</p> <p>○事業所等を通じた雇用者への周知啓発については、連携やマンパワーの不足により、事業所と接する機会のある課から事業所等への周知ができていない状態にあります。</p> <p>主な関連事業：「事業所等への情報提供」</p>

## 2 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

- 計画の施策の推進に関しては、各課に取組状況の調査を行うとともに男女共同参画に関する全庁的な理解の共有を図るための展示・研修を実施し、各課の取組の促進を図っています。一方、計画策定当初は、計画の進捗状況の把握・報告・評価を行うシステムを構築する予定でしたが、システム構築には至っていないことや組織再編が行われたことから、現在の状況に即した評価方法の見直しが求められます。

主な関連事業：「男女共同参画基本計画の施策の推進」「男女共同参画についての全庁的な理解の共有と浸透」「男女共同参画基本計画の進捗状況の調査と評価（評価システムの構築）」

- 家庭・学校・職場・地域等での協働による推進については、その中心的な役割を担う男女共同参画地域推進員の養成のために、養成講座の町内会場設置等を行っています。

主な関連事業：「家庭・学校・職場・地域においてあらゆる人・主体との協働」

## 3 多様性にとんだ魅力あるくらしづくりを支える地域環境づくりの推進

- 各種会議や研修会では、各課で性別等にかかわらず誰もが参加しやすいよう日程等に配慮しており、要望に応じて土日に出前研修会を開催するなど、参加機会の確保に努めています。

主な関連事業：「各種会議・研修会等の開催における配慮」

- 経営等に関する研修については、女性に特化した経営関連の研修会等は実施していないものの、研修会開催時は男女ともに参加が見られます。

主な関連事業：「女性に対する女性に対する経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修等の充実」

## 4 政策や方針の決定過程への女性参画の拡大

- 女性のエンパワーメント研修や女性人材リストの整備といった、女性人材の活躍に向けた全庁的・体系的な人材の整理・把握・促進は現在行っていません。

しかし、行政計画策定に係る審議会においては、子育て世代や I ターン者の女性委員を起用したり、委員の公募を行う等、各課で必要に応じて把握・起用を行っています。

また、審議会等では性別に関わらず専門職が招聘されるケースがあることや、関係課からは必要性を感じないという意見も出ています。

主な関連事業：「女性のためのエンパワーメント研修の開催」「審議会等における女性の参画の促進」

- 町内におけるメンター（自身の経験等を基に、経験の浅い人に対して指導や助言を行う人）として地域推進委員による相談を適宜行う体制を整備しています。

主な関連事業：「県と協力したメンター制度の確立」

## 5 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備

- 「仕事と生活の調和」については観光まちづくり課で、多様な働き方については社会教育課で、それぞれ国等のリーフレットを活用した広報活動を行っています。

主な関連事業：「「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)についての広報・啓発活動の推進」「多様な働き方、多様な職業の選択にかかわるロールモデルの収集と情報提供」

- 母子手帳交付時や産前教室にパートナーが参加するケースが増えています。家族介護者交流会を男性でも参加しやすい日程で開催していますが、男性の参加者が少ない状態です。

主な関連事業：「男性を対象とした育児への参画のための支援」

- 関係機関等に対し労働環境やパワー・ハラスメント(※1)等に関する周知を行っていますが、法律・制度に特化した周知など、一部実施できていないものがあります。

主な関連事業：「誰もが働きやすい環境を作るための事業所等に対する情報提供」 他

## 6 男女共同参画社会実現の視点に立った制度・慣行の見直し

- 男女共同参画に関する町職員向け及び町民向けの研修、学校・園等での家庭教育学級を実施しています。

主な関連事業：「町職員への研修」「家庭生活の役割分担に関する啓発の推進」

- 地域活動については、公民館運営への女性団体の参画や女性の公民館長が増えてきている一方で、地域の慣行についての実態把握や先進事例の収集は実施できていないことから、取組事項の見直しとより一層の地域活動の促進が求められます。

主な関連事業：「地域運営における慣行の見直し」「地域の慣行についての実態把握」

## 7 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止と救済に向けた環境の整備

- 広報関連については、庁舎内へのリーフレット設置、二十歳の集いでリーフレット配付、各種団体の実施する研修会等での資料配布等を行っているものの、講演会の実施や「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)のパネル展示には至っていません。

主な関連事業：「地域における学習機会の提供」「講演会や研修会等の開催による啓発の実施」 他

- 地域との連携については、町校外生活指導連絡会等との連携による地域安全活動の推進(社会教育課)や、DVや児童虐待と思われるケースがあった場合は町に情報提供する旨を医療機関や健診機関等へ呼びかけています。

主な関連事業：「地域における見守り支援」「配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への、配偶者等からの暴力についての知識と適切な対応の周知」 他

- ストーカー規制法等に基づく安全確保については、体制はあるものの実際の対応ケースはないため評価無しとなっています。また、事業関連のノウハウ・知識の習得が課題となります。

主な関連事業：「ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申し出制度等の情報提供」

※1 パワー・ハラスメント…職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行うこと。(詳細は計画書 P82 用語集に記載。)

## 7 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止と救済に向けた環境の整備(続き)

○事案発生時の一時避難については、必要に応じて福祉支援課にて島内の宿泊先などの一時避難先の確保や入所までの支援を行っています。被害者の就労支援や子どもの保育・教育支援、プライバシー情報の保護については、関係者が連携し適切に対応しています。

主な関連事業：「一時避難所の確保等による被害者の保護」「地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の推進」「ハローワークにおける職業相談や指導等の情報提供」 他

○青少年関連の取組としては、デートDVについての中学生への教育や町校外生活指導連絡会での警察講話や、DV防止について青少年育成町民会議において取り上げる等の啓発活動を行っています。また、社会教育施設等において子ども向けの相談を行っています。

主な関連事業：「デートDV防止に関する教育・啓発の推進」「被害者に関する適切なケア」 他

○庁内でのセクシュアル・ハラスメント（※1）の防止・救済に向けて、令和5年度（2023年度）に職員のハラスメント防止規定を策定するとともに、相談体制についてもあわせて整備しました。

主な関連事業：「庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進」

## 8 男女共同参画社会実現の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

○リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する事項を除き、健康に関する各種周知や指導を適切に推進しています。課題として、健診やがん検診の受診率が伸び悩んでいることからさらなる受診率向上に向けた取組が求められます。

主な関連事業：「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての知識の普及」「健康管理に関する普及啓発、健康診査・指導等の推進」 他

○健康・保健に関する専門職員の資質向上のための研修や食育・食生活指導に関わる人員の不足など、専門的な分野に関する人材面の取組が不足しており、今後の課題となります。

主な関連事業：「食育の推進」「専門職員の資質の向上」

## 9 男女共同参画の視点に立った多様な生活形態の支援

○男女共同参画の視点からの若年期からのライフプランニングについて、現在、具体的な事業の実施がなく、事業の必要性や手法の見直しなどが求められます。

主な関連事業：「高齢期を見据えた若年期からのライフプランニングに関する広報・啓発」

○多様化・複雑化した相談ニーズに対応するための総合的な相談支援ができる職員の確保や、多様化する地域課題に対する協働による解決といった地域福祉に関する分野の取組が不足しています。現在、屋久島町ではこれらの分野に関する計画である「地域福祉計画」を策定中であることから国の「包括的な相談窓口の整備」「地域協働による課題の解決」を推進する方針を踏まえて、地域福祉計画にて取組の方向性の検討を行います。

主な関連事業：「各種相談窓口の環境整備」「協働による地域づくりを進めるための研修の実施」

※1 セクシュアル・ハラスメント…相手の意に反した性的な性質の言動。（詳細は計画書 P81 用語集に記載。）

## 5 屋久島町の課題

### ◆人口等に関する課題

生産年齢人口が減少しており、特に、15～39歳の層が少なく、進学・就職を機に島から転出する人が多いとみられます。国は、これらの地方からの若者の流出について、特に若い女性について「女性が地方での生活を選択しない」ことを理由の一つとして挙げています。

人口問題の面からも、女性や若者が住みやすい環境整備が求められ、その一環として、男女共同参画の推進を通して偏見や固定的な性別役割分担意識の解消を図り、誰もが生活しやすく、活躍できる社会の構築が必要となります。

### ◆周知・啓発や研修等に関する課題

男女共同参画に関する用語の認知度は前回よりも上昇していますが、60歳以上の方の認知度が低いことから、今後高齢者への周知が重要となります。

また、地域や職場の慣行の見直しを図る上で、「男だから」「女だから」という偏見や意識の解消はその基盤となります。しかし、「アンコンシャス・バイアス」や「固定的な性別役割分担意識」といった用語の認知度が低く、固定的な性別役割分担意識に賛成する人が約3割存在しています。時代や環境が変化する中で、こうした意識が今も町に根強く存在していることを自覚し、無意識の偏りに気づくことが、真の男女共同参画を進める第一歩となります。

男女共同参画社会の形成は、特定の人のためだけでなく、すべての人が自分らしく生き、安心して暮らせる地域社会の形成につながるという意義も含め、偏見や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた周知・啓発が求められます。

子育て中の方が参加する一部行事や子育て講座等では一時保育・託児を実施しているものの、マンパワー不足によりすべての行事での実施には至っていません。今後は、男女共同参画に関する講座の開催や、実施中の研修会の更なる周知・広報、内容の充実が課題となります。

### ◆地域の慣行等の見直しに関する課題

地域の雰囲気や慣習について、会合等の準備や後片付けは女性の役割という雰囲気があると感じる人の割合は、前回計画策定時と比較して減少したものの、依然として約5割近くの人がそういった雰囲気があると感じており、そのほかにも団体や役割分担のトップには男性が就くものだという雰囲気があると感じている人の割合が高くなっています。

事業評価では、行政による会合等では男女ともに実施しやすい体制の整備などが進んでいるものの、地域の会合等での慣行見直し促進の取組が十分ではないことから、地域に向けた取組の強化が求められます。

## ◆女性の地域への参画に関する課題

住民意識調査では、地域社会の中では平等であると感じる人は 30.2%と前回より増加しているものの、男性優遇だと感じる人が 50.1%と依然として過半数となっています。また、地域の雰囲気や慣習について、男性優遇的な雰囲気や慣習がないと感じる人は若い男性に多く、逆に若い女性はそういった雰囲気があると感じています。

あわせて、女性の意見がもっと反映されるように政策・方針決定の場に女性がより参画してほしいと考える人が非常に多いものの、役職に推薦された場合の対応は、男性は引き受けることを進める人が 79.2%であるのに対し、女性は引き受ける人が 55.0%と、開きが見られます。

また、断る（断ることをすすめる）理由などから、家事・育児・介護の負担が女性に偏っていることが役職への参加を妨げており、それによる役職につく機会不足が役職経験の不足につながり、さらに役職につくハードルが上がるという負の連鎖が生じていると見られます。

以上のことから、女性の地域への参画のためには、女性のエンパワーメントだけでなく、男性が活動に理解を示して家庭内や地域活動の場で女性を支える意識づくりが求められます。

審議会等では男女双方の意見の反映が重要なまちづくりや防災等については女性の起用が行われている一方で、性別に関わらず専門職の起用が必要な審議会では必要性を感じないという意見も出ています。男女共同参画の「だれもが活躍できる社会の形成」という意義を踏まえ、現在の体制や審議会の性質に即した起用方法の検討が求められます。

## ◆学校等での男女共同参画に関する課題

学校で男女共同参画に関する教育を実施するとともに、教職員・学校長・教育委員会といった関係者への研修を実施し、学校運営全体への男女共同参画の視点の取り入れを図っています。

住民意識調査、中高生調査では、男女平等の意識を育てる授業の推進や、生徒指導・進路指導において男女の区別なく能力を生かせる指導の実施、座席・名簿など学校生活全体でのさらなる男女共同参画推進が求められており、生徒指導に関する国・県の指針等も踏まえ、教育・学習と学校運営全体の両面でより一層の男女共同参画の推進が求められます。

青少年関連の取組は関係各課で実施していますが、課題として、関係各課や各機関同士で体制や整備状況をお互いに十分に把握できていないことから連携のための仕組みづくりが求められます。

## ◆就労環境における男女共同参画と仕事と生活の調和に関する課題

女性活躍の状況のタイプ分類では、屋久島町は労働力率・管理的職業従事者割合の双方が高く、女性の就業や仕事と家庭の両立、管理者登用が進んでいる自治体に分類されます。また、会社等の役員や個人事業主の女性の割合についても、国・県よりも高くなっています。

しかし、女性労働力率の状況を見ると、30～34歳を中心として「M字カーブ」が見られるとともに、就業上の地位については派遣社員・パート・アルバイト等の割合が40.4%と男性（12.9%）と比較して高く、就業上不安定な立場にあるとみられます。

住民意識調査では、女性は子どもができて、ずっと職業を続ける方がよいと考える人が約5割と最も多く就労継続のニーズは高い状態にあります。また、町の男女共同参画の取組事項として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が求められています。

就労を希望する人が働き続けられるように、保育・教育の受け皿や、夫婦で家事・育児を協力・分担する意識の醸成、就労環境の改善促進などが求められます。

事業評価では、出産・育児関連の説明・教室に男性も参加するケースが増加しているものの、家族介護者交流会への男性の参加者が少ない状態です。女性の就労支援の一環として男性の家庭参画拡大が求められるとともに、高齢化の進行に伴い、男性による介護の機会も増加すると予測されます。その重要性を踏まえ、男性の育児・介護への参画促進に向けた周知啓発や、教室・交流会等へのさらなる参加率増加に向けた参加勧奨が必要となります。

## ◆男女の健康に関する課題

母子保健等は適切に実施していますが、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する周知が不十分であり、女性の健康と権利を擁護する観点から周知が求められます。

男女共同参画の観点から性差を踏まえた健康支援が重要となります。第3期屋久島町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）によると、女性特有の疾病である乳がん、子宮頸がんについては毎年11月に集団検診で実施していますが、平成29年度（2017年）から令和3年度（2023年度）にかけては受診率が低下しており、今後も受診率の向上に向けた取組が求められます。

また、男性については平均余命・平均自立期間が国・県・同規模自治体と比較して短い傾向にあることや、糖尿病の入院・外来の医療費が高いことなどが課題とされています。

あわせて、自殺者が高齢の男性に偏っていることから、高齢男性に焦点を合わせた自殺予防対策が重要となります。

## ◆がん検診の受診率

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健診の受診率	47.4%	49.6%	47.1%	40.8	35.1%	41.5%
子宮頸がん受診率	12.8%	13.4%	11.3%	10.9%	7.8%	-
乳がん検診受診率	25.6%	23.3%	19.0%	18.1%	16.7%	-

出典：第3期屋久島町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

## ◆配偶者等による暴力や様々な困難を抱える女性に関する課題

全国調査と比較して、こういった行為がDVにあたるかの認知度が低く、特に、おどす、どなるといった「昔はよくあった」とされるコミュニケーションが現在ではDVにあたるという認識や、無視するなどの行為もDVにあたるという認識が低い傾向にあります。

学校教育と地域の両方で、どのような行為がDVにあたるのか、具体的な例を挙げた周知・啓発が求められます。

被害者の安全確保やその個人情報の保護など、事案発生時の対応については適切に実施しています。しかし、配偶者からの暴力を受けた際に誰にも相談しなかった割合が6割以上となっており、特に60歳以上では多いことから、誰にも相談せず、事案が顕在化しないケースが存在する可能性があります。

DV被害の深刻化を防ぐためには早い段階での対応が重要であることから、どんな場合でも暴力は容認されるものではない、DV被害を軽視しないという考えや、相談窓口の周知、相談することによって支援や状況の改善につながるということの周知が求められます。

また、事案発生時の体制についても女性支援新法等を踏まえ、県や町外の専門機関などの連携強化や職員の知識向上を図り、今後も必要に応じて速やかに支援を提供できる体制の維持・強化が求められます。

また、子どものいる家庭でのDVは、子どもにも影響を及ぼすことや、DV以外にもデートDV、セクシュアル・ハラスメントなど様々な形の暴力が存在することを踏まえ、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を防止するための取組が求められます。

## 第3章 計画の基本理念

### 1 基本理念



## 男女が互いを尊重し 多様な人が協働するまちづくり

男女共同参画は、国際社会で広く共有されている考え方であり、我が国においても男女共同参画社会基本法で、男女共同参画社会の実現を日本社会を決定する最重要課題と位置づけており、社会のあらゆる分野でその形成の促進を図ることが重要とされています。

男女共同参画社会とは、男女が互いにその権利を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する社会です。人口減少が進む中、男女がともに活躍することは、地域や社会の活力を高め、持続可能な社会の形成につながります。特に地方においては、国は、地方から都市部への人口流出の一因として、「特に女性が地方での生活を選択しない」ことを挙げており、女性にも選ばれる地方、女性を含めた誰もが安心して住み続けられる地域の構築が急務であるとしています。

現在、屋久島町は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行から平時へ移行し、観光客の入込数は回復傾向にあり、事業所数も増加傾向にあるなど、経済活動は回復基調にあります。一方で、「第三期まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、あらゆる産業での人手不足の深刻化が指摘されています。加えて、人口減少の観点からも、出生数の増加と転出抑制・転入促進のためにすべての人が住みやすいまちづくりは町にとって喫緊の課題となります。

このことから、本町でも男女共同参画を推進し、町民性別や世代にかかわらず、町民一人ひとりが安心して暮らし、活躍できる環境を整備していくことが求められます。

屋久島町の最上位計画である「屋久島町第二次振興計画」では、10年間の重点目標を「加速する人口減少・少子高齢化に備え、限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくり」と定めています。あらゆる主体が協働してまちづくりに取り組むためには、古くからの慣習や偏見を解消し、男女がお互いを尊重し、ともに活動する意識を持つことが第一歩となります。

以上のことから、屋久島町男女共同参画基本計画の基本理念を「男女が互いを尊重し多様な人が協働するまちづくり」と定め、男女共同参画促進の取組を促進し、多様な立場の人が互いを尊重し、協力し活躍できる地域の形成を目指します。

## 2 施策の方向性

基本理念や国の男女共同参画に関する方針等に基づき、男女共同参画に関する施策を6分野に分類し、取組を推進します。

### 施策の方向性1 男女共同参画社会の形成に向けた意識の改革、教育・学習の推進

町民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、その視点に立って行動できるよう、学校での男女共同参画の教育を推進するとともに、地域でも男女共同参画に関する周知・啓発を行い、すべての世代が男女共同参画について理解し、推進に取り組むまちを目指します。

### 施策の方向性2 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

多様な人材の参画は、地域の活性化と誰もが暮らしやすい地域づくりにつながります。女性が参画しやすい環境を整備し、男女がともに方針決定に参画するまちづくりに努めます。

また、災害時は男女の性差によって受ける影響や必要な支援が異なることから、男女双方の視点を取り入れた防災対策を推進します。

### 施策の方向性3 誰もが希望する働き方と生活が選択できる環境の整備

職場での男女共同参画や夫婦で家事・育児を協力・分担する意識づくりを推進し、誰もが希望する形で働きやすい環境の整備を推進します。

### 施策の方向性4 生涯を通じた男女の健康への支援

心身の健康は、個性と能力を発揮して活躍する前提となります。人の健康課題は、性別や年齢などによって異なり、特に女性は、妊娠や出産など特有のライフイベントを持つことから、そのことへの理解と配慮が必要となります。すべての人が生涯を通して健康的な生活を送れるよう、各種保健事業やライフステージに応じた支援に努めます。

### 施策の方向性5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しないまちづくりと被害者支援の充実

性差による暴力を根絶し、個人の権利を守ることは、男女共同参画社会の形成のための重要な課題です。町民一人ひとりが、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることを正しく理解し、それを容認しないまちづくりに積極的に取り組みます。

### 施策の方向性6 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

女性であることにより、貧困のリスクが高いことや、高齢、DVなど様々な要因により複合的な困難に直面するケースがあることを踏まえ、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、生活上の困難を抱える人への包括的な支援に取り組みます。

### 3 SDGsの視点からの計画の推進

男女共同参画社会基本法第7条では、「我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない」とされています。

男女共同参画に関する国際協調については、平成27年（2015年）9月に国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、日本を含む国際社会が一致して取組を進めています。

同アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」ことを記しており、SDGsの17のゴールのうちゴール5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げています。

SDGsの達成については国だけでなく市町村による取組も期待されており、屋久島町においては屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第三期）をはじめとする様々な計画・取組でSDGsの考えを取り入れた計画の策定・推進を行っています。

本計画においてもSDGsの視点を取り入れ取組を整理・推進することは、男女共同参画の効果的な推進とSDGsの達成の両方に寄与します。

以上のことから、屋久島町男女共同参画基本計画の推進にあたってSDGsの考え方を取り入れ、計画を推進することとします。

#### SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールのうち 男女共同参画との関連が特に深いと考えられるもの



## 4 計画の体系

基本理念	施策の方向性	取組内容
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">男女が互いを尊重し 多様な人が協働するまちづくり</p>	<p>1 男女共同参画社会の形成に向けた意識の改革、教育・学習の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 男女共同参画に関する普及啓発</li> <li>(2) 学校教育における男女共同参画の推進</li> <li>(3) 性の多様性についての理解促進</li> </ul>
	<p>2 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域づくりや社会活動における男女共同参画の推進</li> <li>(2) 地域等における意思決定過程への女性の参画拡大</li> <li>(3) 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進</li> </ul>
	<p>3 誰もが希望する働き方と生活が選択できる環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 働く場における男女共同参画の推進</li> <li>(2) 多様で柔軟な働き方の推進</li> <li>(3) 男性の家事・育児等への参加促進と生活支援</li> </ul>
	<p>4 生涯を通じた男女の健康への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援</li> <li>(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づく妊娠・出産等に関する支援</li> </ul>
	<p>5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しないまちづくりと被害者支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 配偶者等からの暴力の防止に関する取組</li> <li>(2) デートDV、性犯罪・暴力等への対策に関する取組</li> </ul>
	<p>6 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活上の困難に直面する女性等への支援</li> <li>(2) 様々な要因により複合的な困難や課題に直面しやすい人々が安心して暮らせる環境の整備</li> </ul>

## 第4章 施策の方向性

### 方向性1 男女共同参画社会の形成に向けた意識の改革、教育・学習の推進



男女共同参画社会の形成のためには、町民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、その視点に立って行動することが必要です。

国は、全国的に男性にも女性にも固定的な性別役割分担意識が残っていること、また、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）により、無意識のうちに性別による差別・区別が生じていることを指摘しており、こうした根強い意識が大きな障壁になっていると分析しています。

本町の住民意識調査によると、固定的な性別役割分担意識に対して賛成する意見が3割程度となっており、前回調査や国・県よりも低いものの、高齢の男性を中心にまだまだ残っています。また、学校教育における男女共同参画の取組として、学校で男女平等の意識を育てる授業・教育の実施が強く求められています。

学校での男女共同参画の教育や実践的な取組を推進するとともに、高齢者を中心として地域でも男女共同参画に関する周知・啓発を行い、すべての世代が男女共同参画について理解し、推進に取り組むまちを目指します。

あわせて、性的マイノリティなど、多様な性のあり方についても周知・啓発を進め、正しい理解を持ちすべての人を尊重する意識の醸成を図ります。

## (1) 男女共同参画に関する普及啓発

男女共同参画に関する普及啓発に取り組み、固定的な性別役割分担意識等を背景とする慣行の見直しに向けた推進を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会についての理解を深めるために、国・関係機関等の啓発物の庁舎内やイベント時の掲示・配布、町ホームページでの周知、県主催の研修・講座の町民への告知など、様々な媒体を活用し広報・啓発活動を行います。 特に、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けての啓発や男女が対等の立場で活動することの必要性についての周知を行い、地域、職場、各種団体、家庭での性差による慣行の見直しを促進します。	総務課 観光まちづくり課
2	公民館等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催	男女共同参画社会についての理解を深めるために、地域住民等を対象とした男女共同参画社会についての講座等の実施に努めます。	観光まちづくり課 社会教育課
3	様々な機会を生かした研修・学習の実施	家庭教育学級、女性団体、青年団、育児グループなどにおいて、男女共同参画社会に関する学習機会の提供を促進します。 現在、家庭教育学級で、ジェンダー等に関する講座を実施しています。男女が協力して家庭生活を営む意識の醸成を図るため、今後も継続的に開催します。 あわせて、その他の団体でも学習機会の創出を図り、地域全体での理解の促進を図ります。	社会教育課
4	人権教育・学習の推進	固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図るため、男女共同参画社会についての学びを取り入れた人権に関する教育・学習を推進します。 屋久島町人権教育研修会を開催するとともに、研修会の広報・周知に努め参加者の増加を図ります。	社会教育課
5	男女共同参画社会に関する図書等の整備・充実	男女共同参画に関する図書、視聴覚資料等を広く収集・公開を行います。 また、図書室内に期間を設定して男女共同参画関連図書コーナーを設置します。	社会教育課
6	町の実施する行事やイベントにおける慣行の見直し	町が主催する行事・イベント等については、固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのために、積極的な見直し、改善を行います。	関係各課

## (2) 学校教育等における男女共同参画の推進

人権や男女共同参画に関する教育を推進するとともに、学校生活全体を通して男女平等の視点に立った活動の促進を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
7	人権・男女共同参画についての授業等の取組に関する支援	<p>次代を担う児童・生徒が男女共同参画や人権の尊重について正しく理解できるよう、各教科・領域において、男女共同参画社会についての理解を深める教育を推進します。</p> <p>国や関係機関等の男女共同参画に関する啓発物や資料を学校に提供するなど、教育現場における指導内容の充実を支援します。</p>	教育総務課
8	学校教育活動・保育全体を通じた人権尊重と男女平等の推進	<p>学校教育活動や保育を通して、児童・生徒一人ひとりが人権尊重と男女平等の理念を理解し、自分と他者を尊重できるよう、教職員や保育士等のすべての関係者が連携し、男女共同参画の視点による学校・幼稚園・保育所の環境全体の改善を推進します。</p> <p>学校運営における男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等に取り組みます。</p>	教育総務課
9	多様な選択を可能にするキャリア教育・ライフプランニングの推進	<p>生涯を見据え、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、ライフステージや自らの能力と希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を主体的に選べるようなキャリア教育、進路・職業指導の充実を図ります。</p> <p>県や関係機関等からの多様な働き方や職業選択に関する資料・ポスターを学校等の関係機関に提供します。</p> <p>また、租税教育について、男女が共に社会で利益を享受し負担を担う存在であるという男女共同参画の意義を踏まえて、次世代を担う子どもたちが税金の意味、役割を理解し、税金の使われ方に関心を持つような租税教育を行います。</p>	教育総務課 社会教育課 町民課

No	事業名	事業内容	担当課
10	教職員をはじめとする教育に携わる人への研修	<p>次代を担う子どもたちの成長過程に関わる人の男女共同参画意識は、子どもたちの意識に大きな影響を及ぼすことから、教育関係者（教職員、学校長等の教育の場における管理職、教育行政職員等）を対象に、男女共同参画を正しく理解し、教育現場で男女共同参画の視点に立った教育を推進するための研修等を実施します。</p> <p>現在、町人権教育研修会、管理職研修会、社会教育担当者研修会、指導主事等研修会といった各研修会で男女共同参画を深めています。今後もこれらの研修等の継続的な実施と参加奨励を行います。</p>	教育総務課 社会教育課
11	保護者・PTA等への情報提供等支援	<p>保育所・幼稚園・学校等における保護者会・PTA等を活用し、男女共同参画社会についての情報提供に努めるとともに、男女共同参画についての研修の実施を働きかけるなど、子育て当事者への男女共同参画の理念の理解を促進します。</p>	社会教育課
12	発達段階に応じた性教育の推進	<p>性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むために、学校において「性と生殖に関する健康と権利」を基盤とした性教育を推進します。</p>	教育総務課
13	HIV／エイズについて発達の段階を踏まえた教育・学習の推進	<p>正しい知識を持って感染を予防し、患者・感染者に対して理解に基づいて行動がとれるよう、教育・学習を進めるとともに、広報・啓発に取り組みます。</p>	教育総務課

### (3) 性の多様性についての理解促進

LGBTQ+など性的マイノリティであることを理由に差別などが行われることがなく、基本的人権が尊重されるよう、性の多様性への理解促進に努めます。

No	事業名	事業内容	担当課
14	性の多様性に関する周知・啓発	性的マイノリティであることを理由とした偏見や差別が行われないよう、広報等による正しい情報の提供と理解促進、偏見の解消に取り組みます。	観光まちづくり課
15	性の多様性に関する学校での教育	<p>文部科学省の、性同一性障害や性的指向・性自認（※1）に係る児童生徒に対する方針を踏まえ、性的マイノリティに対する教職員の理解を深めるとともに、児童生徒に対して人権意識の醸成を図ります。</p> <p>【生徒指導提要で示された取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台として、学級・ホームルームで、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等の推進。</li> <li>○性的マイノリティであることを隠したい場合があることを踏まえ、必要に応じて相談しやすい環境の整備と適切な情報共有によるチームでの支援</li> <li>○一人ひとりの個性や状況に応じた対応と、ほかの児童への配慮との均衡への配慮。</li> <li>○家族や専門機関との連携。</li> </ul>	教育総務課

※1 性自認…自分の性をどのように認識しているのか。（詳細は計画書 P81 用語集に記載。）

## 方向性2 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進



地域における男女共同参画の推進は、地域での多様な視点と人材の活用を促し、地域課題の解決や地域の活性化に寄与し、男女共同参画社会の実現だけでなく、誰もが暮らしやすく活気がある地域社会づくりにつながります。

近年、全国的に女性・若者の都市部への流出が進み、地方の人口減少の一因となっています。国はその背景として、固定的な性別役割分担意識や偏見により、女性の活躍機会が制限されている点を指摘しており、女性にとって魅力的で働きやすい地域環境の整備が求められています。

住民意識調査では、地域が「男性優遇的である」と感じる人が依然として多く、特に若年層では男女で認識に差が見られます。女性の意見を反映させるために政策決定の場への参画を望む声は多い一方で、役職への推薦に対する受け止め方には男女差があり、女性は家事・育児・介護の負担から引き受けをためらう傾向があり、こうした負担の偏りが参画機会や経験の不足を招き、役職へのハードルを高めるといった負の連鎖が生じているとみられます。

様々な地域活動や方針決定の場への女性参画拡大に向けて、女性自身への支援と、どうしたら女性が参画しやすいかについての啓発や理解促進に努め、男女がともに方針決定に参画するまちづくりに努めます。

また、大規模な災害は、すべての人の生活を脅かすものですが、特に女性や子ども、高齢者など弱い状況にある人がより多くの影響を受けることとなります。そのため、男性・女性の性差によって受ける影響や必要な支援が異なることに配慮した、男女共同参画の視点からの災害対応を行うことが、防災・減災、災害に強い地域づくりにとって非常に重要となります。

本町は町の災害対策に関する計画である屋久島町地域防災計画に、男女共同参画の視点を取り入れ、対策を定めています。風水害や活火山等の様々な災害リスクを抱える本町の地理的な特性を踏まえ、男女共同参画による多様な視点・多様な意見・多様な人材を生かした防災対策によりすべての人の被害を最小限にとどめる防災・減災に取り組めます。

## (1) 地域づくりや社会活動における男女共同参画の推進

地域活動で男女がともに協力しての活動を促進するため、性別や年齢で参加を妨げるこ  
ない意識の醸成と多様な立場の人が参加しやすい環境の構築に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
16	各種会議・研修会等の開催における配慮	地域の多様なニーズに対応していくためには、様々な視点からの意見の反映や課題の検討が重要となります。性別や年齢にかかわらず多様な人材が参加できるよう、誰もが参加しやすい各種会議・研修会の実施に努めます。 特に、住民を対象とした会合においては、多くの住民が参加できるよう、開催場所や時間等に配慮し実施します。	関係各課
17	地域活動への参加促進に向けた支援	公民館活動やボランティア活動等の活性化に向けて、性別や年齢にかかわらず多様な人材の参画の拡大に取り組めます。	社会教育課
18	各種団体への女性の参画に関する支援の充実	各種団体に対し、あらゆる機会を捉えて、役員への女性の参画を働きかけるとともに、女性のエンパワーメントに向けた研修等の情報を提供します。	観光まちづくり課 社会教育課
19	女性団体等への情報提供等支援	女性団体等の活動が、男女共同参画社会の形成の促進に寄与するよう、男女共同参画社会についての情報提供を行うとともに、県男女共同参画センターや女性団体等が実施する研修等への参加を働きかけます。	社会教育課
20	公民館活動における男女共同参画の推進	公民館活動の活性化を図るため、「協働」「男女共同参画」の視点を入れた地域づくりの研修を実施し、女性をはじめ多様な人の参画の拡大に取り組めます。 また、公民館運営における男女共同参画を阻害する固定的な性別役割分担意識等に基づいた慣行等の見直しに向けて、公民館長に対し、研修への参加促進など、啓発活動を推進します。	社会教育課

## (2) 地域等における意思決定過程への女性の参画拡大

地域活動等における方針の立案・決定への女性の参画拡大に向けて、人材の育成・活用やエンパワーメントに取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
21	審議会等における女性の参画の促進	役場が開催する審議会等について、必要に応じて公募制をとり、女性をはじめとして幅広い分野からの積極的な参画を図ります。 また、委員の専門性が重要である場合は、性別等で制限することなく専門的な知見を有する人材の適切な起用を図ります。	関係各課
22	女性の方針決定参画に関する相談支援等の実施	審議会等、政策・方針決定過程に参画した女性に対し、必要に応じて地域男女共同参画推進員が悩みや不安について相談に乗り、助言や支援を行います。	観光まちづくり課
23	地域の方針決定の場への女性の参画の促進	各種団体に対し、あらゆる機会を捉えて、役員への女性の参画を働きかけるとともに、女性のエンパワーメントに向けた研修等の情報を提供します。	関係各課
24	学校教育・社会教育の場における役員等への女性の参画の促進	P T A活動など、学校教育・社会教育の場における役員への女性参画の促進に向けて、P T A連絡協議会等を通して働きかけを行います。	社会教育課
25	女性の地域活動参画への男性の理解の促進	女性が地域活動に参画することに対する男性の理解と協力を得られる環境づくりに向けて、地域における男女の協働の重要性や、女性が活動するための家庭内での男性によるサポートの必要性などについて周知を行います。	観光まちづくり課

### (3) 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

○屋久島町地域防災計画に男女共同参画の視点を取り入れ、男女双方の意見の反映や防災組織への女性の参加促進など、男女がともに地域防災に取り組む体制の構築に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
26	町防災会議等への多様な視点の反映	<p>防災や復旧・復興に関する方針の決定過程における男女共同参画の推進と多様な視点の反映に向けて、町防災会議等の方針決定の場に、女性をはじめとする多様な立場の人々の参加を促進します。</p> <p>特に復旧・復興の場・組織については、女性や障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進し、男女双方の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進します。</p>	総務課
27	防災組織等への女性の参加促進	<p>地域の防災力強化のために、活動の周知や女性が参加しやすい環境整備に努め、女性の消防団や自主防災組織への加入を促進します。</p> <p>女性団体の自主防災組織としての育成・組織化を図ります。</p>	総務課
28	防災リーダー等の育成	<p>男女双方の視点に配慮した防災の推進に向けて、地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成に取り組みます。</p>	総務課
29	性差に配慮した避難所環境の整備	<p>指定避難所の運営に男女双方がかかわるよう、避難所運営への女性の参画を推進します。</p> <p>また、性差によるニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮し、男女がともに安心して過ごせるよう避難所環境の整備を行います。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○女性専用の物干し場</li> <li>○更衣室・授乳室の設置</li> <li>○女性用品等の女性による配布</li> <li>○警備や防犯ブザー配布などによる安全性の確保</li> </ul>	総務課

## 方向性3 誰もが希望する働き方と生活が選択できる環境の整備



働くことを希望する人が就労し、性別にかかわらずその能力を十分に発揮することは、個人の幸福の根幹をなすものであり、多くの人が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の形成につながります。

また、少子高齢化に伴う働き手の減少が進行する中で、性別によらない多様な人材の活躍は地域経済の活性化にとって非常に重要な要素であるとともに、男性にとっても負担の軽減や希望する形で働きやすい環境の形成につながります。

屋久島町は、女性の労働力率や管理職登用が高く、女性の活躍が進んでいる自治体に分類されます。また、会社等の役員や個人事業主の女性の割合も国・県より高くなっています。一方で、30～34歳を中心にいわゆる「M字カーブ」がみられ、非正規雇用の割合も男性と比較して高いなど、就業の安定性には課題があります。

住民意識調査では女性の多くが出産後も就労を継続したいと考えており、保育・教育環境の充実や、家事・育児の分担意識の醸成、育児休業後の円滑な職場復帰支援など、家庭の理解、地域・職場の環境整備が求められます。

また、農林水産業については、業種の特性として、生産と生活の場をおなじくする家族経営が中心となることから、仕事と生活の調和や家庭生活での男女の協力が特に重要となります。

そのため、経営の安定・持続化と活力維持のために、男女がともに経営・家庭に参画し、役割を分かち合える仕組みづくりを進めることが求められます。

## (1) 働く場における男女共同参画の推進

職場における男女共同参画の推進に向けて、各種法律等も踏まえ、性別にかかわらず誰もが能力を發揮できる環境の整備と意識啓発に取り組みます。

また、個人事業主等の女性が多いという地域特性を踏まえて、女性の経営参画に向けた支援に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
30	雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保の推進	雇用の場における男女の均等な機会と待遇を確保し、働く人が性別によって差別されることのない環境の整備に向けて、労働関係法や各種制度に関する幅広い周知・啓発に努めます。 女性の管理職への登用促進を図るため、事業者等に対する協力要請や情報提供等を行います。 事業所等での配置・昇進等における男女間の不平等な扱いや各種ハラスメントに対する雇用管理の改善を図るため、関係機関と連携した取組を推進します。	産業振興課
31	女性活躍推進に関する情報提供	県や関係機関等と連携し、中小企業における一般事業主行動計画の必要性の周知や策定支援、当該計画の策定・届け出等についての情報提供を行います。 また、女性活躍推進に向けて、事業主による積極的改善措置（※1）の促進を図ります。	産業振興課
32	女性も参加しやすい経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修の充実	農林水産業、商工自営業に従事する住民を対象とした経理管理などに関する研修会については、男女ともに参加しやすいよう日程等に配慮して実施するとともに、女性も参加しやすい工夫について検討を行います。	産業振興課
33	女性農業者・漁業者の経営参画の支援	意欲ある女性が経営などに参画する機会の確保や農林水産業や農山漁村における女性の経済的な自立のために、男女ともに学びやすい形での融資、税制等経営参画に関する知識の普及を図ります。 また、女性の認定農業者・漁業者の育成に取り組みます。	産業振興課
34	家族経営協定（※2）の締結促進	農業分野において、労働時間や報酬などの就業条件や、出産・育児休業に関する項目等を定めた家族経営協定の締結を促進し、働きやすい環境の整備を推進します。 農家経営に関する話し合いに世帯全員が参加することの意義等を周知し、男女がともに経営に携わる農家への転換を促進します。	産業振興課

※1 積極的改善措置…様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供する措置。（詳細は計画書 P81 用語集に記載。）

※2 家族経営協定…農業経営について家族間の話し合いに基づき協定書を作ること。（同 P80）

No	事業名	事業内容	担当課
35	特定事業主行動計画に基づく役場内の職場環境の改善	役場職員が仕事と子育ての両立を図ることや、女性職員が個性と能力を十分に発揮できるよう、特定事業主行動計画に基づき、職員のニーズに即した次世代育成支援対策・女性活躍推進対策を計画的かつ着実に推進します。	総務課
36	事業所等を通じた雇用者への情報提供	事業所を通して、雇用者への男女共同参画の理解の周知を図ります。その際、提供する情報については、雇用者の関心に対応する内容となるよう努めます。 また、男女雇用機会均等法等関係法令の順守に向けた情報提供を行います。	総務課 福祉支援課 産業振興課

## (2) 多様で柔軟な働き方の推進

男女ともに希望する働き方が選択・実現できるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や多様な働き方の普及に向けた周知・啓発等に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
37	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」についての広報・啓発活動の推進	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することは、固定的な性別役割分担意識を見直し、職業生活・家庭生活・地域活動などに男女がともに参画するために重要な取組です。 個人・事業所等あらゆる主体を対象に仕事と生活の調和の必要性についての理解を深めるための研修や情報提供等を実施します。	観光まちづくり課
38	役場における「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の推進	「子育て中の短期間勤務の取組促進」や「男性の育児休業取得の促進」「深夜勤務・時間外の制限」等を進めます。	総務課
39	育児・介護休暇を取得しやすい環境の整備	男性も含めた育児休業・介護休業等の取得促進、子育て中の勤務時間短縮措置、深夜勤務・時間外労働の制限措置など、育児・介護休業法において定められた各種制度に関する普及啓発を行います。	産業振興課
40	事業所等へ向けた研修の周知	鹿児島県が実施する「男性の育児・介護休業取得促進セミナー」など、事業所や経営者を対象とした関係機関等による研修等の実施情報の周知を行い、参加を促進します。	産業振興課

### (3) 男性の家事・育児等への参加促進と生活支援

女性が働きやすい環境の構築のためには、男女がともに家事・育児などの家庭内の役割を担うことが重要であることから、男性の家事・育児への参画促進に取り組みます。

また、育児等の負担軽減に向けて、保育・教育をはじめとする生活支援の充実を図り、男女がともに仕事と家庭に参画できる環境の整備を推進します。

No	事業名	事業内容	担当課
41	男性を対象とした育児への参画のための支援	学校や地域など様々な場への男女の共同参画による育児についての学習機会の提供や、産前教室の対象者を妊婦とその家族とするなど、男性の子育てへの関わりを進めるための実践的な研修と男性を対象とした育児についての相談を実施します。 母子手帳交付時や産前教室など男性も参加できる相談・研修等へのパートナーとの参加を推奨します。	福祉支援課
42	男性を対象とした介護への参画のための支援	介護についての知識や技術を学ぶ介護教室等の実施に当たって、男性が参加しやすいよう日程に配慮します。また、男性が気軽に介護についての相談ができる場や機会の提供に努めます。 高齢化に伴い男性による介護の機会が増加している一方で、家族介護者交流会に男性の参加者が少ないことから、交流会の一層の周知や男性の参加促進に取り組みます。	健康長寿課
43	家庭教育学級での家庭参加促進	性別による固定的な役割分担意識の解消を目指し、男性の家庭生活、子育てへの参画を促進する参加型学習を推進します。	社会教育課
44	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	男女がともに家庭責任を果たすための学習会(料理教室等)を地域で開催するために、食生活改善推進員等と連携し実施可能な体制の構築に努めます。	健康長寿課
45	子育て支援の充実	すべての人が安心して子育てができるよう、多様な保育ニーズに対応できる教育・保育の受け皿の整備と、地域における様々な子育て支援サービスの充実に努めます。 また、子どもを安心して産み育てていくために、妊娠・出産から育児まで総合的・継続的な相談・支援体制の確保と母子保健施策の充実を図ります。	福祉支援課
46	介護支援の充実	高齢者とその家族の生活を支えるため、住まい・医療・介護等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立を推進します。	健康長寿課

## 方向性4 生涯を通じた男女の健康への支援



生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送ることは、個性と能力を発揮して活躍する社会形成のための前提となる要件です。

そのためには、男女がお互いの身体的な特徴を十分に理解しあい、その心身と権利を尊重し思いやりを持つことが求められます。そのためには、正しい情報の入手や、健診をはじめとする各種保健分野の支援が必要です。

特に、女性の心身の状況は妊娠や出産などのライフステージごとに大きく変化するという特性があります。そのため、女性は男性と異なる健康上の問題があるという認識を高めるための啓発や、妊娠や出産を自分で選択する権利があるという「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の考え方に関する理解と配慮が求められます。

第3期屋久島町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）によると、本町は乳がん、子宮頸がんの受診率低下や、男性の平均余命・平均自立期間が短いことや代表的な生活習慣病である糖尿病などが課題とされています。

これらの課題解決に向けて各種保健事業の推進、性別やライフステージによって健康上の問題が異なることに関する周知、健康づくりに取り組みやすい地域環境の整備など、すべての人が生涯を通して健康的な生活を送れる地域環境の整備に取り組みます。

### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。女性自身やカップルが、安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、自分たちの子どもの数や出産する時期を自由に決める「選択の自由」（権利：ライツ）を持ち、さらにそのための健康（ヘルス）の享受とそれに関する情報や手段を得る権利があるという考え。

現在、女性の重要な権利の一つと認識されており、この考えに基づき、安全な妊娠のための健康の保持及び広く女性の生涯にわたる健康の確立を目指すこととされている。（外務省ホームページ、厚労省ホームページより）

## (1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

生涯にわたって男女が健康的な生活を送れるように、ライフステージや性別に応じた取組を推進します。

No	事業名	事業内容	担当課
47	健康管理に関する普及啓発、健康診査・指導等の推進	生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善する能力の育成のために、様々な機会を通じて、町民の健康づくりや保持増進に向けて周知・啓発を推進します。 また、健診や健康指導を通じて、一人ひとりの心身の状況に応じた健康教育を行います。	健康長寿課 社会教育課
48	性差に応じた生活習慣病の予防施策の推進	健康やくしま 21 及び屋久島町データヘルス計画等に基づき、男性の方が喫煙・飲酒者の割合が高いなど本町の健康に関するリスク要因を踏まえ、性差に応じた生活習慣病の予防施策を展開します。	健康長寿課
49	性差に応じたがん検診の充実	性差に応じたがん検診（乳がん、子宮がん、前立腺がん）の予防施策等を進めます。 特に、女性のがん罹患率が第一位である乳がんについては、セルフチェックが可能であることから、その方法について普及啓発を図ります。	健康長寿課
50	食生活の改善に向けた食育の推進	性別にかかわらず誰もが、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育みます。 若い女性のやせすぎや中高年の肥満防止、男性の生活・自活能力の向上といった性差による食生活に関する課題を踏まえ、特定健診の結果報告会で課題に応じた講話を行うとともに、町報の紙面にて、健康レシピの紹介を行います。	健康長寿課
51	思春期、妊婦・出産期、更年期、高齢期等女性の生涯を通じた健康保持に関する事業の推進	女性は、妊婦や出産をする可能性があることもあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面するため、思春期、妊婦・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進の推進に努めます。 特定がん検診でのスライドを用いた情報提供や、骨粗しょう症検診の節目年齢女性に対する補助事業（無料クーポン配付）を行い、健康保持を支援します。	健康長寿課

No	事業名	事業内容	担当課
52	高齢期の自立した生活のための健康づくりの充実	<p>高齢期の自立した日常生活に向けて、手軽に取り組める運動・スポーツプログラムを継続的に実践できる普及啓発を実施します。</p> <p>ニュースポーツや町民体操等の普及に取り組むとともに、各集落で、高齢者サロンや介護予防教室を開設・実施します。</p>	健康長寿課
53	健康管理に関する周知・啓発、健康診査・指導、相談等の実施	<p>生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するために、様々な機会を通じて健康づくり等に関する周知・啓発を行います。</p> <p>また、健康診断・健康指導を実施するとともに、受診率の向上に向けて受診勧奨に取り組みます。</p> <p>学校等において、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進を図ります。</p> <p>男女の性差を考慮して、健康全般に関する相談を実施します。</p>	社会教育課 健康長寿課
54	自殺予防対策	<p>屋久島町自殺対策計画に基づき、啓発物や町内放送、関係機関と連携した街頭活動など、周知・啓発をはじめとした自殺予防対策に取り組みます。</p> <p>高齢の男性の自殺者数が多い本町の特徴を踏まえ、高齢者の孤立防止や経済生活の支援など自殺のリスク要因を低減させる支援に取り組みます。</p>	福祉支援課
55	メンタルヘルス支援策の推進	<p>精神疾患があっても、地域の中で安心して暮らせるよう、精神疾患への正しい理解の周知に努めます。その際に、固定的な性別役割分担意識がメンタルヘルスに影響を与えているケースがあること等に考慮して取り組みます。</p> <p>メンタルヘルスに関する支援が必要な人に対し、公認心理士等の専門職、関係機関と連携し一人ひとりの状況に応じて適切に対応します。</p>	健康長寿課
56	喫煙、飲酒についての健康被害に関する正確な情報の提供	<p>喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行います。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努めます。</p> <p>また、未成年者の喫煙、飲酒については、その予防にむけて、青少年育成町民会議や町校外生活指導連絡協議会において、町民総ぐるみでの見守り活動を推進します。</p>	社会教育課 健康長寿課

## (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づく妊娠・出産等に関する支援

女性は男性と異なる健康上の問題に直面することに留意し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する周知や妊娠・出産等に関する保健の充実に努めます。

No	事業名	事業内容	担当課
57	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての知識の普及	性と生殖に関する健康と権利に関する正しい知識を広く社会に普及するため、情報を提供し知識の普及に努めます。	健康長寿課
58	妊娠・出産期における適切な健康管理の推進	子どもを安心して産み育てていくために、総合的・継続的な相談・支援体制の確保に努め、妊娠・出産期の健康管理と各種母子保健事業の充実に努めます。	福祉支援課
59	母性健康管理指導事項連絡カードの活用促進	主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝える母性健康管理指導事項連絡カードの周知・活用を促進します。 母子健康手帳の交付時に、カードの配付と説明を行い、活用を推奨します。	福祉支援課
60	「マタニティマーク」の普及	妊婦健診の適正な受診や、妊婦の届出について周知を図るとともに、社会全体で妊産婦に対するやさしい環境を育ていく「マタニティマーク」の普及を図ります。	福祉支援課
61	家族経営協定の内容に健康保持・生涯を通じた女性の健康支援に関する項目の設置助言	家族経営協定に健康保持に関すること、特に、農業に従事する女性は、家族経営体の特質もあり、雇用者に保障されている妊娠・出産・育児期の安心と安全のためのサービスを楽しむ機会が難しいため、生涯を通じた女性の健康支援に関わる項目を設置するよう助言を行います。	産業振興課
62	母子保健推進員の養成	住民に身近な場で、子育ての見守り・支援を行う母子保健推進員の養成に取り組みます。 養成にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、画一的な「あるべき姿」ととられすぎることなく、母子の多様な状況に対応できるよう、多様な子育て支援の在り方について理解を深めます。	福祉支援課
12 再掲	発達段階に応じた性教育の推進	性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にすることを育むために、学校において「性と生殖に関する健康と権利」を基盤とした性教育を推進します。	教育総務課
13 再掲	HIV/エイズについて発達の段階を踏まえた教育・学習の推進	正しい知識を持って感染を予防し、患者・感染者に対して理解に基づいて行動がとれるよう、教育・学習を進めるとともに、広報・啓発に取り組みます。	教育総務課

## 方向性5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しないまちづくりと被害者支援の充実



誰もが、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のためには、個人の人権が尊重され、安全に、かつ安心して暮らせることが不可欠となります。配偶者への暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、個人の権利を脅かすものであり、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成する上で重要な課題となります。

女性に対する暴力の背景には男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、長年にわたって形成されてきた社会的・構造的問題があると言われています。

このような状況を改善し、配偶者からの暴力を防止し、被害者の心身と権利を守るためには、町民一人ひとりが、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることを正しく理解し、それを容認しないまちづくりに積極的に取り組むことが必要となります。

特に、配偶者等からの暴力（DV）は、家庭内で行われるため潜在化しやすく、加害側に罪の意識が薄い傾向にあり深刻化しやすいという特徴があります。また、上司・部下、教員・生徒といった立場を利用した暴力や、男性や子ども、障害者が被害者となるなど様々なケースが存在することから、すべての被害者が声を上げやすく、それを社会が受け止められる環境の構築が求められます。

住民意識調査では、DV行為に対する認知度が全国よりも低く、特に精神的攻撃に対する認知度が低い状況となっています。また、暴力を経験した人の割合も全国より高く、女性の約3分の1、男性でも4分の1が経験しており、男女ともに被害を経験しています。

様々な状況・立場の人がジェンダーに基づく暴力の被害者となりうることを踏まえ、あらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成に向けたさらなる意識啓発や、事案発生時の相談・保護等の支援体制の充実に取り組みます。

また、被害者の支援については、専門的かつ包括的な支援が必要であることから、鹿児島県及び県女性相談支援センター等とも緊密な連携を図って取り組みます。

## (1) 配偶者等からの暴力の防止に関する取組

### ①暴力の防止に向けた啓発の推進

パートナー間における暴力は決して許されるものではないという認識を広く浸透させるための周知啓発に努め、暴力を容認する風潮の根絶を推進します。

No	事業名	事業内容	担当課
63	配偶者等からの暴力防止に向けた周知・啓発	<p>暴力を容認しない社会を実現するため、地域、職場、学校、家庭など様々な対象に対して周知・啓発に取り組みます。</p> <p>【啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○庁舎内や町内施設へのポスターやリーフレット等の啓発物の設置</li> <li>○広報誌、町ホームページ等を活用した周知・広報</li> <li>○町の実施するイベント等（健診・検診、成人式等）でのリーフレットの配布や周知</li> <li>○学校等での啓発物の掲示、学習、講座等の実施</li> <li>○関係機関等と連携した職場等への周知・啓発</li> </ul>	関係各課
64	被害者にとって身近な場所での情報提供	<p>被害者にとってより身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置し、配偶者等からの暴力についての正しい理解を得るための情報の提供に努めます。</p> <p>現在、行政窓口や庁舎内のトイレなど加害者と離れる機会のある場所にリーフレットを設置しています。</p> <p>今後は、より多くの場所に配置し、被害者が目にする機会の拡充を図ります。</p>	福祉支援課
65	配偶者等からの暴力に対する理解の促進	<p>配偶者等からの暴力を暴力として認識できていないために、必要な支援が受けられない被害者がいることや、精神的な攻撃が暴力にあたることへの認知度が低いことなどを踏まえ、「どういったケースが暴力にあたるのか」の具体的な行為の例の提示や、男性、外国人障害者、高齢者など様々な被害者がいること、暴行罪や傷害罪といった犯罪にあたりうること、その家庭の子どもにも心理的な影響を与えることなど、配偶者等からの暴力に対する理解を深めるための啓発に努めます。</p>	福祉支援課
66	「人権週間」に関する広報・啓発	<p>「人権週間」の期間中（毎年12月4日～10日）に、人権週間の存在と配偶者からの暴力、性被害、児童虐待、性的マイノリティ差別といった、ジェンダーに基づく様々な人権侵害に関する周知・啓発を行います。</p>	福祉支援課

No	事業名	事業内容	担当課
67	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報・啓発	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に、暴力の防止や相談窓口等について広報誌への掲載などの周知・啓発を行います。	福祉支援課

## ②被害者の早期発見・早期対応

地域における配偶者等からの暴力被害者の早期発見と未然防止の環境づくりを進めるために、関係機関・団体等と連携し、被害者の早期発見・早期対応の体制を構築します。

様々な立場の方が安心して相談できるよう、相談支援の体制の充実に努めます。

No	事業名	事業内容	担当課
68	地域のあらゆる主体による防犯活動・地域安全活動の推進	暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供などの地域に密着した防犯活動に、自治公民館、学校、PTA、町校外生活指導連絡会、事業所等と連携して取り組みます。 また、関係機関等が被害を発見した場合には、町や警察に情報提供を行ったり、被害者に対し相談窓口に関する情報提供を行うよう協力を求めます。	教育総務課 社会教育課
69	医療機関と連携した事案の把握	医療機関において配偶者等からの暴力とみられるケースがあった場合は、緊急性や被害者の心身の状況に応じてその意志を尊重しながら、町や警察に通報・情報提供を行うよう、医療機関に対して協力を求めています。	福祉支援課
70	配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への配偶者等からの暴力についての知識と適切な対応の周知	配偶者等からの暴力の被害者の早期発見・早期対応に向けて、消防（救急）職員、民生委員・児童委員や主任児童委員、人権擁護委員、育児・介護サービス提供者及び母子保健事業関係者など保健・医療・福祉・教育の関係者に対し、関連知識及び対応技術の習得を促進します。 町職員に対し、配偶者からの暴力とその対応に関する情報の周知を行います。 警察が主催する研修会に町職員を派遣するとともに、関係機関の参加を促します。また、警察主催の研修会に参加していない関係機関に対しては、町から町の現状や課題、体制について情報提供を行う場を確保します。 町校外生活指導連絡会において、警察の講話を実施します。 教育関係者や保健・医療・福祉関係者に対し、国・県等の実施する研修に関する情報提供を行います。また、各関係機関の研修への参加状況の把握に努めます。	総務課 福祉支援課 教育総務課

No	事業名	事業内容	担当課
71	相談対応の充実	<p>被害者だけで悩むことがないように、相談窓口を周知し積極的な利用を促進します。</p> <p>被害者の面接相談にあたっては、被害者に寄り添いその意思を尊重し、どのような援助を求めているのかを把握し、利用可能な支援制度に関する情報提供や助言を行います。</p>	福祉支援課
72	安心して相談できる環境の整備	<p>相談者が安心して相談できるように、プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりに取り組みます。</p>	福祉支援課
73	様々な立場の被害者への配慮	<p>相談者が男性、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等であることによって支援を受けにくいということがないように、町内外の関係機関と連携し、情報提供、相談支援などにあたっては、それぞれの被害者の立場に立った配慮を行います。</p> <p>障害者については、支援者のスキルアップに努め、その特性や理解力に寄り添った対応を図ります。</p> <p>外国人への対応については現在、対応実績がないものの、相談があった場合は県配偶者暴力支援センター等と連携し、使用する言語等に応じた相談対応が可能な機関等へのつなぎを行うなど、適切に対応可能な体制の整備を図ります。</p> <p>相談の内容から児童虐待にあたると思われるケースについては、管轄の児童相談所に対し通告を行い、連携して支援を行います。</p> <p>また、高齢者虐待または障害者虐待にあたると思われるケースについては、担当課及び関係機関等に通報を行います。</p>	福祉支援課
74	相談員等の支援者のケアの充実	<p>被害者へより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気を付けるとともに、組織としてもその職務の特性に配慮した支援者のケアに取り組みます。</p>	福祉支援課
75	支援関係機関・団体の連携協力体制の強化	<p>被害者の相談に総合的に対応するため、関係機関・団体からなる会議等の開催や日常的な連携システムの構築により、関係機関・団体の連携強化を図ります。</p> <p>相談があった際は、ケース会議を開催し、相談内容に応じて適切な関係機関と連携し、支援を行います。</p>	福祉支援課
76	警察との連携・協力	<p>事案対応時に、相談員等支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力して、その安全確保に努めます。</p>	福祉支援課

### ③被害者の安全と安心の確保

被害者の保護と自立支援の観点から、被害者の一時保護、経済的な支援、就労支援、教育・保育等に関する支援など被害者が必要とする多様な支援を包括的に提供できる体制を多機関協働で構築し、安心して生活できるまちづくりを推進します。

また、状況に応じて町外と広域的に連携できる体制を構築し、必要に応じて適切な支援に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
77	婦人保護施設や母子生活支援施設等と連携した被害者の保護	被害者が安心して今後のことを考えたり、自立に向けた準備ができるよう、町内で安全・安心に生活できる一時保護施設を確保するとともに、状況に応じて町外の施設を利用できるよう、町外の機関・施設と連携し支援体制を構築します。 支援を必要とする人に対して、速やかに一時保護施設への入所にかかる支援を行います。	福祉支援課
78	自立困難な被害者への個々の状況に応じた支援	心身の状況や生活能力、障害、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、個々の状況に応じて福祉（保健）施設等への入所を支援します。	福祉支援課
79	ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申し出制度等の情報提供	被害者の安全確保を図るため、警察をはじめ支援関係機関と連携し、被害者及び関係者への制度に関する情報提供と、その利用に当たっての支援を行います。 現在、対応実績はありませんが、必要に応じて対応できる体制を構築するために、研修会等への派遣などにより対応可能な知識を有する職員の育成に努めます。	福祉支援課
80	支援関係機関の時間外及び休日における保護に関する連絡体制の確立	休日や時間外にも対応できるよう、支援機関との連携体制を確立し、緊急時には休日・時間外であっても連携し保護に向けた対応を行います。	福祉支援課
81	各種経済的支援制度の利用支援	経済的に困窮している方に対して、県や町社会福祉協議会等と連携し、各種支援制度等の利用支援や貸付金制度等の情報提供を行います。 【制度の例】 ○生活保護                      ○児童扶養手当 ○児童手当                      ○母子・寡婦福祉資金 ○生活福祉資金 ○母子・寡婦・父子たすけあい資金等貸付制度	福祉支援課

No	事業名	事業内容	担当課
82	保育・教育等の利用支援	<p>子どものいる被害者に対して、各種保育サービスや育児相談等に関する情報提供による、育児の負担軽減を図ります。</p> <p>また、町、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等により現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援を行います。</p>	福祉支援課 教育総務課
83	配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知	<p>加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう、教育委員会及び学校への制度の周知を図ります。</p>	福祉支援課
84	健康診査・予防接種の弾力的実施	<p>加害者からの追跡等の恐れがあり、本町に住民登録していない子どもについて、本町で健康診査や予防接種が受けられるように配慮を行います。</p>	福祉支援課
85	就労等に関する支援	<p>被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るだけでなく、心の回復の面からも重要となります。しかし、被害者は、技能や経験、子育て等様々な要因から仕事に限られるなど、就労機会が少ない状況にあることから、ハローワークと連携し、職業相談等の情報提供を実施します。</p> <p>児童扶養手当の現況手続き時や広報誌等を活用し、職業訓練など就職に必要なあるいは有利な技能や知識を習得する学習機会に関する情報提供を行います。</p> <p>また、関係機関との連携を強化し、各種情報の提供範囲やその内容の拡充を行います。</p>	産業振興課 福祉支援課

#### ④個人情報の保護・管理

加害者から追跡を受けたり危害を加えられる可能性を排除し、被害者等の安全な生活を確保するため、個人情報の適切な管理・保護に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
86	庁舎内における個人情報の保護	<p>すべての個人情報の管理等について、研修等を行い、個人情報の保護と適切な運用を徹底します。</p> <p>特に、被害者に関しては、「DV等支援措置」に基づき、住民基本台帳等の閲覧制限を行うなど、個人情報の管理・保護を徹底します。</p>	町民課

No	事業名	事業内容	担当課
87	医療保険・国民年金の加入脱退手続きにおける支援措置	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療保険の加入脱退手続き等における支援措置を適切に運用します。	健康長寿課
88	各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底	医療機関などの各関係機関に対し、被害者の個人情報の保護を徹底するよう要請します。 教育委員会及び学校において、転校先や居住地等の情報の保護を徹底します。	福祉支援課 教育総務課
89	関係者の個人情報の保護	支援対象者だけでなく、相談員などの支援者や通報者等の関係者が危害を加えられる可能性があることから、これらの関係者の個人情報の保護を徹底します。 支援担当課において、支援者の個人情報の保護に関する管理・運用方針を検討し、適切な取り扱いを図ります。	福祉支援課 教育総務課

## (2) デートDV、性犯罪・暴力等への対策に関する取組

配偶者間の暴力に加え、カップルの間でのデートDVや性犯罪・暴力、セクシュアル・ハラスメントなど、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しないという立場から、様々な暴力に関する周知・啓発や事案発生時の支援等に取り組めます。SNS（※1）などを利用した新たな形の暴力についても、国や専門機関と連携し、その防止に向けて周知等を行います。

No	事業名	事業内容	担当課
90	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	デートDV防止に関する研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取り組みを進めます。 特に、子どもたちに対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供します。	教育総務課
91	暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための教育の推進	配偶者等からの暴力の根絶を目指すには、早い段階から暴力に頼らない考え方や問題解決の方法を身に付けることが重要となります。 学校などの関係機関と連携し、「暴力は個人の尊厳を傷つけるものであり、決して許されない」という意識を培い、暴力に頼らない問題解決の力量を養う教育を推進します また、青少年育成町民会議においても、こうした課題を取り上げ、健全な価値観を持つ青少年の育成に努めます。	社会教育課

※1 SNS…インターネット上でユーザー同士がコミュニケーションをとることを可能にするサービス。（詳細は計画書 P79 用語集に記載。）

No	事業名	事業内容	担当課
92	子どもに対する性的な暴力の防止・救済に向けた支援	<p>学校、児童福祉施設などの子どもと直接接する業務を行う施設において、子どもが相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と連携し課題解決に取り組みます。</p> <p>現在、社会教育施設等で、相談環境の整備等を行っています。今後は、関係各課間の情報共有を行い事業実施状況の把握・整理と、研修等による児童相談所等の外部機関との連携の強化を図ります。</p>	社会教育課 福祉支援課
93	雇用の場におけるハラスメント防止に向けた取組の推進	<p>セクシュアル・ハラスメントをはじめとする多様なハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、各種ハラスメント防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、男女雇用機会均等法に基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の周知等、雇用の場における防止対策を進めます。</p>	産業振興課
94	庁内におけるハラスメント防止・救済に向けた取組の推進	<p>庁内におけるハラスメントの防止・救済に向け、ハラスメント防止規定の周知・徹底とハラスメント関連の相談体制の充実に努めます。</p>	総務課
95	教育の場におけるハラスメント防止・救済に向けた取組の推進	<p>教育関係者への服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を進めます。</p> <p>また、パワー・ハラスメント等の関連分野も含め、教職員向けの研修を実施し、各種ハラスメントの防止を推進します。</p>	教育総務課 社会教育課
96	その他のあらゆる場におけるハラスメント防止に向けた広報・啓発活動の推進	<p>地域や公民館など、町内のあらゆる場面におけるハラスメントの防止に向け、公民館等に啓発物の設置・掲示を行うなど、ハラスメントは人権侵害であるとの認識を広めるための広報・啓発活動に取り組みます。</p>	社会教育課
97	インターネット等を利用した性暴力等への対応	<p>近年、デジタル化の進展、SNSなどのコミュニケーションツールのさらなる広がりに伴い、被害が多様化しています。これらの新たな形の暴力を防止する国の方針に基づき、国等と連携し適切な対応に努めます。</p> <p>インターネットの安全・安心な利用のための、メディア・リテラシー（※1）向上に向けた国等の広報物の掲示や周知に取り組みます。</p>	福祉支援課 観光まちづくり課

※1 メディア・リテラシー…インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力のこと。（詳細は計画書 P82 用語集に記載。）

## 方向性6 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備



女性は、出産・育児等による就業の制限・中断や非正規雇用者が多いこと、賃金等の処遇格差などから、男性に比べて貧困などの生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

特に高齢者については、女性は男性よりも長生きする傾向にある一方で、高齢女性は高齢男性よりも貧困率が高いことや、65歳以上の独居者は女性が441万人、男性が231万人と女性が大きく上回っており、貧困や孤独などの生活上の困難を抱える高齢女性が生じやすい状況にあります。

また、貧困のみならず、女性であることに加えてDV、疾病・障害やひとり親、外国人であるなど様々な要因により、複合的な困難に直面するケースも存在します。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画の視点に立ち、性別や年齢、立場にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、生活上の困難を抱える人への包括的な支援に取り組めます。

支援にあたっては、行政のみならず、屋久島町内の民生委員・児童委員をはじめとする地域で活動する様々な主体や、保健所、社会福祉協議会等の多様な機関と協働し取り組めます。

あわせて、雇用や生活支援といった分野については国・県等の制度・サービスの利用も考えられることから県等と連携し、サービスを必要とする人が円滑にサービスを利用できるよう支援します。

## (1) 生活上の困難に直面する女性等への支援

女性は男性よりも貧困など生活上の困難に陥りやすい状況にあることを踏まえ、関係機関等と連携し、生活の安定に向けた多様な支援を提供する体制を構築します。

No	事業名	事業内容	担当課
98	包括的な相談支援の実施	複合的な困難を抱える女性等に対して、相談を丸のまま受け止める包括的・総合的な相談窓口を設置します。	福祉支援課
99	就業に関する支援	経済的に困窮している女性の生活の安定に向けて、ハローワークくまげと連携し就業に関する相談支援や、就業に向けた技能取得の支援を行います。	産業振興課
100	女性相談支援員の配置	県は女性相談支援員（※1）の令和10年度（2028年度）までの全市町村への配置を目標として掲げています。 女性相談支援員の役割の重要性を踏まえ、本町においても女性相談支援員の育成・確保を検討します	福祉支援課
81 再掲	各種経済的支援制度の利用支援	経済的に困窮している方に対して、県や町社会福祉協議会等と連携し、各種支援制度等の利用支援や貸付金制度等の情報提供を行います。 【制度の例】 ○生活保護                      ○児童扶養手当 ○児童手当                      ○母子・寡婦福祉資金 ○生活福祉資金 ○母子・寡婦・父子たすけあい資金等貸付制度	福祉支援課

※1 女性相談支援員…困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員。

## (2) 様々な要因により複合的な困難や課題に直面しやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

様々な要因による困難を抱えている人々が安心して生活できる環境を整備するために、それぞれのニーズに配慮した包括的な支援の強化に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
101	男女共同参画の視点に立ち様々な立場の人が安心して暮らせる保健・医療・経済的基盤の整備	<p>様々な立場の人が、安心して暮らせる地域環境の整備に向けて、経済生活の自立を支える環境の整備、性差によるニーズの違いに配慮した医療が提供される医療基盤・障害福祉サービス基盤等の構築などを進めます。</p> <p>その際は、高齢者の現状が、長年にわたって様々な分野で固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行が続いてきたことの影響を大きく受けていること、障害のある女性が、障害があることに加え女性であることで複合的に困難な状況に置かれている可能性があることを踏まえて取り組みます。</p>	健康長寿課 福祉支援課
102	若者が支援につながりやすい環境の整備	<p>若年者は悩みを一人で抱え込み、公的な支援につながりにくいといった側面があることから、学校や若者に身近な施設での周知や、匿名性・プライバシー保護の強調など、若者に届きやすく相談のハードルを下げる周知方法を検討します。</p>	関係各課
103	ひとり親家庭の支援	<p>ひとり親家庭は、仕事と家庭の両立が難しく生活上の困難や課題を抱えやすい状況にあります。児童扶養手当の支給、母子家庭に対する母子寡婦福祉貸付金の貸付、生活保護の母子加算などを行うとともにその他の諸制度についても、周知と弾力的運用を図ります。</p> <p>あわせて、家庭の経済状況が、子どもの進学機会や学習意欲に影響を及ぼし、生活上の困難が次世代にも連鎖することに配慮し、ひとり親家庭の子どもが、経済的理由で就学及び進学を断念することのないよう、教育奨学金の貸付制度に関する知識や活用についての周知を図ります。</p>	福祉支援課
104	外国人が安心して生活できる地域環境の整備	<p>外国人女性が、言語の違いや文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることによって複合的な困難を抱えることがあることを踏まえ、多言語による相談対応や情報提供などコミュニケーションに配慮した支援を行います。</p> <p>また、異文化理解など地域住民の意識啓発に取り組み、国籍等が異なる人々が地域社会の構成員としてともに生きていく多文化共生社会づくりを進めます。</p>	観光まちづくり課

No	事業名	事業内容	担当課
105	外国人、障害者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための環境づくり	外国人や障害者、高齢者が、地域社会から孤立することにより、配偶者等からの暴力の発見が送れることを防ぐため、それらの人に関わる町職員、福祉や保健のサービス提供者、民生委員・児童委員、福祉や国際交流（協力）の分野で活躍を行うNPO等が、配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見の視点をもって日常の業務や活動が行えるよう対応技術や知識の習得の向上に向けた研修機会についての情報提供を行うための環境づくりを進めます。	健康長寿課 福祉支援課
106	バリアフリー、ユニバーサルデザイン（※1）に配慮した公共施設・道路整備	町内の各種施設や道路・トイレ等の整備に当たっては、高齢者、障害者、妊婦などあらゆる人のニーズ及び当事者の視点が反映されるよう配慮し、計画段階から女性をはじめとした多様な人の参画を促進します。	建設課 教育総務課

※1 ユニバーサルデザイン…年齢、性別、文化の違い、障害の有無によらず、誰にとってもわかりやすく、使いやすいデザインを指す概念。（詳細は計画書 P82 用語集に記載。）

## 第5章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

男女共同参画に関する施策を推進するためには、行政、住民、地域、事業者等が連携しそれぞれの立場で取り組む必要があります。本計画に記載された施策の着実な推進と、それによる男女共同参画社会の形成のために、計画の推進体制について以下のとおり定めます。

#### (1) 庁内の推進体制

男女共同参画基本計画の施策推進担当課を中心として、関係各課と連携し各施策に取り組むとともにその進捗の管理を行います。

また、男女共同参画社会の形成促進に関する施策は多岐にわたっていることから、職員自身の意識向上が求められます。役場のすべての職員が、男女共同参画社会についての理解を深めその実現を目指すという共通認識を持ち、男女共同参画の視点に立った施策の推進に取り組めます。

屋久島町男女共同参画推進会議を設置し、町行政の男女共同参画社会に関する施策や町全体の課題などの審議や関係各課の総合的な連絡調整を行い、整合性をもって計画を推進します。

#### (2) 地域の推進体制

男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりが男女共同参画の意義を深く理解し、地域、学校等、関係団体・機関、事業所等がそれぞれの立場で主体的に取り組むことが重要です。男女共同参画の重要性についての継続的な周知・啓発に努め、町民の意識の醸成を図ります。

また、町の男女共同参画の推進の中心的な機関として、屋久島町男女共同参画推進懇話会を設置し、町内の団体及び関係機関等が集まり町の男女共同参画社会形成に向けた課題や取組の協議を行います。

#### (3) 国・県・他市町村・関係機関等との連携体制

男女共同参画社会の形成は世界的な取組であることから、国際的な動向をとらえるとともに、国・県・他市町村・県男女共同参画センター等関係機関と連携し、研修への参加や情報共有を行うなど協働して取り組みます。

## 2 計画の数値目標・指標

男女共同参画基本計画は、単なる理念の提示だけではなく、具体的な取組による状況の改善が重要な計画です。

また、国・県がそれぞれ成果目標を設定し施策を推進しており、国・県の方針に沿った取組を行う観点からも、国・県に基づく指標等の設定が求められます。

以上のことから、計画の策定にあたって、数値目標等の指標を設定します。

項目	出典	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和17年度)
「男女共同参画」という単語の意味を知っている人の割合（計画書 P33 掲載）	町民アンケート調査	37.4%	70%
「ジェンダー」という単語の意味を知っている人の割合（計画書 P33 掲載）	町民アンケート調査	52.4%	80%
固定的性別役割分担意識に反対する人の割合（計画書 P24 掲載）	町民アンケート調査	65.3%	90%
固定的性別役割分担意識に反対する 60 歳以上男性の割合（計画書 P24 掲載）	町民アンケート調査	56.2%	75%
家庭の中で男女平等だと感じる人の割合（計画書 P22 掲載）	町民アンケート調査	46.2%	70%
地域社会の中で男女平等だと感じる人の割合（計画書 P22 掲載）	町民アンケート調査	30.2%	60%
職場で男女平等だと感じる人の割合（計画書 P22 掲載）	町民アンケート調査	33.8%	60%
区長会における女性区長の割合（計画書 P20 掲載）	各集落	7.7%	その年の県平均以上
審議会等における女性登用割合（計画書 P20 掲載）	男女共同参画局 WE B サイト	19.5%	その年の県平均以上
委員会等における女性登用状況（計画書 P20 掲載）	男女共同参画局 WE B サイト	17.2%	その年の県平均以上
地域防災推進員がいる集落の割合	屋久島町役場	0.0%	20%

# 資料編

## 1 用語集

あ行	
アンコンシャス・バイアス	人が無意識のうちに持っている思い込みのこと。「子育て中の女性に重要な仕事は無理だ」といった性別に関する決めつけや偏見を生むことにもつながる。
育児・介護休業法	育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律のこと。 育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家族生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的としたもの。
SDGs（持続可能な開発目標）	SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを掲げている。
SNS	SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）とは、インターネット上でユーザー同士がコミュニケーションをとることを可能にするサービス。個人間のコミュニケーションや行政・企業等の広報などに使われる一方で、SNSを介した性的な暴力やハラスメントが発生するケースもある。
M字カーブ	日本で15歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したときにできる曲線のこと。M字型曲線ともいい、女性の労働力率が出産・育児期である30代前半を谷底とする形を表したものの。
LGBT	L=レズビアン（女性同性愛者）、G=ゲイ（男性同性愛者）、B=バイセクシュアル（両性愛者）、T=トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人）など、性的少数者の総称の一つ。これにQ=クエスチョニング（自分の性が分からない、意図して決めていない人）またはクィア（性的少数者の相称の一つ）、+=プラス（いずれにも該当しない人）を加えたLGBTQ+、より多様な性のあり方を意味するsを加えたLGBTsなどの派生形も存在する。
エンパワーメント	本来は英語の「パワー（力）」からきており、「力をつけること」という意味。ここでいう力とは、自分の意見を述べたり、社会に働きかけたり、動かしたりする力であり、それを可能にするための知識や能力を身につけることも含まれる。単に個人的に能力を高めるだけではなく、それを社会的に使う力という。

か行	
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、公的な第三者の立会いのもと文書で協定書をつくること。
国連女性の地位委員会	経済社会理事会（Economic and Social Council）の機能委員会の一つで、昭和 21 年（1946 年）6 月に設置された。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行い、経済社会理事会はこれを受けて、国連総会に対して勧告を行う。
固定的性別役割分担意識（固定的な性別役割分担意識）	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」というように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）	1979 年の国際連合の女子差別撤廃条約採択をうけて、雇用における男女平等の実現をはかるために、1985 年に制定された。労働者の募集、採用および配置、昇進につき男女の均等な取り扱いを事業主の努力義務とし、教育訓練、福利厚生および定年、退職、解雇についての女子差別禁止、雇用における男女差別禁止とセクシュアル・ハラスメント防止の事業所義務化、妊娠、出産などを理由にした不利益な取り扱いの禁止、男性に対する差別禁止などが盛り込まれている。
さ行	
ジェンダー	生物学的な性別【セックス/sex】と対比して、社会通念や慣習により形成された社会的・文化的な性別を指す。ジェンダーはそれ自体に良い、悪いといった価値を含むものではないが、男女の役割分担に関する社会通念などが差別や不平等につながるケースがある。
ジェンダーギャップ指数	世界経済フォーラムが毎年発表する男女格差を図る指数。経済、政治、教育、健康の 4 つの分野のデータから作成され、0 が完全不平等、1 が完全平等を示す。
女子差別撤廃条約	昭和 54 年に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃をめざして、法律や制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めている。日本では、昭和 55 年に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科男女共修の検討などの条件整備を行った後、昭和 60 年に批准した。
女性相談支援員	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を根拠とする、公的機関で女性支援の業務を担う専門職。困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	女性の職業生活における活躍を推進するための法律。「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること」「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること」などを基本原則とし、国・地方公共団体・事業主の責務と事業主の行動計画の策定や女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める。
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定める。

性自認	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を持っているかということ（公益財団法人人権教育啓発推進センター資料より）。
性的少数者	同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人、性的指向や性自認等に関するありようが多数派とは異なるとされる人々のこと。「セクシュアルマイノリティ」、「性的マイノリティ」ともいう。
セクシュアル・ハラメント（セクハラ）	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供する措置。個々の状況に応じて実施していくものである。 積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。
<b>た行</b>	
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保された社会をいう。この社会では、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに、男女が共に責任を担うとされている。 平成11年（1999年）6月には男女共同参画の推進を法律面で明確化した男女共同参画社会基本法が制定された。
男女共同参画社会基本法	「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律」で、平成11年に公布・施行された。 男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。
デートDV	DVのうち、恋人同士の間で起こる暴力を指す。 殴る、蹴るの暴力だけでなく、どなる、おどす、交友関係を細かくチェックし行動を制限するなど、相手を自分の思いどおりに支配しようとする行為もデートDVに含まれる。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	女性、子ども、高齢者、障がい者などの家庭内弱者への「継続的な身体的虐待、心理的虐待、性的虐待など」を指し、女性問題としては夫や恋人など「親しい」男性から女性への暴力をいう。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。
DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とするもので、平成25年に一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなっている。

<b>は行</b>	
パワー・ハラスメント	職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行うなど、精神的・身体的苦痛を与え、または職場環境を悪化させること。就業者の働く関係の悪化や雇用不安といった悪影響を及ぼし、うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもある。
「北京宣言」及び「行動綱領」	平成7年(1995年)に北京で開催された第4回世界女性会議で採択されたもので、「行動綱領」は21世紀に向けての各国政府の女性政策の指針を示している。12の重大問題領域があげられ、それぞれについて戦略目標ととるべき行動が提示されている。また、「北京宣言」では、女性の地位向上とエンパワーメントを一層前進させるため、効果的、効率的かつ相互に補強し合うジェンダーに敏感な政策及びプログラムを計画・実施・監視することが必要であると宣言している。
<b>ま行</b>	
メディア・リテラシー	インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を見きわめる能力のこと。
<b>や行</b>	
ユニバーサルデザイン	「ユニバーサル」とは「万人の、普遍的な」などの意味を持つ単語であり、ユニバーサルデザインとは年齢、性別、文化の違い、障害の有無によらず、誰にとってもわかりやすく、使いやすいデザインを指す概念。建築や製品、交通、情報など様々なものの設計(デザイン)に適應されている考え。
<b>ら行</b>	
ライフステージ	人の生涯を、その特徴や人生の節目となるイベントによっていくつかの区切りをもってとらえるもの。一般的には、胎児期、乳幼児期(乳児期、幼児期)、学童期、青年期、成人期、老年期のように区分されている。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)	「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。女性自身やカップルが、安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、自分たちの子どもの数や出産する時期を自由に決める「選択の自由」(権利:ライツ)を持ち、さらにそのための健康(ヘルス)の享受とそれに関する情報や手段を得る権利があるという考え。
<b>わ行</b>	
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

## 2 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正

平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号

同 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

令和 7 年 6 月 27 日 同 第 80 号

### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七條 會議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 會議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八條 この章に定めるもののほか、會議の組織及び議員その他の職員その他會議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

### (経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。

この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

### 3 屋久島町男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成 26 年 6 月 25 日告示第 81 号

改正

令和元年 12 月 26 日告示第 138 号

#### 屋久島町男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第 1 条 屋久島町における男女共同参画社会の実現に向けて、広く意見を聴し、基本計画の策定及び男女共同参画社会形成に係る施策を総合的に推進するため、屋久島町男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、男女共同参画社会づくりに関する諸問題について研究・協議し、必要に応じて町長に報告を行うものとする。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町内の団体及び関係機関の代表者
- (2) 町内企業及び事業所の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選とする。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、必要に応じて専門家に意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、観光まちづくり課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月26日告示第138号)

この規程は、令和元年12月26日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

## 4 屋久島町男女共同参画推進会議設置要綱

平成 26 年 6 月 25 日告示第 80 号

改正

令和元年 12 月 26 日告示第 138 号

令和 3 年 4 月 1 日告示第 58 号

### 屋久島町男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 男女が、社会の対等な構成員として、その能力と個性を十分に発揮することができ、かつ、共に責任を負うべき男女共同参画社会の実現を図るため、屋久島町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について、調査、研究及び審議を行う。

- (1) 男女共同参画社会実現に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会実現に係る施策の関係課等間の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成促進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副町長をもって充てる。
- 3 副会長は、観光まちづくり課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第 4 条 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させて意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 会長は、男女共同参画社会実現のための施策について、調査、研究その他専門的な作業を行うため、屋久島町男女共同参画幹事会（以下「幹事会」という。）を置くことができる。

- 2 幹事会は、別表第 2 に掲げる推進会議の各委員が推薦する所属職員をもって組織する。
- 3 幹事会は、調査、研究その他専門的な作業の経過及び結果を推進会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、観光まちづくり課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月26日告示第138号)

この規程は、令和元年12月26日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則 (令和3年4月1日告示第58号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第3条関係)

総務課長
会計課長
政策推進課長
町民課長
福祉支援課長
健康長寿課長
生活環境課長
産業振興課長
建設課長
電気課長
地域住民課長
教育委員会教育総務課長
教育委員会社会教育課長
議会事務局長

#### 別表第2 (第6条関係)

総務課長
政策推進課長
観光まちづくり課長
町民課長
福祉支援課長
健康長寿課長
産業振興課長
建設課長
教育委員会教育総務課長
教育委員会社会教育課長

第 2 次屋久島町  
男女共同参画基本計画

---

令和 8 年 2 月

発行 鹿児島県 屋久島町 観光まちづくり課

〒891-4292

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20

TEL 0997-43-5900

FAX 0997-43-5905

